

令 和 6 年 度

区 政 概 要

福 岡 市

目 次

| | |
|---|----|
| 1. 市勢概況 | 1 |
| 1-1 市域図 | 1 |
| 1-2 市域拡張の変遷 | 2 |
| 1-3 各区の面積・世帯数・人口 | 3 |
| 1-4 各区の特色 | 5 |
| 2. 区役所の機構及び庁舎等の現況 | 13 |
| 2-1 区役所・出張所及び保健所庁舎一覧 | 13 |
| 2-2 市民センター等施設一覧 | 17 |
| 2-3 区役所の機構 | 20 |
| 2-4 区役所課別職員数 | 23 |
| 2-5 区関係諸統計 | 24 |
| 2-5-1 各区別人口の推移（住民基本台帳） | 24 |
| 2-5-2 年齢別人口 | 24 |
| 2-5-3 国籍等別外国人数（住民基本台帳） | 25 |
| 2-5-4 選挙人名簿登録者数・議員定数・投票区数 | 26 |
| 2-5-5 各区選挙人名簿登録者数の推移（定時登録） | 26 |
| 2-5-6 市立学校・学級・児童生徒数 | 27 |
| 2-5-7 指定学校変更・区域外就学人数（小中学校合計） | 27 |
| 2-5-8 小学校区・公民館数 | 27 |
| 2-5-9 戸籍関係届出件数 | 28 |
| 2-5-10 印鑑関係処理件数 | 28 |
| 2-5-11 中長期在留者住居地届出等事務処理件数 | 28 |
| 2-5-12 戸籍・住民基本台帳関係諸証明等発行件数 | 29 |
| 2-5-13 住民基本台帳関係処理件数 | 29 |
| 2-5-14 住居表示実施状況 | 30 |
| 2-6 各区町名一覧表 | 35 |
| 3. 区行政推進の歩み | 37 |
| 4. 区関係諸規程 | 52 |
| 4-1 福岡市区の設置等に関する条例 | 52 |
| 4-2 区長委任事務に関する規則等 | |
| 4-2-1 福岡市区長事務委任規則 | 54 |
| 4-2-2 福岡市事務分掌規則（一部抜粋） | 57 |
| 4-2-3 福岡市市税条例施行規則（一部抜粋） | 58 |
| 4-2-4 協議に基づく委任及び補助執行〔教育委員会〕（一部抜粋） | 59 |
| 4-2-5 福岡市区における総合行政の推進に関する規則 | 60 |
| 4-2-6 区政推進会議要綱 | 66 |
| 4-2-7 福岡市自治協議会共創補助金交付要綱 | 67 |
| 5. 政令指定都市所在地・各担当課 | 72 |
| 5-1 政令指定都市の概要・区役所所在地等 | 72 |
| 5-2 政令指定都市区政担当課 | 78 |

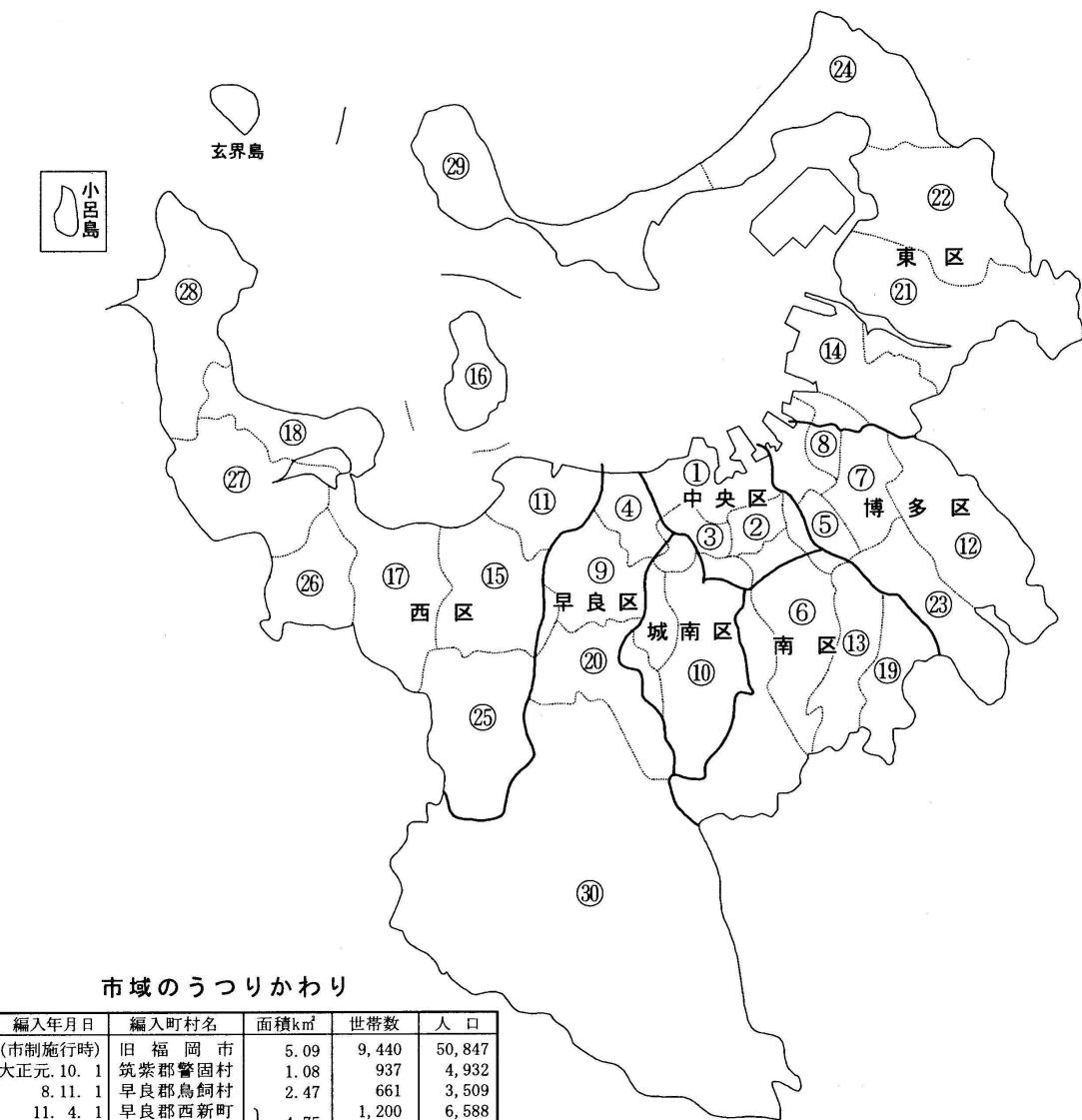
1. 市勢概況

1-1 市域図



※第9次福岡市基本計画抜粋（平成24年12月策定）のため現況と異なります。

1-2 市域拡張の変遷



市域のうつりかわり

| 順位 | 編入年月日 | 編入町村名 | 面積km ² | 世帯数 | 人口 |
|----|----------|---------|-------------------|-------|--------|
| 1 | (市制施行時) | 旧福岡市 | 5.09 | 9,440 | 50,847 |
| 2 | 大正元.10.1 | 筑紫郡警固村 | 1.08 | 937 | 4,932 |
| 3 | 8.11.1 | 早良郡鳥飼村 | 2.47 | 661 | 3,509 |
| 4 | 11.4.1 | 早良郡西新町 | 4.75 | 1,200 | 6,588 |
| 5 | 11.6.1 | 筑紫郡住吉町 | 4.75 | 3,973 | 22,311 |
| 6 | 15.4.1 | 筑紫郡八幡村 | 5.40 | 678 | 3,514 |
| 7 | 昭和3.4.1 | 筑紫郡堅粕町 | 8.31 | 4,875 | 23,466 |
| 8 | 3.5.1 | 筑紫郡千代町 | 8.31 | 2,020 | 10,337 |
| 9 | 4.4.1 | 早良郡原村 | 9.46 | 701 | 3,927 |
| 10 | 4.4.1 | 早良郡通井川村 | 23.26 | 623 | 3,708 |
| 11 | 8.4.1 | 早良郡姪浜町 | 4.32 | 2,899 | 14,155 |
| 12 | 8.4.1 | 筑紫郡席田村 | 12.49 | 829 | 4,823 |
| 13 | 8.4.5 | 筑紫郡三宅村 | 6.48 | 839 | 4,486 |
| 14 | 15.12.26 | 柏屋郡箱崎町 | 5.57 | 3,077 | 16,893 |
| 15 | 16.10.15 | 早良郡壱岐村 | 10.94 | 630 | 3,341 |
| 16 | 16.10.15 | 早良郡残島村 | 3.93 | 197 | 931 |
| 17 | 16.10.15 | 糸島郡今宿村 | 11.34 | 529 | 2,620 |
| 18 | 17.4.1 | 糸島郡今津村 | 6.99 | 375 | 2,172 |
| 19 | 29.10.1 | 筑紫郡日佐村 | 5.63 | 1,361 | 7,013 |
| 20 | 29.10.1 | 早良郡田隈村 | 9.92 | 1,085 | 6,043 |
| 21 | 30.2.1 | 柏屋郡多々良町 | 14.39 | 2,520 | 11,418 |
| 22 | 30.2.1 | 柏屋郡香椎町 | 12.39 | 2,563 | 10,944 |
| 23 | 30.4.5 | 筑紫郡那珂町 | 7.80 | 6,065 | 26,129 |
| 24 | 35.8.27 | 柏屋郡和白町 | 12.50 | 1,751 | 8,370 |
| 25 | 35.8.27 | 早良郡金武村 | 14.73 | 428 | 2,561 |
| 26 | 36.4.1 | 糸島郡周船寺村 | 6.40 | 842 | 4,433 |
| 27 | 36.4.1 | 糸島郡元岡村 | 11.79 | 662 | 3,907 |
| 28 | 36.4.1 | 糸島郡北崎村 | 14.20 | 1,132 | 6,459 |
| 29 | 46.4.5 | 柏屋郡志賀町 | 11.87 | 2,299 | 8,951 |
| 30 | 50.3.1 | 早良郡早良町 | 76.73 | 2,779 | 11,411 |

(注)人口等は編入時の数値である。

1-3 各区の面積・世帯数・人口

令和6年4月1日現在

| 区・出張所 | 面 積 (km ²) | 世 帯 数 (参考) | 人 口 | | | 1 世帯 当り 人員 | 人口密度 (km ² 当たり) |
|----------------------------|---------------------------|---------------|-----------|---------|---------|------------------|----------------------------------|
| | | | 総 数 | 男 | 女 | | |
| 全 市 | 343.47 | 877,520 | 1,645,863 | 775,905 | 869,958 | 1.9 | 4,792 |
| 東 区 | 69.46 | 167,322 | 333,468 | 161,811 | 171,657 | 2.0 | 4,801 |
| 博 多 区 | 31.62 | 164,301 | 259,657 | 124,986 | 134,671 | 1.6 | 8,212 |
| 中 央 区 | 15.39 | 135,099 | 212,537 | 95,852 | 116,685 | 1.6 | 13,810 |
| 南 区 | 30.98 | 134,873 | 269,805 | 124,685 | 145,120 | 2.0 | 8,709 |
| 城 南 区 | 15.99 | 69,705 | 133,586 | 62,626 | 70,960 | 1.9 | 8,354 |
| 早 良 区 | 95.87 | 106,011 | 224,080 | 105,142 | 118,938 | 2.1 | 2,337 |
| う ち 部 出 張 所 | 75.81 | 9,351 | 22,919 | 10,906 | 12,013 | 2.5 | 302 |
| 西 区 | 84.16 | 100,209 | 212,730 | 100,803 | 111,927 | 2.1 | 2,528 |
| う ち 部 出 張 所 | 48.22 | 35,253 | 73,284 | 36,306 | 36,978 | 2.1 | 1,520 |

(注) 1. 人口は令和2年国勢調査結果を基礎として、住民基本台帳の異動状況等から算出した推計人口。

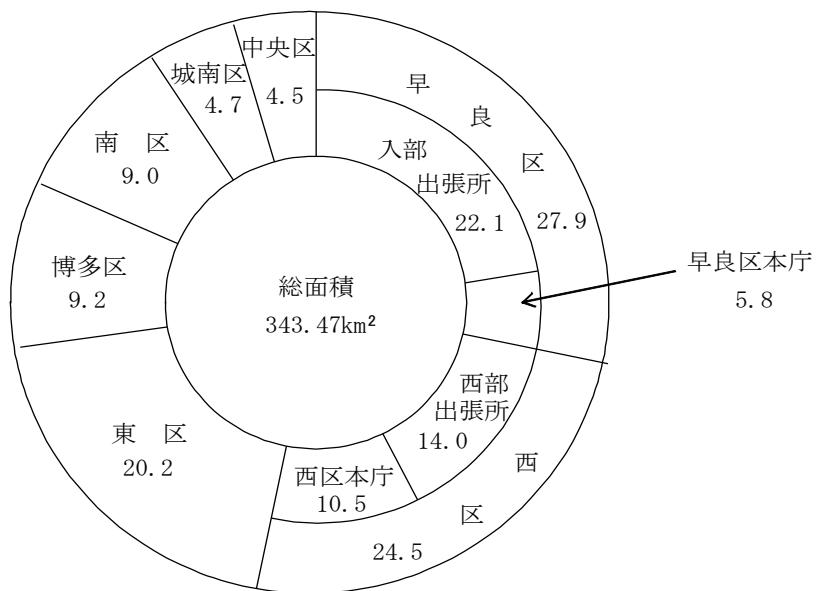
2. 世帯数は人口と同じ方法で算出しているが、世帯の定義が国勢調査と住民基本台帳とで若干の相違があるため参考として掲載する。

3. 面積（資料：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」）

* 出張所面積は、総務企画局企画調整部統計調査課で独自に測定

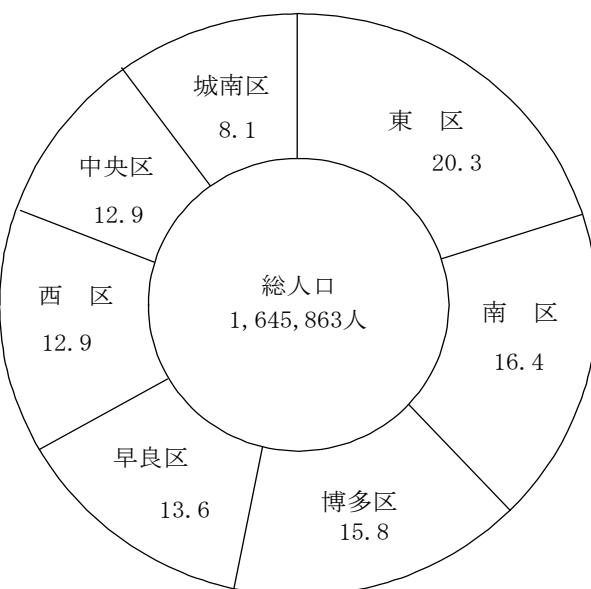
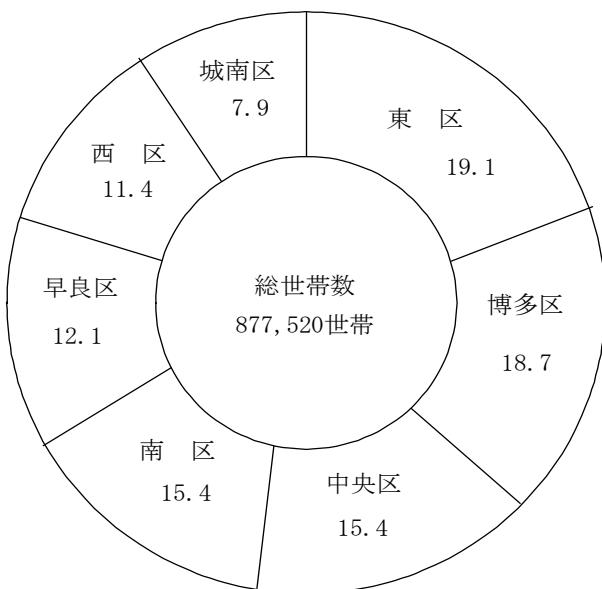
面積・世帯数・人口の区別構成（令和6年4月1日現在）

面 積 (単位 : %)



世 带 数

人 口



(注) 単位未満を四捨五入しているため合計が100%とならない場合がある。

1-4 各区の特色（令和6年4月1日現在）

東区の特色



東区は市の東部に位置し、北は糟屋郡新宮町に、東は糟屋郡久山町及び粕屋町に、南は福岡市博多区に隣接しており、西には博多湾及び玄界灘の海が広がっている。

区域内には、九州を南北に結ぶJR鹿児島本線など複数の鉄道路線、市の中心部と臨海地区・九州縦貫自動車道を繋ぐ都市高速道路や国道などの幹線道路が結集し、交通の大動脈を形成している。また、箱崎ふ頭・香椎パークポートやアイランドシティなどの臨海部には、海上物流機能が集積し、隣接するJR貨物ターミナルと一体となって、地域経済を支える物流拠点を形成している。

7区最多の人口を擁する東区は、様々なまちづくりが同時に進行している区でもある。アイランドシティで大規模住宅や商業施設の開発が進み、今後も人口増加が見込まれ、令和6年4月には「照葉はばたき小学校」が開校し、「アイランドシティはばたき公園野鳥観察の丘」もオープンした。九州大学箱崎キャンパス跡地においては、グランドデザイン（平成30年7月策定）に基づき、先進的なまちづくり「Fukuoka Smart East（フクオカスマートイースト）」の取組みが進められており、令和6年4月に優先交渉権者が決定した。

東区には、九州産業大学、福岡工業大学、福岡女子大学、令和健康科学大学などの特徴ある大学が立地しているほか、文化・スポーツ・レクリエーション施設としては、芸術文化を感じるまちづくりの核となる複合施設「なみきスクエア」（市民センター、図書館、音楽・演劇練習場、証明サービスコーナー）をはじめ、和白地域交流センター、東体育館、東市民プール、総合体育館、雁の巣レクリエーションセンターがあり、多くの市民が利用している。

また、大規模な国営公園である「海の中道海浜公園」や、「アイランドシティ中央公園」・香椎パークポートの「みなと100年公園」などの、自然環境を活かした雄大かつ魅力ある公園が整備されている。

そのほか、豊かな自然にも恵まれ、国定公園に指定されている志賀島や海の中道には、美しい景観を有する海岸が広がり、区の東部には国の特別天然記念物に指定されたクスノキ原生林がある立花山や三日月山が連なっている。また、博多湾東部の和白干潟は、渡り鳥の飛来地として有名である。

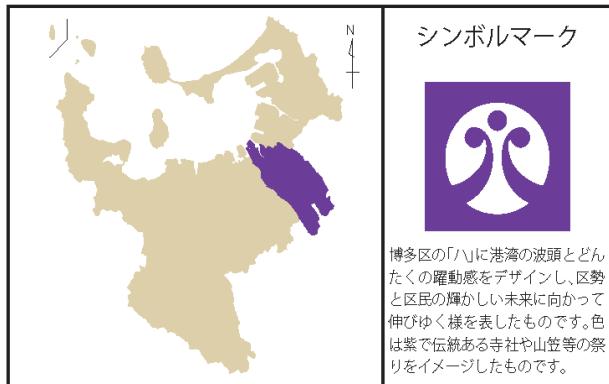
「漢委奴国王の金印」が発見され、万葉集にも歌われている志賀島、舞松原・宮前などの古墳、蒙古塚、名島城址・立花城址など歴史的にも貴重な史跡や筥崎宮・香椎宮・志賀海神社をはじめとする福岡市を代表する神社・仏閣が多く残されている。志賀島地区は自然や歴史資源を有しており、海辺の魅力を高めることで地域の観光振興・活性化を推進するため「Fukuoka East Coast」プロジェクトに取り組んでいる。

東区では、「歴史と自然の魅力にあふれ、人が活躍し、活力を創造するまち」を将来像に掲げ、区の特性を活かしたまちづくりに住民と行政が共働しながら取り組んでいるところである。

令和6年度東区運営方針

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/higashiku/k-shinko/keikaku/Higashiku.html>

博多区の特色



(R6. 4. 1 現在)

世帯数 164,301 世帯
人口 259,657 人
人口密度 8,212 人/km²
面積 31.62km²

博多区は、市の中心部から南東部に位置し、区の北部は陸・海・空の玄関口を擁し、九州の人・物・情報の交流拠点となっており、南部には住宅地域が広がっている。

陸の玄関口であるJR博多駅は、鉄道利用者に加え、駅ビル来館者など多くの人が行き交い、その周辺には、金融機関、商工会議所、国の合同庁舎、企業の支店等の都市機能をはじめ、全市の卸売業のうち5割を超える事業所が集積している。海の玄関口である博多港は、国際拠点港湾として年間約3,261万トン（令和5年速報値）の海上輸送貨物が取り扱われ、中央ふ頭から博多ふ頭にかけてのウォーターフロント地区は、港湾旅客施設などの海のゲートウェイ機能や、マリンメッセ福岡・福岡国際会議場などのMICE施設が集積するほか、都心部の貴重な海辺空間という特性を活かし、市民や来街者が楽しめる魅力あるまちづくりに取り組んでいる。空の玄関口である福岡空港は、地下鉄により都心部と直結する世界有数の利便性の高い空港であるとともに、国内はもとより、東アジアや東南アジア路線など豊富な国際路線を有し、国際空港としての重要性がますます高まっている。これら陸・海・空の玄関口の機能充実は、アジアの拠点都市をめざす本市の大きな発展の原動力となっている。

一方、博多どんたくの起源とされる国の重要無形民俗文化財の博多松囃子や、ユネスコ無形文化遺産の博多祇園山笠にも代表されるとおり、歴史や伝統の息吹を伝えるものも多く、博多の総鎮守の櫛田神社、商売繁盛などを祈って参詣者の多い十日恵比須神社、航海の神として崇敬されている住吉神社、日本最初の禅寺である聖福寺、さらには、東長寺、承天寺、崇福寺など高名な神社仏閣が点在しており、承天寺通りの博多千年門は、人々を博多旧市街エリアへ導くウェルカムゲートとなっている。さらに遡れば、日本最古の稻作集落のひとつである板付遺跡をはじめ、金隈遺跡や那珂八幡古墳、東光寺剣塚古墳などの多くの遺跡や、埋蔵文化財の収蔵・管理を行う井相田の埋蔵文化財センターが所在している。

また、福岡アジア美術館や博多座をはじめ、市民の社会教育・文化活動の場である山王の博多市民センター、音楽や演劇などの練習ができる千代のパピオビールーム、小劇場としても利用される祇園のぽんプラザホールなどがあり、文化・芸術に彩られたまちとして的一面を持つとともに、東平尾公園の博多の森陸上競技場・球技場をはじめ、総合的な機能を持つ東公園の市民体育館、山王公園の野球場や博多体育館などのスポーツ施設も充実している。

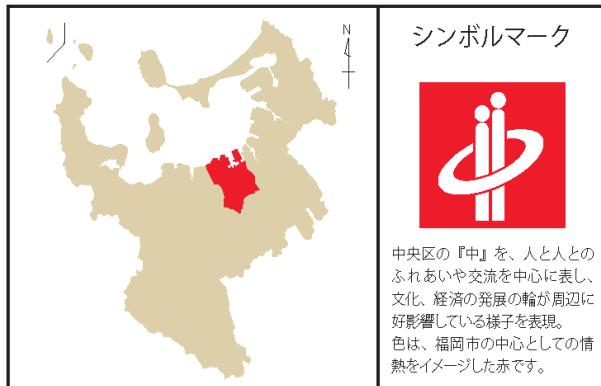
さらに、美野島・竹下の河川緑地であるりぼんシティオ那珂川地区は、周辺の景観と一体に整備された水辺空間として憩いをもたらし、立花寺には立花寺緑地リフレッシュ農園が整備され多くの市民に親しまれている。雑餉隈駅に近接するさざんぴあ博多は、コミュニティ・文化・スポーツ機能が一体となった施設として区南部を中心に活用されている。

近年、青果市場跡地に開業した大型複合商業施設や、令和6年3月に開業した西鉄天神大牟田線桜並木駅、福岡空港の滑走路増設を契機とした新たなまちづくりの取組みが進められている。

令和6年度博多区運営方針

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/hakataku/t-shinko/shisei/R6.html>

中央区の特色



(R6. 4. 1 現在)

世帯数 135,099 世帯
人口 212,537 人
人口密度 13,810 人/km²
面積 15.39km²

市の中心部に位置する中央区は、古代には迎賓館「鴻臚館」がおかれて、江戸時代には福岡藩の城下町として栄えたところである。

明治の廃藩置県以後も西日本における行政・経済・文化の中核拠点として発展を続け、近年は、商業施設・金融機関・商社等の商業・業務機能の集積が進んでいる。

福岡の顔ともいえる天神は、鉄道やバス網の起点となる交通の要衝であり、アジアの交流拠点都市をめざす福岡市の中心として、多くの都市機能を有する国際化に対応した街へと発展している。また、天神ビッグバンにより、更新期を迎えたビルが耐震性の高い先進的なビルに建て替わることにより、さらに都心部の機能を高め、新たな空間や雇用が生み出されている。

ウォーターフロント地区は、各地から新鮮な魚が集まる鮮魚市場が立地するほか、地行浜地区は、福岡 PayPay ドームなどがあり、プロ野球をはじめスポーツ・音楽などのイベントが開催される、スポーツ・エンターテインメントゾーンを形成している。

都心周辺部には、西公園から大濠公園・舞鶴公園、動植物園のある南公園、鴻巣山と、水と緑に親しめる空間がつながり、公園面積は区の面積の10%を超えていている。

スポーツに親しめる場所として、平和台陸上競技場や球技場、中央体育館、中央市民プールなどがあり、多くの市民に利用されている。

また、福岡城を中心に城下町の面影を残す鉤(かぎ)型路地、江戸時代の儒学者貝原益軒ゆかりの金龍寺、幕末の歌人野村望東尼の平尾山荘、国の重要文化財となっている文学館（赤煉瓦文化館）など歴史にふれあえる場所も多い。さらに、福岡市科学館、市立美術館、県立美術館や市民会館、アクロス福岡などの文化施設も点在。外国の公館、新聞社、放送局なども区内に集中し、数多くの情報が発信されている。

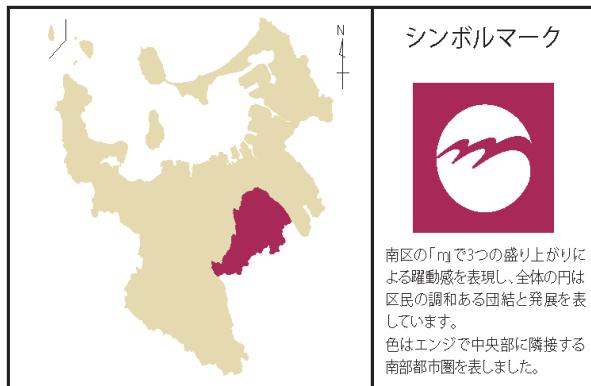
保健医療・福祉関係では、国立病院機構九州医療センターや健康づくりサポートセンター（あいれふ）、保健環境研究所（まもるーむ）、市民福祉プラザ（ふくふくプラザ）、こども総合相談センター（えがお館）、中央児童会館（あいくる）がある。

中央区では、「人が集い、人が輝き、人がやさしいまち「中央区」】をまちづくりの目標として掲げ、その実現のために、「安全・安心のまちづくり」「健やかに育ち暮らせるまちづくり」「区の魅力が活けるまちづくり」「「ぬくもり」のある区役所づくり」の4つの取組みの方向性に沿って、区の特色や課題を踏まえた魅力あるまちづくりに取り組んでいる。

令和6年度中央区運営方針

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/chuoku/kikaku/torikumi/reiwa6nendo-uehosin.html>

南区の特色



(R6. 4. 1 現在)

世帯数 134,873 世帯
人口 269,805 人
人口密度 8,709 人/km²
面積 30.98km²

南区の「m」で3つの盛り上がりによる躍動感を表現し、全体の円は区民の調和ある団結と発展を表しています。
色はエンジで中央部に隣接する南部都市圏を表しました。

市の南部に位置する南区は、東区に次いで人口が多く、自然環境に恵まれた住宅・文教地区で、閑静な戸建住宅や大規模団地が区内全域に広がる「くらしのまち」である。

油山市民の森や油山牧場、花畠園芸公園、桧原運動公園、高宮南緑地などの魅力的な公園や施設、那珂川や市内で最大の野多目大池をはじめとするため池などの身近な自然環境に恵まれている。また、道路拡張で伐採されそうになった桜の木が、住民と行政の心のキャッチボールにより守られたエピソードで知られる桧原桜公園や、市内ではめずらしい高温の湯を湧出する博多温泉なども、多くの市民に親しまれている。

第9次福岡市基本計画（平成24年12月策定）で南部広域拠点に位置づけている西鉄大橋駅から高宮駅の周辺には、行政、医療、教育等の公共公益施設や商業サービス施設など多様な機能が充実し、大学や短大、男女共同参画推進センター（アミカス）、南市民センター、音楽・演劇練習場などの文教施設も多く立地している。また、地域拠点に位置づけている長住・花畠地域には、日常生活に必要な商業機能やサービス機能などが集積しており、周辺の生活圏域の中心となっている。

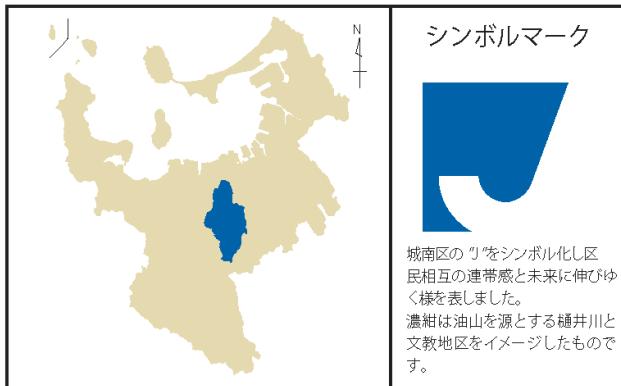
道路交通網については、高宮通りや日赤通り・みやけ通り、後野福岡線などの一部で交通渋滞の解消が課題であるが、屋形原須玖線や平成外環通り、長浜太宰府線や御供所井尻線の整備などにより、幹線道路のネットワーク強化が図られつつある。また、歩行者の視点に立った「人にやさしいみちづくり」を推進しており、通学路の歩車分離や歩道の新設、段差解消などのバリアフリー化、渋滞緩和と歩行者の安全確保のための交差点の改良、無電柱化や自転車通行空間整備などに取り組んでいる。

南区では、第9次福岡市基本計画において「いきいき南区 くらしのまち～身近な自然とふれあい みんながつながり支え合う～」をまちづくりの目標に掲げている。この実現に向けて、①「人のつながりや交流が大切にされ、地域で支え合い・助け合うくらしやすいまち（自治・共創）」、②「みんなにやさしい、安全で安心して住み続けられるまち（安全・安心）」、③「那珂川やため池、油山などの自然がさらに身近に感じられるうるおいとやすらぎのあるまち（自然・共生）」、④「大学や隣接地域との連携・交流や文化活動などが盛んで、活気あふれるまち（文化・交流）」の4つの方向性に沿って、地域、大学、企業、NPOなどと連携しながら取り組みを進めている。

令和6年度南区運営方針

https://www.city.fukuoka.lg.jp/minamiku/k-shinko/shisei/minamiuneihoushin_reiwa6.html

城南区の特色



(R6.4.1 現在)

世帯数 69,705世帯
人口 133,586人
人口密度 8,354人/km²
面積 15.99km²

城南区は、市域のほぼ中央部に位置し、区域の大半が住宅地であり、中央区・南区に次いで人口密度が高く、大規模な住宅団地が区の全域に点在している。一方、南部に広がる油山や区内を南北に流れる樋井川、多くのため池など、豊かな自然環境が生活の身近なところにある。また、福岡大学と中村学園大学の2つの大学があり、大学の機能や学生の活力を活かしたまちづくりに取り組んでいる。

北部地域は、城南区の中でもいち早く都市化が進んだ地域で、区役所や城南体育館などの行政サービス機能や医療・福祉施設などが集まり、区の拠点となっている。また、この地域には中村学園大学をはじめ、七隈川沿いには小・中・高等学校、音楽用ホールを備えた末永文化センターや私立美術館ミュゼ・オダが立地し、文教地区として知られている。都市化が進む一方、田島神社では「田島神楽」が地域の伝統として受け継がれており、市の無形民俗文化財に指定されている。また、池泉廻遊式純日本庭園として名高い友泉亭公園は、筑前黒田藩第6代藩主継高公の別邸を公園として整備したもので、四季を通じて訪れる市民の心を和ませている。

西南部地域には、城南市民センターやスポーツ施設を有する西南杜の湖畔公園があり、市民の文化活動や健康づくりに寄与している。また、城南市民センター東側にある西の堤池は、西南杜の湖畔公園とともに季節を楽しむことができる湖と緑豊かな憩いの空間となっており、菊池神社や、梅林古墳など、郷土をしおぶ歴史的資源が残っている。地域のほぼ中心には西日本有数の学生数を誇る福岡大学が立地しており、キャンパス北側を通る「福大通り」と城南区のシンボルロード「城南学園通り」が交差する七隈交差点周辺には、商店街や飲食店等が並び、学生や住民に広く利用されている。また、令和4年4月に新設された城南警察署は、住民の安全・安心の拠点となっている。

東南部地域は、城南市民プールや城南消防署の公共施設があり、樋井川水系と油山などの水と緑に恵まれた住宅地である。油山では「人と都市と自然の共生」をテーマに再整備が行われ、複合体験型アウトドア施設「ABURAYAMA FUKUOKA」が令和6年4月にグランドオープンしさらに魅力が高まっている。また、中腹に位置する片江展望台は、秋に東南アジア方面へ向けて飛翔する渡り鳥「ハチクマ」の観測地点として知られている。

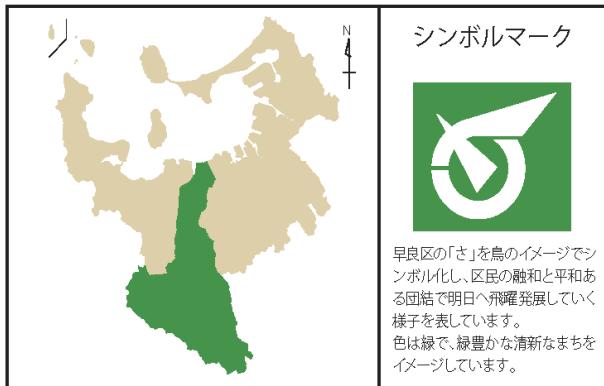
城南区は急速に市街化が進んだため、交通体系の整備が区の急務とされてきたが、平成17年2月に地下鉄七隈線が開通し、さらに令和5年3月には博多駅までの延伸開業により、住民の通勤・通学の利便性が大きく向上した。また、平成24年7月には、堤ランプを有する福岡都市高速環状線が全線開通し、都市圏を循環する高速道路ネットワークが完成した。

城南区では、「豊かな暮らしがあるまち・城南区～大学・自然と共生し、地域で支え合う安全で安心なまちづくり～」をまちづくりの目標に掲げ、「安全で安心して暮らせるまち」、「地域で支え合う、ぬくもりのあるまち」、「地域と大学が共生するまち」、「自然環境を大切にするまち」の4つを区の取組みの方向性に掲げ、区の特性を活かしたまちづくりに取り組んでいる。

令和6年度城南区運営方針

https://www.city.fukuoka.lg.jp/jonanku/kikaku_ks/kusei-shisetsu/jonanku_uneihosin.html

早良区の特色



(R6.4.1 現在)

世帯数 106,011世帯
人口 224,080人
人口密度 2,337人/km²
面積 95.87km²

早良区は、南北に長く広がる地形になっており、北部は博多湾に面するとともに、西部には室見川が流れ、そして南部は緑豊かな脊振山系にいだかれる、豊かな自然環境に恵まれた区である。

早良区は、昭和47年の政令指定都市移行に伴い設置されていた西区が、昭和50年の旧早良町との合併を経て、西、城南、早良の3区に分区され、昭和57年に誕生した。面積は7区のなかで最も広く、人口は、東区、南区、博多区に次いで4番目に多い区である。

戦前（昭和初期）から路面電車や旧国鉄筑肥線があり、明治通りの沿道を中心に市街地が形成されていたが、戦後、高度経済成長とともに、国道263号や西新に近い地域から開発が進み、特に昭和40年代以降、住宅を中心に市街地が急速に拡大した。

昭和56年に地下鉄1号線（室見～天神間）と藤崎バスターミナルが開業し、昭和58年には地下鉄1号線の姪浜～室見間が延伸開業した。平成元年には、シーサイドももち地区でアジア太平洋博覧会が開催され、その跡地に、福岡タワー、市博物館、市総合図書館などを擁した近代的な街が形成された。その後、平成17年に地下鉄3号線（橋本～天神南間）が開業し、さらに、区の中部に外環状道路及び福岡高速5号線が開通したこと、交通利便性が飛躍的に向上した。

早良区では、北部、中部、南部が異なる特性を持ち、それぞれの地域性や特性を生かしたまちづくりを進めしており、共働を担うそれぞれの「ひと」が、「みず」や「みどり」の豊かな自然と「ふれあい」、人と人が「交流」しながら、潤いある地域コミュニティを形成し、市民がずっと住み続けたいと思う魅力あふれる「光り輝く」まちづくりを進めている。

<北部地域>

北部地域は、商業・文教・交通の拠点として近代的な街並みを有し、都市の成長を推進する魅力・活力創造拠点であるシーサイドももち地区は、文化・情報技術関連施設が集積し、西新・藤崎地区とともに市西部の広域拠点となっている。

また、平成24年に西新から百道浜までの市道約1.6kmが全国で2番目の「サザエさん通り」と命名され、「サザエさん通り」を生かしたまちづくりに取り組んでいる。

<中部地域>

中部地域は、国道202号沿線から旧早良町周辺までの主に昭和40、50年代に整備された住宅地を中心とする地域である。地下鉄3号線や外環状道路などの都市基盤が整備され、大規模な集合住宅や戸建て住宅が集積している。また、令和3年には、中南部地域にコミュニティ機能を主体とした複合的な機能を有する早良南地域交流センター（ともてらす早良）が開館した。

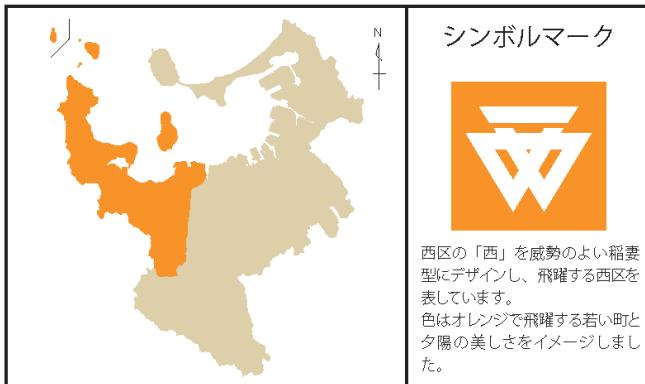
<南部地域>

南部地域は、旧早良町を中心とした地域で、広大な面積を有している。脊振山系を有し、福岡市内でも貴重な農業地域もある。国道263号沿道や内野地区など部分的に市街化が進んでいる一方、山間地にかけては集落が点在している。

令和6年度早良区運営方針

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/sawaraku/c-shinko/shisei/sawarakureiwa6nenndounneihousinn.html>

西区の特色



(R6. 4. 1 現在)

世帯数 100,209世帯

人口 212,730人

人口密度 2,528人/km²

面積 84.16km²

西区は、生の松原から西浦に至る美しい海岸線、小呂、玄界、能古の島々、飯盛山や叶岳などの豊かな自然環境と、元寇防塁、丸隈山古墳、吉武高木遺跡などの史跡や今津人形芝居、元岡・宇田川原・今宿青木の獅子舞などの伝統芸能や歴史的資産にも恵まれている地域である。一方、市内で最も農地が多く、農漁業が盛んであるが、近年では、宅地開発が進み年々人口が増加している。平成17年2月に地下鉄七隈線が開業し、橋本駅周辺では土地区画整理事業も行われ、大規模商業施設が進出している。また、元岡・桑原地区への九州大学の移転及び九大学研都市駅の開業、伊都土地区画整理事業などの大規模プロジェクトの推進、さらに、令和5年4月の西都北小学校の開校などもあり、今後、より一層の人口集積が予想されている。

東部地域の北部には、西区役所をはじめ西区保健福祉センター（西保健所）、西市民センター、西図書館、水道局西営業所、家庭動物啓発センター、西部療育センター、西障がい者フレンドホーム、ハローワーク福岡西、西福岡年金事務所等の行政機関が集中している。また、市営地下鉄とJR筑肥線の結節点である姪浜駅は、バス路線が集中し交通の拠点となっており、駅南側では土地区画整理事業により美しい街並みが形成されている。臨海部は、ヨットハーバーやマリーナ、海浜公園や大型商業施設などが立地し、親水性を活かした賑わいのある地区となっている。

東部地域の中部・南部は、人口の増加に伴い開発が進んだ新興住宅地域と、本市の農業生産を担う都市型農業地域とに大別される。また、西体育館、西部運動公園、総合西市民プール等のスポーツ施設や、室見川河畔公園、飯盛山を軸とした散策ルートが整備され、市民の健康増進やレクリエーションの場として活用されている。野方遺跡や吉武高木遺跡等の貴重な古代遺跡も地区内に位置しており、平成29年4月には、吉武高木遺跡「やよいの風公園」がオープンした。

長垂山以西の西部地域には、西部出張所を設け、地域住民の利便を図るとともに、西消防署、西警察署が配置され市民の生命、財産の保護に努めている。同地域は農漁業の盛んな地域である一方、今宿、九大学研都市両駅周辺において、土地区画整理事業等による宅地供給が行われ市街化が進んでいる。区画整理地内には、「さいとぴあ（西部地域交流センター）」が平成22年7月に開館し、地域のコミュニティ拠点となっている。今津地区には特別養護老人ホーム（大寿園）、国立福岡視力障害センター、障がい者支援施設（第一野の花学園）、市立今津特別支援学校、今津赤十字病院等が立地し、昭和45年には、これら福祉施設と地域住民とが一体となった「今津福祉村」が全国で初めて組織され、現在に至っている。文化財としては、全国的に著名な今津の元寇防塁、元岡瓜尾貝塚、今宿古墳群、弥生時代の石斧製造所跡である今山遺跡などが点在しており、史跡の宝庫となっている。また、今宿野外活動センター、海づり公園、今津運動公園、今津リフレッシュ農園、玄海自転車道、高祖山・叶岳・灘山などのハイキングコースや柑子岳の自然歩道等、多様な施設が整備され、市民の憩いの場として親しまれている。北崎地区では、美しい海岸線にフォトスポットやおしゃれなカフェが集まるエリアとして海辺の魅力を高めることで地域の観光振興・活性化を推進するため、「Fukuoka West Coast」プロジェクトに取り組んでいる。

令和6年度西区運営方針

https://www.city.fukuoka.lg.jp/nishiku/c-shinko/kusei/R4_nishikuunehoushin.html

2. 区役所の機構及び庁舎等の現況

2-1 区役所・出張所及び保健所庁舎一覧（令和6年4月1日現在）

〈建築方式〉

UR市街地住宅との併用方式（東・南・早良・西）

財政局との合同庁舎（博多）

交通局との合同庁舎（中央）

水道局との合同庁舎（城南）

西部地域交流センター、西部図書館との併用方式（西部出張所）

福岡市健康づくりサポートセンター等複合施設（中央区保健福祉センター）

〈所在地、構造及び規模〉

| 庁舎名・所在地・電話番号 | 建物構造 | 竣工年月 | 庁舎部分延床面積 | 敷地面積 |
|---|--|--------|---------------------------------|------------------------------------|
| ◆東区役所 〒812-8653 東区箱崎2丁目54番1号 TEL 631-2131（代表） FAX 645-1127 | 鉄筋コンクリート造 地下1階・地上10階 うち庁舎部分 地下1階・地上2階 | S46. 9 | 6,209m ² | 6,127m ² |
| ◆東区役所別館 東区保健福祉センター (東保健所) 〒812-0053 東区箱崎2丁目54番27号 TEL 631-2131（代表） | 鉄骨造（増築） 地上3階 | S63. 1 | | |
| | 鉄筋コンクリート造 地下1階・地上2階（保健所） | S50. 3 | 2,523m ² | 2,580m ² |
| | 鉄筋コンクリート造 地上3階（水道局東営業所内） うち庁舎部分 地上3階の一部 | H8. 3 | 292.89 m ² (借用面積) | 99.31 m ² (借用面積) |
| ◆博多区役所 博多区保健福祉センター (博多保健所) 〒812-8512 博多区博多駅前2丁目8番1号 TEL 441-2131（代表） FAX 452-6735 | 鉄骨造（中間階〔2階柱頭〕免震構造）地上10階 うち庁舎部分 地上8階 | R4. 1 | 15,224 m ² | 2,480 m ² |
| JR九州 博多駅下車 徒歩7分 地下鉄 柳田神社前駅下車 (5番出口) 徒歩約3分 〃 祇園駅下車 (P2出口) 徒歩5分 バス 駅前1丁目下車徒歩5分 | | | | |
| ◆中央区役所 〒810-8622 中央区大名2丁目5番31号 TEL 714-2131（代表） FAX 714-2141 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階・地上8階 うち庁舎部分 地上3階 | S55. 6 | 7,793m ² (専用面積) | 3,826m ² (合同庁舎全体の面積) |
| 地下鉄 赤坂駅下車 (5番出口) 徒歩すぐ バス 大名2丁目下車徒歩すぐ | | | | |

| | | | | |
|--|--|--------|-------------------------------|------------------------------------|
| <p>◆中央区保健福祉センター (中央保健所) 〒810-0073 中央区舞鶴2丁目5番1号 あいれふ5・6F TEL 761-7361 (保健所・代表) FAX 734-1690</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>地下鉄 赤坂駅下車(3番出口) 徒歩4分 バス 法務局前下車 徒歩3分</p> </div> | <p>鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階・地上10階 うち5、6階部分</p> | H 6.11 | 2,752m ² | 3,455m ² |
| <p>◆南区役所 〒815-8501 南区塩原3丁目25番1号 TEL 561-2131 (代表) FAX 561-2130</p> | <p>鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上10階 うち庁舎部分 地下1階・地上2階</p> | S46. 1 | 4,832m ² | 6,795m ² |
| | <p>(別館) 鉄筋コンクリート造 平屋建 (屋上駐車場)</p> | H 4. 3 | 819m ² | |
| <p>◆南区保健福祉センター (南保健所) 〒815-0032 南区塩原3丁目25番3号 TEL 559-5114 FAX 541-9914</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>西鉄電車 大橋駅下車 徒歩5分 バス 南区役所前下車 徒歩すぐ</p> </div> | <p>鉄筋コンクリート造 地上2階</p> | S47. 3 | 2,057m ² | 1,521m ² |
| <p>◆城南区役所 〒814-0192 城南区鳥飼6丁目1番1号 TEL 822-2131 (代表) FAX 822-2142</p> <p>◆城南区保健福祉センター (城南保健所) 〒814-0103 城南区鳥飼5丁目2番25号 TEL 831-4207 FAX 822-5844</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>地下鉄 別府駅下車 (3番出口) 徒歩1分 バス 城南区役所前下車 徒歩すぐ 〃 城南区役所北口下車 徒歩2分 〃 別府駅前下車 徒歩3分</p> </div> | <p>鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上3階</p> | S62. 2 | 6,453m ² (専用面積) | 6,049m ² (合同庁舎全体の面積) |
| | <p>鉄筋コンクリート造 地上2階</p> | S62. 2 | 2,840m ² | 3,179m ² |

| | | | | |
|--|--|--------|-----------------------|--------------------------|
| <p>◆早良区役所</p> <p>〒814-8501 早良区百道2丁目1番1号 TEL 841-2131（代表） FAX 833-4388</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>地下鉄 藤崎駅下車 徒歩すぐ バス 藤崎バスター・ミナル下車 徒歩すぐ</p> </div> | <p>鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上10階 うち庁舎部分 地下1階・地上2階</p> | S46. 1 | 5, 451m ² | 6, 315m ² |
| <p>◆早良区保健福祉センター (早良保健所)</p> <p>〒814-0006 早良区百道1丁目18番18号 TEL 851-6659 FAX 822-5733</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>地下鉄 藤崎駅下車 徒歩7分 バス 百道下車 徒歩すぐ</p> </div> | <p>鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階 一部鉄骨平屋建</p> | S54. 3 | 2, 566m ² | 2, 323m ² |
| <p>◆早良区役所 別館 (保護課)</p> <p>〒814-0006 早良区百道2丁目1番36号 TEL 833-4367 FAX 831-5744</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>地下鉄 藤崎駅下車 徒歩2分 バス 藤崎バスター・ミナル下車 徒歩2分</p> </div> | <p>鉄骨造 地上2階</p> | H29. 3 | 763. 16m ² | 1, 017. 60m ² |
| <p>◆早良区役所入部出張所</p> <p>〒811-1102 早良区東入部2丁目14番8号 TEL 804-2011 FAX 803-0924</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>バス 東入部第一下車 徒歩すぐ</p> </div> | <p>鉄筋コンクリート造 地上2階</p> | H 3. 3 | 1, 129m ² | 2, 212m ² |

| | | | | |
|--|--|--------|-------------------------------|---|
| ◆西区役所 〒819-8501 区内浜1丁目4番1号 TEL 881-2131（代表） FAX 882-2137 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上11階 うち庁舎部分 地下1階・地上3階・西区保健 福祉センターへの連絡通路（2 階部分に増築） | S59. 4 | 6,620m ² | 5,808m ² |
| ◆西区保健福祉センター (西保健所) 〒819-0005 区内浜1丁目4番7号 TEL 895-7071 FAX 891-9894 | 鉄筋コンクリート造 地上3階 一部鉄骨平屋建 | S59. 4 | 2,221m ² | 2,439m ² |
| 地下鉄 姪浜駅下車 徒歩3分 バス 内浜下車 徒歩すぐ | | | | |
| ◆西区役所西部出張所 〒819-0367 西区西都2丁目1番1号 TEL 806-0004 FAX 806-6811 | 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上3階 うち庁舎部分 地上2階 | H22. 3 | 1,527m ² (専用面積) | 7,243m ² (さいとぴあ 全体の面積) |
| バス 九大学研都市駅下車 徒歩3分 JR九州 九大学研都市駅下車 徒歩2分 | | | | |

* 平成13年4月に保健・医療・福祉の連携を強化するため保健所と福祉事務所を統合した
保健福祉センター（部相当）を各区に設置している。

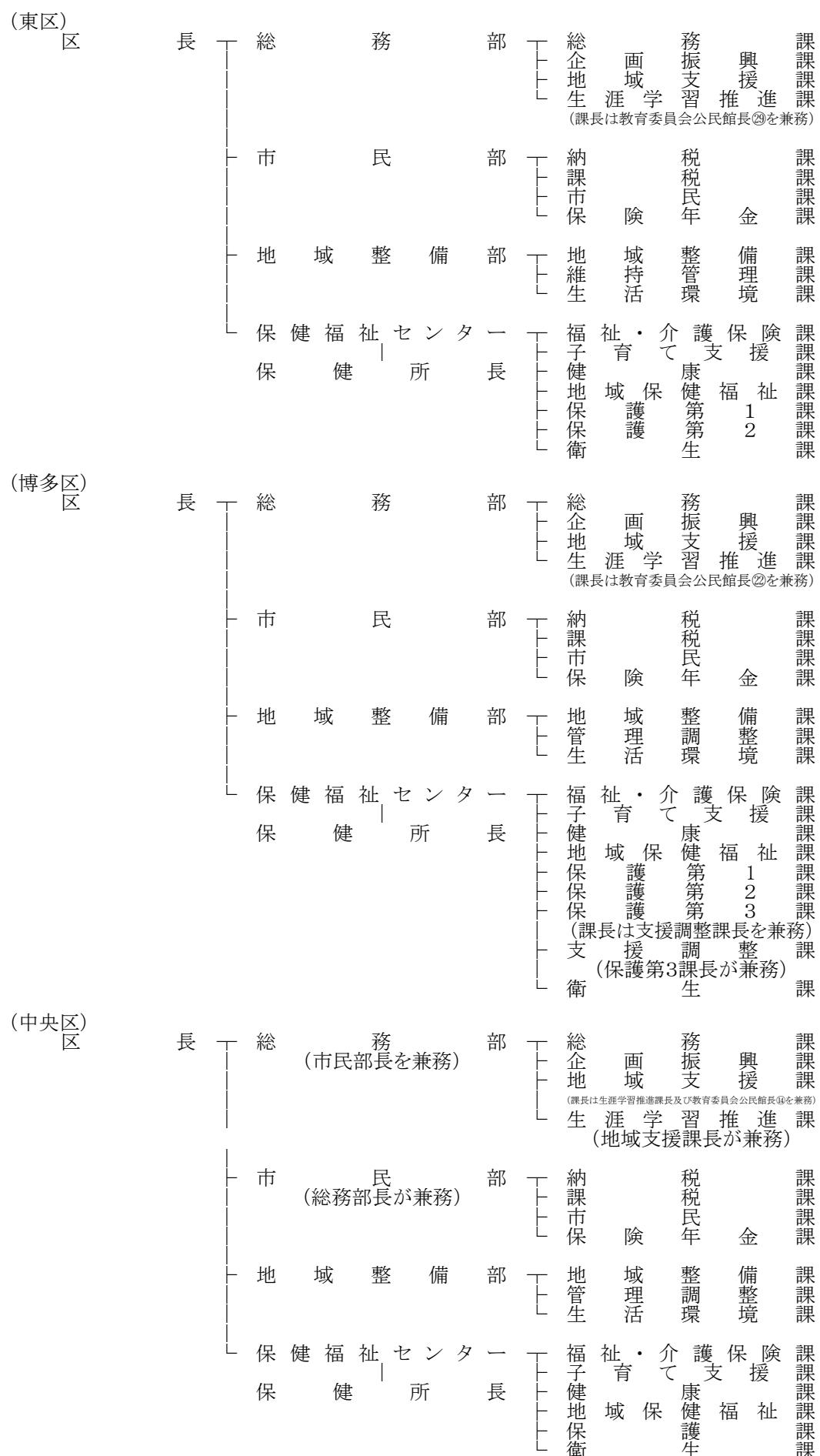
2-2 市民センター等施設一覧

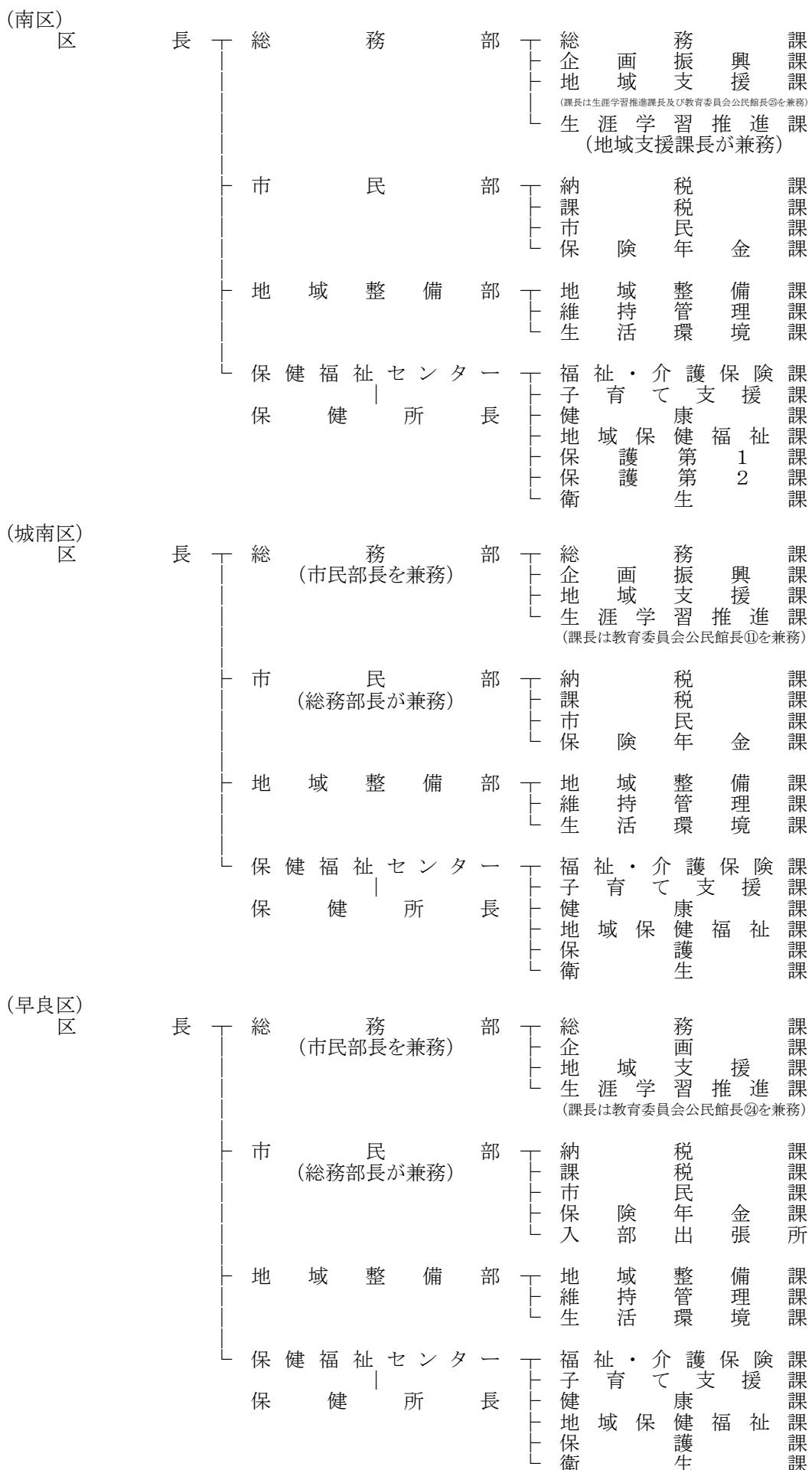
| 名称・所在地・電話番号 | 建物構造 | 敷地面積 | 延床面積 | 設置年月日 | 主要施設 |
|--|---|---------------------|--|------------|---|
| <p>◆東市民センター (なみきスクエア内) 〒813-0044 東区千早4丁目21番45号 TEL 674-3981 (代) FAX 674-3972</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> バス 千早駅下車 徒歩1分 JR九州 千早駅下車 徒歩1分 西鉄貝塚線 千早駅下車 徒歩1分 </div> | 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上2階建 (一部4階) | 9,343m ² | 11,566m ² | H28. 6. 4 | ホール(800人固定席)、 会議室、実習室、和室、視聴覚室、多目的室、託児室、授乳室、フリースペース * 東図書館、音楽・演劇練習場、証明サービスコーナーとの複合施設 |
| <p>◆和白地域交流センター (コミセンわじろ) 〒811-0213 東区和白丘1丁目22番27号 TEL 608-8480 FAX 608-8485</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> JR九州 福工大前駅下車 徒歩すぐ バス 福工大前駅入口下車 徒歩3分 </div> | 鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄筋コンクリート造 地上6階建 | — | 4,923m ² | H15. 8. 9 | 多目的ホール(280人)、 会議室、和室、トレーニングルーム、体育館、チャイルドルーム * 和白図書館との複合施設 * 駅舎・店舗との合築、センター部分を賃借 |
| <p>◆博多市民センター 〒812-0015 博多区山王1丁目13番10号 TEL 472-5991 (代) FAX 472-5952</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> バス 山王公園前下車 徒歩3分 山王1丁目下車 徒歩3分 上牟田下車 徒歩10分 地下鉄 東比恵駅下車 徒歩15分 </div> | 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上5階建 | 3,043m ² | 4,725m ² (うち1階 屋内駐車場627m ²) | S58. 8. 26 | ホール(500人固定席)、 会議室、実習室、和室、視聴覚室、音楽室、託児室 * 博多図書館との複合施設 * 子どもプラザ併設 * 博多体育館隣接 |
| <p>◆博多南地域交流センター (さざんぴあ博多) 〒812-0883 博多区南本町2丁目3番1号 TEL 502-8570 (代) FAX 502-8571</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> JR九州 南福岡駅下車 徒歩9分 西鉄電車 雜餉隈駅下車 徒歩1分 バス 南本町下車 徒歩1分 </div> | 鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地下1階 地上11階 うち、センター部分 地下1階 地上2階 | 5,290m ² | 8,577m ² | H12. 1. 30 | 多目的ホール(280人)、 会議室、和室、市民ロビー、トレーニングルーム、体育館、チャイルドルーム * 博多南図書館との複合施設 |

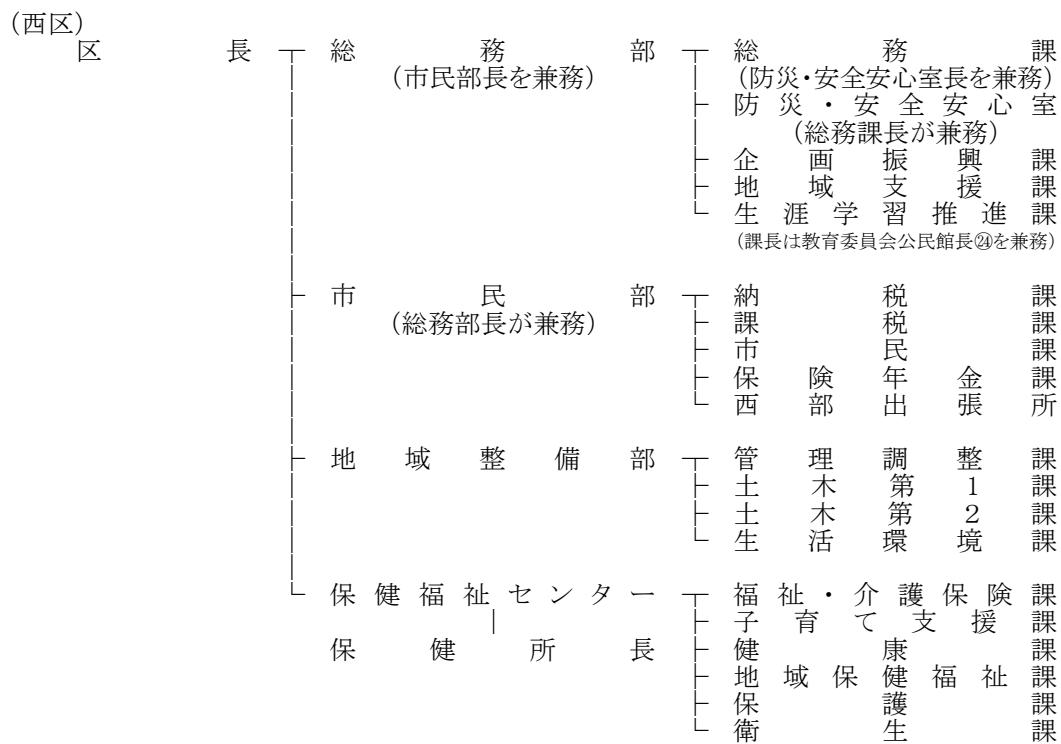
| | | | | | |
|--|---|---------------------------|---------------------------|-----------------|--|
| <p>◆中央市民センター</p> <p>〒810-0042 中央区赤坂2丁目5番8号 TEL 714-5521（代） FAX 714-5502</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>地下鉄 赤坂駅下車（2番出口） 徒歩5分</p> <p>バス 赤坂門下車 徒歩5分</p> <p>警固町下車 徒歩3分</p> </div> | <p>鉄筋コンクリート造 地下1階 地上3階建 (一部4階建)</p> | <p>4,382m²</p> | <p>3,888m²</p> | <p>S55.3.23</p> | <p>ホール(500人固定席)、 会議室、実習室、和室、視聴覚室、音楽室、託児室、授乳室</p> <p>* 中央図書館との複合施設</p> <p>* 中央体育館隣接</p> |
| <p>◆南市民センター</p> <p>〒815-0032 南区塩原2丁目8番2号 TEL 561-2981（代） FAX 511-9721</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>西鉄電車 大橋駅下車 徒歩15分</p> <p>バス 南市民センター前下車 徒歩すぐ</p> <p>バス 清水4丁目下車 徒歩7分</p> </div> | <p>鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階建 (一部鉄骨造)</p> | <p>8,632m²</p> | <p>6,581m²</p> | <p>S53.7.22</p> | <p>ホール(800人固定席)、 会議室、実習室、和室、視聴覚室、研修室、託児室、授乳室</p> <p>* 南図書館、音楽・演劇練習場、子どもプラザとの複合施設</p> <p>* 南体育館隣接</p> |
| <p>◆城南市民センター</p> <p>〒814-0142 城南区片江5丁目3番25号 TEL 862-2141（代） FAX 862-2801</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>地下鉄 七隈駅下車 徒歩10分</p> <p>バス 東七隈下車 徒歩すぐ</p> <p>リ 七隈四角下車 徒歩10分</p> </div> | <p>鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階建</p> | <p>7,437m²</p> | <p>4,043m²</p> | <p>S59.8.1</p> | <p>ホール(500人固定席)、 会議室、実習室、和室、視聴覚室、音楽室、託児室、授乳室</p> <p>* 城南図書館との複合施設</p> |
| <p>◆早良市民センター</p> <p>〒814-0006 早良区百道2丁目2番1号 TEL 831-2321（代） FAX 831-2355</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>地下鉄 藤崎駅下車 徒歩すぐ</p> <p>バス 藤崎バスターミナル下車 徒歩すぐ</p> </div> | <p>鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階建 (一部5階建)</p> | <p>4,381m²</p> | <p>4,094m²</p> | <p>S57.2.14</p> | <p>ホール(500人固定席)、 会議室、実習室、和室、視聴覚室、音楽室、託児室、授乳室</p> <p>* 早良図書館との複合施設</p> |

| | | | | | |
|---|--|----------------------|---------------------|----------|--|
| <p>◆早良南地域交流センター (ともてらす早良) 〒814-0176 早良区四箇田団地9番1号 TEL 812-3312 (代) FAX 400-0086</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> バス 四箇田団地下車 徒歩4分 </div> | 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地上2階 (一部4階建) | 10,797m ² | 5,182m ² | R3.11.6 | 多目的ホール(300人)、会議室、和室、市民ロビー、練習室、チャイルドルーム *早良南図書館との複合施設 |
| <p>◆西市民センター 〒819-0005 西区内浜1丁目4番39号 TEL 891-7021 (代) FAX 891-0503</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 地下鉄 姪浜駅下車 徒歩5分 バス 内浜西区役所前下車 徒歩すぐ </div> | 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階建 (一部5階建) | 4,338m ² | 5,208m ² | S63.3.1 | ホール(800人固定席) 会議室、実習室、和室、視聴覚室、音楽室、託児室 *西図書館との複合施設 |
| <p>◆西部地域交流センター (さいとぴあ) 〒819-0367 西区西都2丁目1番1号 TEL 807-8900 (代) FAX 807-8895</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> JR九州 九大学研都市駅下車 徒歩1分 バス 九大学研都市駅下車 徒歩2分 </div> | 鉄骨・鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地上3階 | 7,243m ² | 6,762m ² | H22.7.20 | 多目的ホール(500人)、会議室、和室、市民ロビー、トレーニングルーム、体育館、チャイルドルーム *西部出張所、西部図書館との複合施設 |

2-3 区役所の機構 (令和6年4月1日現在)







2-4 区役所課別職員数

令和6年4月1日現在

| 区分 | 全市 | 東区 | 博多区 | 中央区 | 南区 | 城南区 | 早良区 | 西区 |
|-------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 区長 | 7 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 総務部長 | 7 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 市民部長 | 3 | 1 | 1 | (1) | 1 | (1) | (1) | (1) |
| 地域整備部長 | 7 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 保健福祉センター所長 | 7 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 保健所長 | 7 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 総務課 | 108 | 14 | 19 | 17 | 15 | 13 | 17 | 13 |
| 防災・安全安心室 | 6 | — | — | — | — | — | — | 6 |
| 企画振興課 | 67 | 9 | 10 | 13 | 12 | 12 | — | 11 |
| 企画課 | 10 | — | — | — | — | — | 10 | — |
| 地域支援課 | 58 | 9 | 7 | 8 | 11 | 5 | 10 | 8 |
| 生涯学習推進課 | 38 | 9 | 7 | 2 | 2 | 5 | 7 | 6 |
| 納税課 | 151 | 26 | 26 | 26 | 24 | 14 | 19 | 16 |
| 課税課 | 226 | 41 | 32 | 29 | 37 | 21 | 33 | 33 |
| 市民課 | 239 | 49 | 38 | 36 | 39 | 23 | 30 | 24 |
| 保険年金課 | 206 | 35 | 33 | 29 | 37 | 24 | 27 | 21 |
| 入部出張所 | 13 | — | — | — | — | — | 13 | — |
| 西部出張所 | 30 | — | — | — | — | — | — | 30 |
| 地域整備課 | 109 | 16 | 31 | 22 | 13 | 10 | 17 | — |
| 維持管理課 | 90 | 26 | — | — | 24 | 18 | 22 | — |
| 生活環境課 | 61 | 9 | 9 | 7 | 9 | 9 | 10 | 8 |
| 管理調整課 | 49 | — | 17 | 18 | — | — | — | 14 |
| 土木第1課 | 18 | — | — | — | — | — | — | 18 |
| 土木第2課 | 17 | — | — | — | — | — | — | 17 |
| 福祉・介護保険課 | 139 | 25 | 21 | 17 | 22 | 16 | 19 | 19 |
| 子育て支援課 | 116 | 23 | 17 | 12 | 18 | 11 | 17 | 18 |
| 健康課 | 127 | 21 | 19 | 17 | 18 | 17 | 18 | 17 |
| 地域保健福祉課 | 139 | 25 | 22 | 16 | 23 | 15 | 19 | 19 |
| 保護（第1）課 | 287 | 44 | 41 | 36 | 38 | 36 | 50 | 42 |
| 保護第2課 | 125 | 47 | 44 | — | 34 | — | — | — |
| 保護第3課 | 9 | — | 9 | — | — | — | — | — |
| 支援調整課 | 2 | — | 2 | — | — | — | — | — |
| 衛生課 | 90 | 13 | 22 | 18 | 10 | 8 | 10 | 9 |
| 区役所計 | 2,568 | 447 | 432 | 328 | 392 | 262 | 353 | 354 |
| 区選挙管理委員会事務局 | 21 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 合 計 | 2,589 | 450 | 435 | 331 | 395 | 265 | 356 | 357 |

中央区、城南区、早良区及び西区の市民部長は、総務部長が兼務

2-5 区関係諸統計

2-5-1 各区別人口の推移（住民基本台帳）

各年3月31日現在（単位：人）

| 区名 | 令和2年 | | 令和3年 | | 令和4年 | | 令和5年 | | 令和6年 | |
|-----|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| | 人口 | 前年比 |
| 全市 | 1,555,497 | 1.009 | 1,564,178 | 1.006 | 1,568,687 | 1.003 | 1,582,298 | 1.009 | 1,594,659 | 1.008 |
| 東区 | 313,651 | 1.012 | 316,885 | 1.010 | 318,953 | 1.007 | 322,422 | 1.011 | 326,184 | 1.012 |
| 博多区 | 234,004 | 1.015 | 235,546 | 1.007 | 235,474 | 1.000 | 239,438 | 1.017 | 242,660 | 1.013 |
| 中央区 | 191,249 | 1.014 | 193,435 | 1.011 | 195,493 | 1.011 | 198,217 | 1.014 | 199,590 | 1.007 |
| 南区 | 264,114 | 1.009 | 264,811 | 1.003 | 265,341 | 1.002 | 266,839 | 1.006 | 268,468 | 1.006 |
| 城南区 | 125,577 | 1.006 | 125,967 | 1.003 | 125,798 | 0.999 | 126,059 | 1.002 | 126,564 | 1.004 |
| 早良区 | 218,972 | 1.004 | 220,227 | 1.006 | 220,421 | 1.001 | 221,578 | 1.005 | 222,718 | 1.005 |
| 西区 | 207,930 | 1.002 | 207,307 | 0.997 | 207,207 | 1.000 | 207,745 | 1.003 | 208,475 | 1.004 |

(注) 外国人住民を含む。

(資料 : 市民局総務部戸籍住民課)

2-5-2 年齢別人口

(単位 : 人, %)

| 年齢 | 全市 | 東区 | 博多区 | 中央区 | 南区 | 城南区 | 早良区 | (入部) | 西区 | (西部) |
|--------|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| 0~9歳 | 132,504 (8.31) | 29,462 (9.03) | 16,913 (6.97) | 13,806 (6.92) | 23,530 (8.76) | 10,386 (8.21) | 20,141 (9.04) | 1,890 (8.17) | 18,266 (8.76) | 6,817 (10.07) |
| 10~19歳 | 143,360 (8.99) | 31,207 (9.57) | 16,263 (6.70) | 13,834 (6.93) | 25,064 (9.34) | 12,343 (9.75) | 23,262 (10.44) | 2,273 (9.82) | 21,387 (10.26) | 7,612 (11.25) |
| 20~29歳 | 210,821 (13.22) | 41,484 (12.72) | 47,302 (19.49) | 31,185 (15.62) | 32,304 (12.03) | 13,695 (10.82) | 21,900 (9.83) | 1,701 (7.35) | 22,951 (11.01) | 8,763 (12.95) |
| 30~39歳 | 208,357 (13.07) | 41,310 (12.66) | 40,998 (16.90) | 30,935 (15.50) | 33,044 (12.31) | 14,028 (11.08) | 24,346 (10.93) | 2,083 (9.00) | 23,696 (11.37) | 8,160 (12.06) |
| 40~49歳 | 236,270 (14.82) | 47,412 (14.54) | 35,260 (14.53) | 32,236 (16.15) | 39,642 (14.77) | 18,197 (14.38) | 33,337 (14.97) | 3,209 (13.87) | 30,186 (14.48) | 10,276 (15.18) |
| 50~59歳 | 221,817 (13.91) | 44,867 (13.76) | 31,025 (12.79) | 28,679 (14.37) | 37,547 (13.99) | 18,091 (14.29) | 31,887 (14.32) | 2,776 (12.00) | 29,721 (14.26) | 8,362 (12.36) |
| 60~69歳 | 164,935 (10.34) | 33,515 (10.27) | 21,190 (8.73) | 19,643 (9.84) | 28,754 (10.71) | 14,178 (11.20) | 25,153 (11.29) | 2,813 (12.16) | 22,502 (10.79) | 6,355 (9.39) |
| 70~79歳 | 162,396 (10.18) | 33,477 (10.26) | 20,037 (8.26) | 17,489 (8.76) | 28,401 (10.58) | 14,952 (11.81) | 25,210 (11.32) | 3,788 (16.37) | 22,830 (10.95) | 6,421 (9.49) |
| 80~89歳 | 88,659 (5.56) | 18,331 (5.62) | 10,662 (4.39) | 9,058 (4.54) | 15,639 (5.83) | 8,267 (6.53) | 13,534 (6.08) | 2,098 (9.07) | 13,168 (6.32) | 3,666 (5.42) |
| 90~99歳 | 24,542 (1.54) | 4,894 (1.50) | 2,898 (1.19) | 2,637 (1.32) | 4,363 (1.63) | 2,334 (1.84) | 3,794 (1.70) | 485 (2.10) | 3,622 (1.74) | 1,199 (1.77) |
| 100歳以上 | 998 (0.06) | 225 (0.07) | 112 (0.05) | 88 (0.04) | 180 (0.07) | 93 (0.07) | 154 (0.07) | 26 (0.11) | 146 (0.07) | 43 (0.06) |
| 合計 | 1,594,659 (100.0) | 326,184 (100.0) | 242,660 (100.0) | 199,590 (100.0) | 268,468 (100.0) | 126,564 (100.0) | 222,718 (100.0) | 23,142 (100.0) | 208,475 (100.0) | 67,674 (100.0) |

(注) 1. 人口は令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口である。

(資料 : 市民局総務部戸籍住民課)

2. 下段（ ）内は各区における構成比。

3. (入部)、(西部)は、入部出張所及び西部出張所分の内数である。

2-5-3 国籍等別外国人数(住民基本台帳)

この表は令和6年3月末現在における外国人人口のうち数の多い40ヶ国を国籍別に掲げたものである。

| 国 名 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令 和 6 年 | | | | | | | |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | | | 総数 | 東 区 | 博多区 | 中央区 | 南 区 | 城南区 | 早良区 | 西 区 |
| 総 数 | 37 253 | 34 354 | 40 386 | 44 812 | 12 221 | 11 087 | 5 800 | 6 532 | 1 552 | 3 442 | 4 178 |
| 中 国 | 11 309 | 10 509 | 11 634 | 12 450 | 4058 | 2 422 | 1 603 | 1 109 | 417 | 1055 | 1 786 |
| ネ パ 一 ル | 5 201 | 4 574 | 7 372 | 8 605 | 2360 | 2 556 | 968 | 2 209 | 165 | 232 | 115 |
| ベ ト ナ ム | 7 095 | 6 223 | 6 108 | 6 680 | 1798 | 2 281 | 637 | 1 346 | 167 | 278 | 173 |
| 韓国又は朝鮮 | 6 138 | 5 911 | 6 182 | 6 451 | 1816 | 1 593 | 1 051 | 589 | 308 | 629 | 465 |
| フィリピン | 1 300 | 1 312 | 1 447 | 1 529 | 290 | 507 | 230 | 172 | 86 | 124 | 120 |
| インドネシア | 431 | 426 | 716 | 1 244 | 357 | 208 | 56 | 128 | 80 | 189 | 226 |
| ミ ャ ン マ 一 | 394 | 409 | 678 | 1 018 | 246 | 275 | 75 | 183 | 36 | 126 | 77 |
| 米 国 | 753 | 713 | 914 | 977 | 115 | 108 | 264 | 103 | 36 | 184 | 167 |
| 台 湾 | 594 | 584 | 683 | 821 | 101 | 232 | 159 | 101 | 41 | 108 | 79 |
| ス リ ラ ン カ | 518 | 404 | 502 | 596 | 119 | 144 | 81 | 170 | 28 | 13 | 41 |
| 英 国 | 272 | 270 | 329 | 350 | 44 | 60 | 98 | 37 | 9 | 51 | 51 |
| イ ン ド | 301 | 300 | 331 | 344 | 67 | 76 | 47 | 36 | 8 | 45 | 65 |
| タ イ | 246 | 237 | 282 | 289 | 43 | 82 | 47 | 26 | 9 | 29 | 53 |
| フ ラ ン ス | 180 | 174 | 252 | 267 | 21 | 47 | 62 | 31 | 20 | 34 | 52 |
| バングラデシュ | 219 | 178 | 186 | 230 | 97 | 9 | 8 | 21 | 6 | 10 | 79 |
| カ ナ ダ | 162 | 157 | 183 | 204 | 25 | 37 | 28 | 19 | 14 | 44 | 37 |
| カ ン ボ ジ ア | 90 | 68 | 127 | 167 | 36 | 21 | 9 | 11 | 22 | 39 | 29 |
| オーストラリア | 152 | 125 | 160 | 167 | 32 | 20 | 32 | 20 | 7 | 28 | 28 |
| ド イ ツ | 100 | 86 | 155 | 146 | 15 | 14 | 36 | 15 | 11 | 23 | 32 |
| エ ジ プ ト | 118 | 112 | 126 | 140 | 36 | 10 | 12 | 4 | | 5 | 73 |
| モ ン ゴ ル | 161 | 127 | 140 | 140 | 33 | 39 | 17 | 14 | 3 | 9 | 25 |
| マ レ ー シ ア | 92 | 84 | 111 | 137 | 32 | 35 | 9 | 20 | 3 | 7 | 31 |
| ロ シ ア | 95 | 92 | 110 | 121 | 19 | 34 | 22 | 12 | 4 | 12 | 18 |
| ブ ラ ジ ル | 110 | 105 | 121 | 113 | 24 | 18 | 29 | 11 | 9 | 13 | 9 |
| パ キ 斯 タ ン | 97 | 100 | 105 | 106 | 83 | 6 | 3 | 3 | 1 | 2 | 8 |
| ペ ル 一 | 86 | 92 | 102 | 102 | 56 | 14 | 6 | 7 | | 4 | 15 |
| ウ ク ラ イ ナ | 33 | 38 | 90 | 95 | 15 | 31 | 17 | 6 | 5 | 11 | 10 |
| イ タ リ ア | 55 | 48 | 67 | 82 | 13 | 15 | 19 | 8 | 3 | 11 | 13 |
| ニュージーランド | 74 | 62 | 65 | 79 | 34 | 4 | 16 | 4 | 3 | 7 | 11 |
| シンガポール | 44 | 53 | 64 | 69 | 6 | 18 | 11 | 5 | 1 | 19 | 9 |
| メ キ シ コ | 41 | 39 | 54 | 57 | 13 | 15 | 10 | 5 | | 6 | 8 |
| ウズベキスタン | 39 | 27 | 46 | 57 | 17 | 5 | 3 | 14 | 1 | 6 | 11 |
| ル 一 マ ニ ア | 54 | 52 | 55 | 54 | 5 | 24 | 9 | 4 | 1 | 7 | 4 |
| ト ル コ | 29 | 31 | 43 | 48 | 8 | 4 | 8 | 7 | 1 | 4 | 16 |
| ス ペ イ ン | 34 | 25 | 48 | 45 | 10 | 10 | 9 | 4 | 2 | 7 | 3 |
| ア フ ガ ニ ス タ ン | 16 | 25 | 38 | 42 | 15 | 1 | | | | | 26 |
| オ ラ ン ダ | 21 | 21 | 33 | 35 | 3 | 10 | 6 | 3 | | 5 | 8 |
| ナ イ ジ ェ リ ア | 14 | 18 | 28 | 31 | 5 | 5 | 3 | 3 | 2 | 6 | 7 |
| ベ ル ギ 一 | 18 | 22 | 32 | 29 | 5 | 4 | 7 | | 4 | | 9 |
| ケ ニ ア | 24 | 32 | 26 | 29 | | 2 | 2 | 5 | 1 | 1 | 18 |
| 無 国 種 | 6 | 2 | 5 | 5 | 2 | 1 | | 1 | | 1 | |
| そ の 他 | 537 | 473 | 636 | 661 | 147 | 90 | 91 | 66 | 38 | 58 | 171 |

(資料 : 市民局総務部戸籍住民課)

2-5-4 選挙人名簿登録者数・議員定数・投票区数

令和6年6月3日現在

| 区名 | 選挙人名簿登録者数(人) | | | 市議会議員 条例定数(人) | 投票区数 |
|-----|--------------|---------|---------|------------------|------|
| | 総数 | 男 | 女 | | |
| 全市 | 1,310,412 | 609,472 | 700,940 | 62 | 241 |
| 東区 | 261,725 | 125,371 | 136,354 | 12 | 50 |
| 博多区 | 203,375 | 97,374 | 106,001 | 9 | 30 |
| 中央区 | 169,594 | 73,933 | 95,661 | 7 | 25 |
| 南区 | 219,108 | 100,549 | 118,559 | 11 | 37 |
| 城南区 | 105,223 | 48,991 | 56,232 | 6 | 21 |
| 早良区 | 181,371 | 83,826 | 97,545 | 9 | 38 |
| 西区 | 170,016 | 79,428 | 90,588 | 8 | 40 |

(資料：選挙管理委員会事務局選挙課)

2-5-5 各区選挙人名簿登録者数の推移（定時登録）

(単位：人)

| 区名 | 令2.6.1現在 登録者数 | 令3.6.1現在 登録者数 | 令4.6.1現在 登録者数 | 令5.6.1現在 登録者数 | 令和6.6.3現在 | |
|-----|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------|------|
| | | | | | 登録者数 | 前年比 |
| 全市 | 1,272,946 | 1,284,161 | 1,292,519 | 1,300,971 | 1,310,412 | 1.01 |
| 東区 | 251,083 | 254,464 | 256,847 | 258,599 | 261,725 | 1.01 |
| 博多区 | 195,403 | 197,479 | 198,666 | 201,036 | 203,375 | 1.01 |
| 中央区 | 161,865 | 164,225 | 166,398 | 168,429 | 169,594 | 1.01 |
| 南区 | 214,935 | 215,941 | 217,131 | 218,186 | 219,108 | 1.00 |
| 城南区 | 104,151 | 104,673 | 104,654 | 104,786 | 105,223 | 1.00 |
| 早良区 | 177,498 | 178,723 | 179,578 | 180,404 | 181,371 | 1.01 |
| 西区 | 168,011 | 168,656 | 169,245 | 169,531 | 170,016 | 1.00 |

(資料：選挙管理委員会事務局選挙課)

2-5-6 市立学校・学級・児童生徒数

令和6年5月1日現在

| 区名 | 小学校 | | | 中学校 | | |
|-------|--------|-------|--------|-----|-------|--------|
| | 学校数 | 学級数 | 児童数(人) | 学校数 | 学級数 | 生徒数(人) |
| 全 市 | 147(1) | 3,298 | 82,772 | 70 | 1,418 | 39,156 |
| 東 区 | 31 | 764 | 18,457 | 15 | 321 | 8,860 |
| 博 多 区 | 18 | 355 | 8,781 | 10 | 158 | 4,116 |
| 中 央 区 | 12 | 299 | 7,864 | 5 | 108 | 3,129 |
| 南 区 | 25 | 592 | 15,323 | 12 | 268 | 7,390 |
| 城 南 区 | 11 | 260 | 6,759 | 5 | 116 | 3,210 |
| 早 良 区 | 25(1) | 530 | 13,436 | 11 | 238 | 6,746 |
| 西 区 | 25 | 498 | 12,152 | 12 | 209 | 5,705 |

(注) 学校の所在地により分類。

(資料 : 教育委員会総務部教育政策課)

(注) ()は休校中で内数。中学校は夜間中学1校を含む。

2-5-7 指定学校変更・区域外就学人数（小中学校合計）

令和5年度（単位：人）

| 区名 | 指定学校変更 | | | 区域外就学 | | |
|---------------------|--------|-------|-------|-------|-----|-------|
| | | 区役所 | 教育支援課 | | 区役所 | 教育支援課 |
| 全 市 | 1,253 | 1,217 | 36 | 349 | 147 | 202 |
| 東 区 | 278 | 270 | 8 | 134 | 49 | 85 |
| 博 多 区 | 95 | 91 | 4 | 66 | 35 | 31 |
| 中 央 区 | 118 | 113 | 5 | 24 | 8 | 16 |
| 南 区 | 204 | 201 | 3 | 44 | 24 | 20 |
| 城 南 区 | 104 | 103 | 1 | 15 | 2 | 13 |
| 早 良 区 (入部出張所を除く) | 220 | 212 | 8 | 27 | 5 | 22 |
| 入部出張所 | 24 | 24 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| 西 区 (西部出張所を除く) | 149 | 145 | 4 | 17 | 7 | 10 |
| 西部出張所 | 61 | 58 | 3 | 20 | 17 | 3 |

(資料 : 教育委員会教育支援部教育支援課)

2-5-8 小学校区・公民館数

令和6年5月1日現在

| 区名 | 校 区 数 | 公 民 館 数 |
|-------|-------|---------|
| 全 市 | 146 | 149 |
| 東 区 | 31 | 29 |
| 博 多 区 | 18 | 22 |
| 中 央 区 | 12 | 14 |
| 南 区 | 25 | 25 |
| 城 南 区 | 11 | 11 |
| 早 良 区 | 24 | 24 |
| 西 区 | 25 | 24 |

(資料 : 教育委員会教育環境部学校計画課・市民局コミュニティ推進部公民館支援課)

2-5-9 戸籍関係届出件数

令和5年度（単位：件）

| 区名 | 総数 | 出生 | 婚姻 | 離婚 | 死亡 | 養子縁組 | その他 |
|-------|--------|--------|-------|-------|--------|------|--------|
| 全 市 | 49,605 | 11,739 | 9,196 | 2,694 | 14,907 | 579 | 10,490 |
| 東 区 | 10,188 | 2,590 | 1,596 | 576 | 3,026 | 134 | 2,266 |
| 博 多 区 | 8,535 | 1,961 | 2,443 | 448 | 1,932 | 104 | 1,647 |
| 中 央 区 | 6,498 | 1,373 | 1,776 | 366 | 1,553 | 58 | 1,372 |
| 南 区 | 8,179 | 2,002 | 1,282 | 434 | 2,726 | 74 | 1,661 |
| 城 南 区 | 3,605 | 806 | 455 | 198 | 1,259 | 43 | 844 |
| 早 良 区 | 6,425 | 1,514 | 807 | 373 | 2,234 | 64 | 1,433 |
| 西 区 | 6,175 | 1,493 | 837 | 299 | 2,177 | 102 | 1,267 |

(資料：市民局総務部戸籍住民課)

2-5-10 印鑑関係処理件数

令和5年度（単位：件）

| 区名 | 総数 | 登録 | 廃止 | 変更 | 移管 | その他 |
|-------------|---------|--------|--------|-------|--------|-----|
| 全 市 | 111,248 | 51,531 | 38,403 | 4,654 | 16,622 | 38 |
| 東 区 | 21,582 | 11,584 | 7,781 | 11 | 2,195 | 11 |
| 博 多 区 | 20,719 | 9,928 | 7,273 | 926 | 2,587 | 5 |
| 中 央 区 | 15,798 | 7,982 | 5,109 | 152 | 2,552 | 3 |
| 南 区 | 16,862 | 6,801 | 6,119 | 1,453 | 2,486 | 3 |
| 城 南 区 | 8,307 | 3,113 | 2,676 | 771 | 1,746 | 1 |
| 早 良 区 | 14,636 | 5,904 | 4,805 | 1,057 | 2,863 | 7 |
| 早良区のうち入部出張所 | 1,344 | 335 | 531 | 148 | 329 | 1 |
| 西 区 | 13,344 | 6,219 | 4,640 | 284 | 2,193 | 8 |
| 西区のうち西部出張所 | 3,815 | 1,604 | 1,302 | 284 | 623 | 2 |

(資料：市民局総務部戸籍住民課)

2-5-11 中長期在留者住居地届出等事務処理件数

令和5年1月から同年12月まで（単位：件）

| 区名 | 総数 | 中長期在留者 | | | 特別永住者 | | | | | |
|-------------|--------|-----------------|------------------------|-------------|----------------------|------------------------|-------------|---------------------------|----------------|---------------|
| | | 新規上陸後の 住居地届出 | 在留資格 変更に伴う 住居地届出 | 住居地 変更届出 | 特別永住者 証の 交付申請等 | 住居地以外 の記載事項 変更届出 | 住居地 変更届出 | 特別永住者 証の 有効期間 更新 | 特別永住者 証の再交付 | 特別永住者 証の返納 |
| 全 市 | 22,081 | 9,448 | 258 | 11,360 | 7 | 3 | 250 | 353 | 40 | 362 |
| 東 区 | 5,076 | 1,738 | 62 | 2,872 | 2 | 1 | 115 | 133 | 21 | 132 |
| 博 多 区 | 6,391 | 2,935 | 35 | 3,251 | 1 | 1 | 11 | 67 | 5 | 85 |
| 中 央 区 | 2,154 | 1,009 | 58 | 935 | 2 | 1 | 46 | 47 | 5 | 51 |
| 南 区 | 3,593 | 1,374 | 28 | 2,069 | 0 | 0 | 26 | 44 | 6 | 46 |
| 城 南 区 | 812 | 363 | 12 | 387 | 0 | 0 | 11 | 15 | 0 | 24 |
| 早 良 区 | 1,774 | 932 | 42 | 755 | 2 | 0 | 15 | 24 | 3 | 1 |
| 早良区のうち入部出張所 | 214 | 170 | 0 | 42 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 西 区 | 2,281 | 1,097 | 21 | 1,091 | 0 | 0 | 26 | 23 | 0 | 23 |
| 西区のうち西部出張所 | 1,543 | 805 | 6 | 717 | 0 | 0 | 3 | 6 | 0 | 6 |

(資料：市民局総務部戸籍住民課)

2-5-12 戸籍・住民基本台帳関係諸証明等発行件数

令和5年度（単位：件）

| 区分 | 全市 | 東区 | 博多区 | 中央区 | 南区 | 城南区 | 早良区 | 早良区のうち 入部出張所 | 西区 | 西区のうち 西部出張所 | コンビニ交付 | 郵送請求 センター |
|---------------------|-----------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|-----------------|---------|----------------|---------|--------------|
| 総 数 | 2,192,729 | 199,351 | 178,862 | 185,247 | 156,671 | 76,203 | 116,454 | 23,436 | 117,386 | 35,634 | 798,145 | 364,410 |
| 戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本) | 253,510 | 15,429 | 13,987 | 18,418 | 15,699 | 7,711 | 10,353 | 2,465 | 11,965 | 4,054 | 95,131 | 64,817 |
| 戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本) | 34,983 | 2,202 | 1,750 | 2,164 | 1,793 | 966 | 1,276 | 345 | 1,332 | 547 | 18,217 | 5,283 |
| 除籍全部事項証明書 (除籍謄本) | 134,687 | 7,989 | 7,367 | 11,043 | 7,481 | 4,103 | 5,922 | 1,499 | 6,849 | 2,268 | | 83,933 |
| 除籍個人事項証明書 (除籍抄本) | 1,285 | 96 | 43 | 111 | 58 | 33 | 56 | 11 | 33 | 9 | | 855 |
| 戸籍一部事項証明書 | 607 | 150 | 64 | 32 | 80 | 47 | 111 | 3 | 111 | 2 | | 12 |
| 除籍一部事項証明書 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | | 1 |
| 戸籍記載事項証明書 | 1,645 | 535 | 352 | 197 | 188 | 45 | 126 | 2 | 123 | 29 | | 79 |
| 除籍記載事項証明書 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 |
| 受理証明 | 6,592 | 1,315 | 1,611 | 1,140 | 844 | 368 | 542 | 31 | 596 | 109 | | 176 |
| 受理証明（上質） | 149 | 32 | 33 | 33 | 21 | 3 | 13 | 0 | 12 | 5 | | 2 |
| 戸籍・除籍閲覧 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 |
| 臨時運行許可 | 4,323 | 950 | 365 | 153 | 925 | 331 | 918 | 619 | 681 | 313 | | |
| 印鑑証明 | 439,514 | 37,419 | 30,515 | 34,879 | 31,131 | 15,699 | 24,256 | 6,657 | 23,445 | 7,109 | 242,170 | |
| 身分証明 | 12,905 | 1,673 | 1,779 | 2,673 | 1,531 | 780 | 1,036 | 255 | 968 | 281 | | 2,465 |
| 住民票の写し | 965,821 | 75,887 | 80,471 | 74,823 | 56,612 | 26,624 | 40,265 | 8,184 | 41,104 | 11,756 | 431,550 | 138,485 |
| 戸籍の附票の写し | 89,685 | 1,686 | 1,660 | 4,657 | 1,601 | 1,255 | 1,035 | 225 | 1,354 | 459 | 11,077 | 65,360 |
| 住民票記載事項証明 | 15,172 | 2,945 | 2,731 | 2,423 | 2,054 | 1,056 | 1,785 | 335 | 1,860 | 627 | | 318 |
| 住民票等の閲覧 | 31,144 | 9,107 | 5,553 | 7,183 | 2,434 | 2,786 | 1,864 | 60 | 2,217 | 161 | | 0 |
| 戸籍の附票の閲覧 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 |
| 独身証明 | 1,172 | 115 | 133 | 180 | 80 | 23 | 55 | 14 | 84 | 31 | | 502 |
| その他の証明 | 6,264 | 581 | 452 | 1,213 | 488 | 346 | 421 | 80 | 641 | 337 | | 2,122 |
| 火葬場利用許可 | 14,837 | 3,150 | 1,762 | 1,515 | 3,079 | 1,312 | 2,004 | 429 | 2,015 | 281 | | |
| 個人番号カード | 178,432 | 38,090 | 28,234 | 22,410 | 30,572 | 12,715 | 24,416 | 2,222 | 21,995 | 7,256 | | |

(資料：市民局総務部戸籍住民課)

2-5-13 住民基本台帳関係処理件数

令和5年度（単位：件）

| 区名 | 総数 | 転入 | 転出 | 転居 | 変更 | 出生 | 死亡 | 職権記載 | 職権消除 | その他 |
|-----------------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|------|-------|-----|
| 全市 | 318,878 | 127,133 | 71,265 | 56,344 | 32,363 | 11,898 | 14,831 | 17 | 1,724 | 812 |
| 東区 | 62,742 | 22,850 | 13,702 | 13,206 | 6,840 | 2,589 | 3,019 | 4 | 371 | 161 |
| 博多区 | 65,940 | 29,287 | 17,125 | 9,845 | 4,915 | 2,071 | 2,048 | 4 | 479 | 166 |
| 中央区 | 45,287 | 20,182 | 10,805 | 7,135 | 3,967 | 1,358 | 1,485 | 2 | 209 | 144 |
| 南区 | 48,427 | 18,303 | 10,311 | 9,250 | 5,518 | 2,041 | 2,632 | 5 | 237 | 130 |
| 城南区 | 20,225 | 8,847 | 3,947 | 3,107 | 2,140 | 793 | 1,288 | 0 | 62 | 41 |
| 早良区 | 40,291 | 14,521 | 7,583 | 7,148 | 4,593 | 1,534 | 2,228 | 1 | 114 | 78 |
| 早良区のうち 入部出張所 | 2,996 | 979 | 519 | 553 | 488 | 115 | 325 | 0 | 12 | 5 |
| 西区 | 35,966 | 13,143 | 7,792 | 6,653 | 4,390 | 1,512 | 2,131 | 1 | 252 | 92 |
| 西区のうち 西部出張所 | 13,228 | 5,014 | 3,174 | 2,270 | 1,364 | 545 | 654 | 0 | 179 | 28 |

(資料：市民局総務部戸籍住民課)

2-5-14 住居表示実施状況

令和6年4月1日現在

| 地 区 名 | 面積 (km ²) | 世帯数(世帯) | 街区数 | 実施年月日 | 備 考 |
|-------------------|-----------------------|---------|--------|-------------|-------------|
| 全 市 | 175.94 | 383,487 | 25,631 | | |
| 東 区 | 49.58 | 77,730 | 5,846 | | |
| 香 椎 団 地 | 0.07 | 986 | 34 | S43. 2. 1 | |
| 貝 塚 団 地 | 0.03 | 528 | 20 | " | |
| 城 浜 団 地 | 0.29 | 2,898 | 81 | S45. 4. 20 | |
| 奈 多 団 地 | 0.17 | 1,100 | 40 | S52. 3. 15 | |
| 馬 出 | 1.76 | 5,520 | 184 | S49. 7. 1 | |
| " | △ 0.02 | △ 110 | △ 3 | S62. 5. 11 | 博多区吉塚七丁目に編入 |
| 箱 崎 | 1.79 | 5,760 | 202 | S50. 2. 1 | |
| 筥 松 | 0.78 | 2,130 | 96 | " | |
| 東 浜 二 丁 目 編 入 | 0.08 | — | — | S51. 9. 1 | |
| 原 田 | 0.55 | 1,500 | 72 | S53. 2. 1 | |
| 美 和 台 | 1.04 | 1,930 | 234 | " | |
| 美 和 台 編 入 | 0.06 | — | 15 | S58. 11. 1 | |
| 名 島 千 早 | 2.34 | 6,440 | 376 | S55. 3. 1 | |
| 郷 口 ・ 社 領 ・ 二 又 瀬 | 0.67 | 820 | 93 | " | |
| 香 椎 | 1.95 | 4,470 | 338 | S56. 2. 1 | |
| 香 住 ケ 丘 | 1.38 | 2,630 | 222 | " | |
| 舞 松 原 八 田 | 2.12 | 5,950 | 383 | S57. 2. 1 | |
| 香 椎 浜 | 0.93 | — | 19 | S57. 4. 1 | |
| 御 島 崎 | 0.30 | 980 | 57 | S58. 2. 1 | |
| 西 戸 崎 | 1.58 | 1,650 | 195 | S59. 2. 1 | |
| 和 白 | 2.57 | 5,290 | 439 | S59. 2. 11 | |
| 若 宮 | 0.86 | 2,430 | 141 | S59. 3. 1 | |
| 松 崎 多々 良 | 2.14 | 2,251 | 391 | S60. 2. 12 | |
| 松 島 | 1.17 | 920 | 152 | S60. 8. 26 | |
| 多 の 津 原 田 | 0.78 | 1,040 | 121 | " | |
| 多 の 津 | 0.65 | 300 | 36 | S61. 11. 10 | |
| 高 美 台 | 0.73 | 1,680 | 176 | S61. 11. 25 | |
| 香 椎 台 | 0.37 | 820 | 76 | S62. 5. 25 | |
| 名 子 土 井 | 0.77 | 500 | 94 | " | |
| 松 田 | 1.01 | 468 | 81 | " | |
| 下 原 | 1.54 | 2,796 | 234 | S62. 11. 2 | |
| 唐 原 下 原 | 1.50 | 2,980 | 119 | S63. 5. 16 | |
| 箱 崎 ふ 頭 | 2.98 | 1,020 | 76 | H元. 2. 27 | |
| 青 葉 | 1.86 | 3,240 | 331 | H元. 10. 2 | |
| 和 白 奈 多 | 2.79 | 5,450 | 403 | H3. 8. 26 | |
| 高 美 台 一 丁 目 | 0.01 | 25 | 4 | " | 編入 |
| 香 椎 台 三 丁 目 | 0.003 | — | 1 | H4. 1. 27 | 編入 |
| 蒲 田 | 2.77 | 426 | 134 | H6. 1. 31 | 編入 |

| 地 区 名 | 面積 (km ²) | 世帯数(世帯) | 街区数 | 実施年月日 | 備 考 |
|------------------------------------|-----------------------|---------|-------|-------------|---------------------|
| 香 椎 台 II | 0.21 | 3 | 47 | H11. 9. 14 | H29. 7. 25香椎台五丁目の一部 |
| 青 葉 II | 0.18 | — | 22 | H13. 6. 25 | |
| 美 和 台 II | 0.17 | 414 | 33 | H14. 8. 1 | |
| 香 椎 浜 三 丁 目 (アイランドシティ) | 0.97 | 95 | 12 | H18. 2. 1 | |
| 箱 崎 ふ 頭 | 0.16 | — | 3 | H19. 12. 10 | 箱崎ふ頭4丁目未実施地区 |
| 香 椎 浜 三 丁 目 (アイランドシティ・香椎パークポート) | 4.31 | — | 23 | H21. 8. 3 | R3. 7. 29みなと香椎一丁目編入 |
| 三 苦 七 丁 目 | 0.19 | 350 | 27 | H24. 2. 13 | |
| 香 椎 II | 0.03 | 47 | 6 | H24. 3. 19 | 香椎台五丁目・香椎三丁目に編入 |
| 香 椎 照 葉 | 0.99 | — | 5 | H24. 7. 17 | H30. 7. 30香椎照葉六丁目実施 |
| 香 椎 台 五 丁 目 | 0.001 | 3 | 1 | R5. 11. 27 | 編入 |
| 博 多 区 | 26.70 | 65,423 | 3,384 | | |
| 博 多 多 | 1.88 | 8,268 | 262 | S41. 2. 1 | |
| 博 多 駅 周 辺 | 2.91 | 9,533 | 452 | S44. 7. 1 | |
| 堅 粕 | 1.01 | 5,283 | 206 | S45. 7. 1 | |
| 山 王 公 園 周 辺 | 1.33 | 2,412 | 143 | S46. 7. 1 | |
| 東 光 | 1.13 | 1,926 | 157 | S47. 4. 1 | |
| 千 代 | 1.15 | 5,390 | 175 | S49. 7. 1 | |
| 沖 浜 | 0.37 | 25 | 26 | 〃 | |
| 東 吉 塚 | 1.37 | 4,000 | 102 | S52. 2. 1 | |
| 〃 | 0.02 | 110 | 3 | S62. 5. 11 | 東区から編入 |
| 東 那 珂 · 半 道 橋 | 1.15 | 1,580 | 86 | S54. 2. 1 | |
| 諸 岡 | 1.09 | 2,632 | 178 | 〃 | |
| 板 付 | 1.04 | 3,190 | 108 | S54. 3. 1 | |
| 那 珂 | 1.67 | 3,080 | 250 | S56. 2. 1 | |
| 那 珂 南 | 1.35 | 4,950 | 220 | 〃 | |
| 麦 野 | 0.75 | 2,610 | 166 | S56. 3. 1 | |
| 井 相 田 | 0.55 | 350 | 50 | S57. 2. 1 | |
| 三 筑 | 0.30 | 720 | 42 | 〃 | |
| 東 月 隈 | 0.81 | 2,600 | 158 | S63. 5. 16 | |
| 榎 田 · 席 田 | 2.62 | 2,276 | 185 | H2. 2. 26 | |
| 板 付 編 入 | 0.02 | 25 | — | H6. 4. 20 | 板付二丁目・板付五丁目に編入 |
| 東 月 隈 一 丁 目 | 0.01 | 31 | 2 | H6. 11. 28 | 編入 |
| 空 港 前 五 丁 目 | 0.07 | 82 | 25 | 〃 | |
| 浦 田 二 丁 目 | 0.20 | 263 | 40 | H7. 11. 27 | |
| 月 隈 | 2.84 | 2,858 | 260 | H10. 2. 23 | |
| 西 月 隈 | 1.05 | 1,205 | 87 | 〃 | |
| 諸 岡 · 南 八 幡 町 | 0.004 | 22 | — | H10. 7. 13 | 春日市から編入 |
| 立 花 寺 二 丁 目 | 0.003 | 2 | 1 | H21. 8. 3 | 編入 |
| 中 央 区 | 15.01 | 43,762 | 1,759 | | |
| 梅 光 園 団 地 | 0.03 | 552 | 18 | S43. 2. 1 | |

| 地 区 名 | 面積 (km ²) | 世帯数(世帯) | 街区数 | 実施年月日 | 備 考 |
|-------------------|-----------------------|---------|-------|-------------|-------|
| 春 吉 ・ 高 宮 | 1.56 | 8,953 | 314 | S37. 8.16 | |
| 草 香 江 ・ 鳥 飼 | 2.32 | 6,615 | 189 | S38. 6.15 | |
| 平 尾 | 0.98 | 751 | 96 | S39. 2. 1 | |
| 福 岡 | 2.17 | 7,219 | 230 | S39. 6.15 | |
| 荒 戸 | 0.67 | 2,298 | 56 | S41. 2. 1 | |
| 警 固 ・ 六 本 松 | 1.64 | 5,564 | 216 | S42. 2. 1 | |
| 地 行 ・ 唐 人 町 | 0.58 | 2,131 | 110 | S43. 2. 1 | |
| 別 府 ・ 田 島 | 0.11 | 382 | 29 | S46. 7. 1 | |
| 小 笹 ・ 輝 国 | 1.15 | 1,696 | 95 | S46. 10. 1 | |
| 荒 津 ・ 那 の 津 | 1.15 | 1,120 | 71 | S47. 4. 1 | |
| 南 公 園 周 辺 | 0.95 | 2,956 | 144 | " | |
| 東 田 島 | 0.61 | 1,390 | 107 | S48. 7. 1 | |
| 福 浜 | 0.29 | 1,200 | 23 | S51. 2. 1 | 埋立・編入 |
| 那の津二・三丁目 | 0.04 | — | 2 | S62. 11. 2 | 埋立・編入 |
| 地行三・四丁目 | 0.01 | — | — | S63. 7. 18 | 埋立・編入 |
| 福浜一丁目 | 0.08 | — | 12 | S63. 7. 28 | |
| 地行浜一・二丁目 | 0.40 | 57 | 12 | H5. 2. 1 | |
| 淨 水 | 0.27 | 878 | 35 | H20. 12. 15 | |
| 南 区 | 26.04 | 63,794 | 4,797 | | |
| 大 橋 団 地 | 0.05 | 631 | 25 | S43. 2. 1 | |
| 若 久 団 地 | 0.10 | 1,046 | 37 | " | |
| 弥 永 団 地 | 0.13 | 1,294 | 41 | " | |
| 春 吉 ・ 高 宮 | 0.13 | 661 | 28 | S37. 8.16 | |
| 平 尾 (平 和) | 0.80 | 470 | 60 | S39. 2. 1 | |
| 長 尾 (長 住) | 1.54 | 880 | 241 | S40. 2. 1 | |
| 高 宮 | 1.03 | 2,308 | 172 | S43. 2. 1 | |
| 大 楠 | 0.64 | 2,530 | 86 | S45. 4. 1 | |
| 多 賀 | 0.07 | 4 | 8 | S47. 12. 15 | |
| 清 水 | 0.58 | 2,554 | 91 | S50. 7. 1 | |
| 寺 塚 | 1.61 | 3,400 | 226 | S51. 3. 15 | |
| 西 長 住 | 0.28 | 515 | 50 | S53. 2. 1 | |
| 井 尻 ・ 五 十 川 | 1.35 | 5,373 | 252 | S54. 3. 1 | |
| 高 木 | 0.43 | 805 | 78 | " | |
| 野 間 ・ 若 久 | 2.38 | 7,120 | 491 | S55. 1. 14 | |
| 屋 形 原 | 1.71 | 5,260 | 470 | " | |
| 三 宅 | 1.44 | 5,640 | 296 | " | |
| 横 手 ・ 曰 佐 ・ 警 弥 郷 | 3.16 | 7,440 | 731 | S57. 2. 1 | |
| 塩 原 | 0.86 | 2,630 | 98 | S58. 7. 11 | |
| 桧 原 | 1.95 | 3,320 | 457 | S60. 6. 17 | |
| 柏 原 | 2.16 | 2,050 | 307 | S61. 1. 27 | |
| 和 田 ・ 野 多 目 | 1.54 | 2,880 | 200 | S61. 1. 27 | |
| 和 田 | 0.37 | 1,356 | 73 | S62. 11. 2 | |

| 地 区 名 | 面積 (km ²) | 世帯数(世帯) | 街区数 | 実施年月日 | 備 考 |
|-----------------|-----------------------|---------|-------|-------------|--------------------|
| 老 司 ・ 鶴 田 | 1.43 | 2,663 | 218 | S63. 5. 16 | 春日市から編入 |
| 鶴 田 ・ 桧 原 | 0.29 | 947 | 59 | H2. 9. 3 | |
| 井 尻 三 丁 目 | 0.01 | 17 | 2 | H10. 7. 13 | |
| 城 南 区 | 12.81 | 35,939 | 2,453 | | |
| 城 西 団 地 | 0.03 | 360 | 16 | S43. 2. 1 | |
| 荒 江 団 地 | 0.08 | 1,014 | 33 | " | |
| 別 府 団 地 | 0.05 | 726 | 26 | " | |
| 金 山 団 地 | 0.14 | 1,352 | 57 | S43. 8. 1 | |
| 堤 团 地 | 0.08 | 838 | 29 | S44. 12. 27 | |
| 宝 台 团 地 | 0.05 | 590 | 21 | S46. 2. 1 | |
| 鳥 飼 駅 北 | 0.54 | 2,529 | 98 | S46. 4. 1 | |
| 別 府 ・ 田 島 | 2.33 | 6,612 | 408 | S46. 7. 1 | |
| 樋 井 川 | 1.86 | 3,916 | 372 | S48. 7. 1 | |
| 荒 江 | 0.17 | 558 | 35 | " | |
| 東 油 山 | 0.40 | 641 | 71 | S50. 4. 1 | 東油山一～三丁目 |
| 田 島 南 | 0.56 | 2,900 | 114 | S51. 3. 15 | |
| 飯 倉 | 0.17 | 610 | 28 | S52. 2. 1 | |
| 七 馨 | 0.80 | 2,060 | 117 | " | |
| 友 泉 亭 | 0.13 | 600 | 22 | " | |
| 片 江 ・ 堤 | 2.11 | 4,090 | 421 | S57. 5. 10 | |
| 七 馨 ・ 梅 林 | 2.67 | 5,970 | 500 | S57. 11. 1 | |
| 南 片 江 四 丁 目 編 入 | 0.02 | 6 | 2 | S61. 1. 27 | |
| 東 油 山 編 入 | 0.07 | 73 | 18 | S61. 11. 25 | 東油山一丁目・樋井川七丁目に編入 |
| 東 油 山 | 0.55 | 494 | 65 | S62. 11. 2 | 東油山四～六丁目・東油山三丁目に編入 |
| 南 片 江 編 入 | 0.001 | — | — | H3. 1. 14 | 南片江四丁目に編入 |
| 早 良 区 | 24.37 | 53,976 | 4,134 | | |
| 原 团 地 | 0.17 | 1,828 | 63 | S42. 6. 30 | |
| 室 住 团 地 | 0.17 | 2,132 | 75 | S45. 10. 1 | |
| 星 の 原 团 地 | 0.20 | 2,400 | 72 | S48. 7. 1 | |
| 四 箇 田 团 地 | 0.25 | 2,200 | 56 | S51. 9. 1 | |
| 有 田 团 地 | 0.05 | 420 | 12 | S53. 10. 19 | |
| 西 室 新 見 | 2.72 | 8,541 | 414 | S44. 7. 1 | |
| 荒 飯 倉 | 0.61 | 1,749 | 94 | S46. 2. 1 | |
| 原 庄 | 0.38 | 1,080 | 61 | S48. 7. 1 | |
| 南 賀 茂 干 馨 | 1.06 | 3,830 | 207 | S52. 2. 1 | |
| 小 田 部 | 1.33 | 3,300 | 221 | S53. 2. 1 | |
| 野 芥 田 馨 | 0.73 | 2,200 | 129 | S55. 3. 1 | |
| 有 次 郎 丸 | 1.19 | 2,750 | 308 | S57. 11. 1 | |
| | 0.95 | 1,500 | 164 | S58. 7. 11 | |
| | 2.43 | 5,240 | 591 | " | |
| | 0.98 | 2,550 | 230 | S59. 3. 1 | |
| | 1.10 | 2,364 | 146 | S63. 5. 16 | |

| 地 区 名 | 面積 (km ²) | 世帯数(世帯) | 街区数 | 実施年月日 | 備 考 |
|-------------------|-----------------------|---------|-------|-------------|------------|
| 西 新 編 入 | 0.02 | — | 1 | S63. 7 18 | |
| 重 留 | 0.97 | 1,420 | 194 | H2. 9. 3 | |
| 早 良 | 1.24 | 1,470 | 198 | H3. 1. 14 | |
| 百 道 浜 | 0.95 | 445 | 51 | 〃 | |
| 内 野 ・ 脇 山 | 1.50 | 2,300 | 214 | H4. 1. 27 | |
| 田 村 ・ 四 箇 | 2.07 | 2,500 | 247 | H5. 2. 1 | |
| 入 部 | 2.87 | 952 | 329 | H11. 10. 21 | |
| 田 村 ・ 四 箇 II | 0.43 | 805 | 57 | H11. 11. 1 | |
| 西 区 | 21.43 | 42,863 | 3,258 | | |
| 壱 岐 団 地 | 0.43 | 2,700 | 144 | S50. 10. 18 | |
| 下 山 門 団 地 | 0.20 | 2,000 | 79 | S51. 2. 1 | |
| 大 町 団 地 | 0.08 | 550 | 23 | S52. 11. 1 | |
| 拾 六 町 団 地 | 0.12 | 1,031 | 4 | S53. 2. 1 | |
| 福 重 団 地 | 0.04 | 818 | 9 | S53. 4. 1 | |
| 十 郎 川 团 地 | 0.05 | 437 | 19 | S53. 10. 19 | |
| 城 の 原 団 地 | 0.09 | 895 | 31 | S54. 11. 1 | |
| 豊 浜 | 0.32 | 820 | 51 | S48. 7. 1 | |
| 姪 の 浜 | 1.71 | 5,690 | 256 | S51. 2. 1 | |
| 小 戸 | 1.08 | 1,420 | 139 | S59. 2. 1 | |
| 壱 岐 南 | 2.89 | 2,924 | 409 | S61. 7. 28 | |
| 下 山 門 | 2.03 | 3,335 | 278 | S61. 11. 10 | |
| 福 重 ・ 石 丸 | 1.41 | 2,505 | 237 | S62. 1. 12 | |
| 今 宿 青 木 | 0.95 | 1,260 | 125 | S62. 4. 27 | |
| 上 山 門 ・ 拾 六 町 | 1.67 | 2,330 | 278 | S62. 6. 15 | |
| 横 浜 | 0.64 | 780 | 89 | S63. 5. 16 | |
| 周 船 寺 ・ 田 尻 | 1.19 | 2,200 | 162 | S63. 7. 18 | |
| 愛 宕 浜 ・ 生 松 台 | 1.21 | — | 180 | H元. 2. 27 | |
| 下 山 門 一 丁 目 | — | — | — | H2. 11. 1 | 編入 |
| 石 丸 | 0.14 | 140 | 12 | H4. 1. 27 | 石丸四丁目 |
| 今 宿 | 0.32 | 815 | 54 | H5. 8. 30 | |
| 生 の 松 原 | 0.01 | 10 | 2 | H6. 11. 28 | 生の松原三丁目に編入 |
| 小 戸 二 丁 目 | 0.43 | 1 | 6 | 〃 | 埋立地 |
| 横 浜 西 | 0.17 | 81 | 33 | H9. 2. 18 | 横浜三丁目 |
| 生の松原三丁目編入 | 0.01 | 47 | 1 | H10. 7. 13 | |
| 生 の 松 原 II | 0.41 | 127 | 66 | H12. 11. 17 | |
| 姪 浜 | 0.86 | 4,763 | 125 | H14. 10. 1 | |
| 野 方 四 丁 目 編 入 | 0.04 | 63 | 14 | H15. 3. 12 | |
| 金 武 ・ 西 入 部 | 0.44 | 411 | 93 | H17. 6. 1 | |
| 田 尻 | 0.44 | 523 | 70 | H18. 10. 23 | |
| 徳 永 ・ 女 原 ・ 今 宿 町 | 1.32 | 3,542 | 175 | H25. 10. 28 | |
| 徳 永 ・ 田 尻 | 0.73 | 645 | 94 | R4. 7. 19 | |

※1 面積・世帯数・街区数は実施日現在の数値である。

(資料:市民局総務部戸籍住民課)

※2 全市及び各区の集計の面積は、小数点3位で四捨五入したもの。

2-6 各区町名一覧表

| ワ | ラ | ヤ | マ | ハ | ナ |
|--|--|---|---|---|---|
| 和和若 白白宮 東丘一 一々々々々 六五 五四丁 丁丁目 目目 | | | 大み美 字ど 苦谷 島田 島崎 香松 出 三り台 台と 八一 一崎 一一台 原一 苦が新 一香丁 一々一 丘町 ・椎 自七三 ・三六四 ・・六 一 七一 一 *丁 丁二 丁丁二 六丁 丁 三 丁 目 目 三 丁 目 目 三 丁 目 目 | 大大二 東原八 管管 箱 字又 浜田松 松 崎崎 弘浜瀬 瀬一 男新 ・・・ 町 二四四 四六 七 丁丁丁 丁丁丁 丁丁丁 目目目 目目目 目目目 目目目 | 大大奈 字多 奈名 名島 奈子 多子 地三 五三 丁丁 目目 |
| | 大立冷 字花泉 立寺町 花一 寺・ 二 丁 目 | 吉吉塚 塚一 本一 町 二 八 丁 目 目 | 諸元麦 南岡町 野本八 一島町 幡 一町 六三六 ・一 丁丁丁四 二 目目目 丁丁二 目目目 目 | 大東東東東 光比那月 平比那月 公丘惠 町道町多 尾惠町 河限園町 橋一駅 駅駅駅 前東中 平公園 ・三 一三 四三五 ・丁 丁丁丁 二目目目 丁丁丁 目目目 目 | 西奈中 月中中 那 春月良洲 洲隈屋 隈中一 町島五 六 丁 目 |
| 渡辺通 一々五 丁 目 | 六本松 一 一 四 丁 目 | 大薬院 院一 字伊福 院四 丁 目 | 南港舞 公園 一鶴 園 三 丁 目 目 | 古平平福 小尾丘和 鳥淨町 町水町 平福平春 梅光 尾吉光 園園 五二五三 丁丁丁 地三 目目目 丁目 | 西西那 那長 中公の1 洲園津 川一 一 番除 五除 丁 目 |
| 和若田 久久一 一團一 四地六 丁 目 | 老司一 一 一 五 丁 目 | 横横柳柳 手手瀬河 南一一内 原町 一地 四二 丁丁二 目目丁 五 目 目 | 向向三南的 野新宅大場 一町一橋 一 ・一 二 二 丁 丁 丁 丁 目 目 目 目 目 目 | 大平桧花 字和原烟 桧原 ・ 二 七 四 ・ 丁 四 目 丁 目 | 野野西 那那長 長中 間1 川川一 一 一 4 番 四 丁 六 丁 目 目 目 目 |
| | | 友泉亭 | 南 片 江 一 二 六 丁 目 目 | 大干別東 種 字隈府油井 東油・山 山二 丁 目 | 七 長尾 片江 一 八 五 丁 目 |
| | | 弥生一 一 二 丁 目 | 百百室室 道見住庄 浜一 一 二 三 四 丁 丁 目 目 目 目 目 | 大星千藤原 字の隈崎 本橋一 原三一 地六二 丁丁 目目 | 大野西 字芥新 野茶油 山七 丁 目 目 |
| 大脇 字山 脇山 一 二 丁 目 | | | 大字曲渕 | 大東入部 東入部一 一 八 丁 目 | 大野7 字芥番 西八 入部 除部一 五 丁 目 5 |
| | | 大字吉武 | 姪姪室 見浜見 駅浜一 一 六 四 丁 丁 目 目 目 | 大福橋 字重根 根本一 一 五 二 丁 目 | 能大野 野古方 方の丘 野七 一 目六 丁 三 丁 目 |
| | | 横浜一 一 三 丁 目 | 大大元女 字字浜原川 元女宮一 岡原浦 一 二 二 丁 目 * | 富士見 一 三 丁 目 | 大字西浦 |

*は町界町名整理のみ

| タ | サ | カ | ア | |
|--|---|---|---|-------------|
| 唐土千多多高 原井早の々美 一一一津良台 七四六・・ 丁丁丁五二四 目目目丁丁丁 目目目 | 大大大城社下下塩塩西 字字字浜領原浜浜戸 下志西団一五一二一崎 原賀戸地・丁一 島崎 三目四三目 目*丁丁六 目 目 目 *目 | 大大大雁蒲香香香香香香 字字字口の田住椎椎椎椎椎 上勝香町巣一ヶ浜浜団台照駄駄一 和馬椎 一・丘ふ一地一葉前東一 白 ・五一頭・・一六 二丁・一四 五・・・丁 丁目七・丁 丁七三四目 目 丁四目 目丁丁丁 目丁 目 目 目 | 大青 岳葉 一・・七 四丁目 | 東 区 |
| 東東店对綱月千築竹竹大 光光屋馬場隈代港下丘博 寺一町小町一一本一町町 町二 路 五・町 五・ ・丁 六六五・ 二目 丁丁丁三 目 目 目 丁 目 | 大大大石住須新昭下東山三 字字字城吉崎和南吳川雲王筑 下下雀町一町町服端町一一 月白居 五・・・ 隈井 五・・・ 丁目 丁丁 丁目 目 目 目 | 大大大古寿御空銀祇神上上金堅 字字字門町供港天園屋牟吳川の粕 金上上堅戸一所前町町田服端隈一 隈月白柏町 三・・・ 隈井 三・・・ 丁目 丁丁 丁目 目 目 目 | 大大冲大榎浦板井青青相 字字浜井田田付相木木生 板青町一一一田二一町 付木 二・・・ 二二七・・ 丁丁丁三* 目 目 目 丁 目 目 目 丁 目 目 目 丁 目 | 博 多 区 |
| 鳥唐天輝谷高大 飼人神国一砂名 一町一一・一 ・・・二・ 三・・二・二 丁三丁二二 目丁目目目 目 | 淨山白城地地桜 水莊金内行行丘坂 通通一 浜一 三・ 一・・・ 丁二丁 二丁丁 目 目 目 目 | 御警黒草清川 所固門香江一 ヶ谷 一・・・ 三・ 二丁 丁目 目 目 | 伊大大大今今伊荒荒赤 崎笹宮濠濠手川泉崎戸津坂 浦一一公一門一一 ・園・・・ 五二 二・二 丁丁 三丁丁 目 目 目 目 | 中央 区 |
| 寺鶴筑玉高多大 塚田紫川宮木賀平 一丘町一一一寺 ・一・一・一 二四・五三二・ 丁丁二 丁丁丁二 目目丁目目目 目 | 清塩皿 水原山 一一一 ・・・ 四四四 丁丁丁 目 目 目 | 大柏五警柏 宇原十弥原一 柏七川郷一 原丁一・・六 目・・・ *二三丁 丁丁目 目 | 折曰大大大市井 立佐橋橋楠池崎尻 町一團一 ・地・・・ 五 四三二二五 丁 丁丁丁丁 目 目 目 目 | 南 区 |
| 鳥友堤堤茶田宝 飼丘团一山島台 四一地・一團 ・二・二地 七六 丁六六 丁丁 目丁丁 目 目 | 神城 松寺團地 一・三 丁目 | 大金字片江 片江一 江地 五 丁目 | 大梅飯荒 字林倉江江 梅 七林 五 限校区) 丁 目 | 城 南 区 |
| 17・田田高 ・田村隈取 20村一一一 ・五・・・ 22丁七三二 番)は目目目 1 | 祖次昭城重四 原郎代西留箇 丸一一七田一 一・・・丁団 ・三三目地六 六丁 18 丁目目番 目 | 小賀茂 田一部一 一・・四 七丁 丁目 | 大梅飯有荒曙 (七限校区を除く 字林倉田田江一 六二團一 ・地・・八 丁丁目 | 早 良 区 |
| ・田 18村 ・五 19丁 ・目 23 ・ 27 番) | 大大早 字字良 重椎一 留原 18 七番 丁目 目除 く | | 大大大大内 字字字字字 小内板石飯一 笠野屋釜場一 木 | 入部出張所 |
| 大豊戸 字浜切 田一一 ・・ 三三 丁丁 目目 | 大大城拾拾 字字の六六郎山山 拾下原町町川門門 六山團團一團團一 町門地地 五 丁目 | 大上山 字字界武 島 | 大小大内石生 戸浜丸松の岐 生南浜一 呂盛 五 丁目 | 西 区 |
| 大大大德 字字字永 太郎 德太田北 一丸二 四丁 目 目 * * | 大大周西 字字船都 千周寺一 里船 二 丁目 | 大大九北 字字大原一 小桑草新一 田原場町 *二三 丁丁 目目 * | 大大今今今泉 字字宿宿宿一 町青木氏一 ノ原 前 丁一三 三目 丁目 | 西部 出張所 |

*は町界町名整理のみ

(資料：市民局総務部戸籍住民課)

3. 区行政推進の歩み

3-1 政令指定都市発足の準備（昭和39年～46年）

昭和39年、行政区画審議会より5行政区と総合庁舎についての「福岡市行政区画に関する答申」を受けた。

昭和44年より将来の区役所庁舎となる総合出先庁舎の建設に着手し、昭和46年には、支所（会計課、庶務課、市民生活課、市民課、国保年金課、納税課、課税課）を開設するとともに、支所庁舎には、支所組織のほか、福祉事務所、農林事務所、建設事務所、失業対策事務所、選挙管理委員会事務所、農業委員会事務所が入居した。このとき、戸籍、住民基本台帳、外国人登録、印鑑証明等の窓口を総合化し手続きの簡素化、迅速化を行うとともに市民相談窓口を設置し、市民サービスの向上を図っている。

3-2 政令指定都市発足と区行政の定着（昭和47年～55年）

昭和47年の指定都市発足に伴い区制を施行し、支所組織に福祉、土木、下水道、農林等の市民生活に密着した事務事業を加え、総合出先機関としての東区、博多区、中央区、南区、西区の5区役所が開所した。

昭和49年に土木行政充実のため維持課を設置、また、昭和49年以降順次、市民プール、市民センター、地区体育館について、教育委員会から管理運営の事務委任を受けるとともに、昭和50年に地域コミュニティ活動振興のため振興課を設置した。

3-3 行財政改革の実施（昭和56年～平成元年）

昭和56年の行財政改革本部の「区役所改革の基本方向」、昭和59年の「行財政運営に関する提言」を受け、区役所の事務事業と組織の見直しが行われた。

このなかで、下水道業務一元化のための本庁への移管（57年）、社会教育行政の一体性からの市民センター管理運営業務の教育委員会への移管（57年）、区選挙管理委員会事務体制の効率化（57～58年）、公園管理業務の公園都市整備公社への委託（58年）、納税課の少人数グループによる徴収部門の強化・充実のための再編成（60年）、市民生活課の市民相談室への変更及び広聴係の設置（62年）、住民基本台帳等のオンライン化による事務改善（63～元年）などを実施している。

この間、昭和57年、旧西区を城南区、早良区、西区に分区し、7区となった。

なお、「城南区」「早良区」の区名については、市民より公募し決定した。

3-4 区における市民参加の推進（平成2年～平成7年）

平成2年の「行政組織等の見直しの提言」では、区役所は市民参加の先端部門として位置づけられた。区の企画事業としての「一区一美」や「住みよい区市民会議」等の市民による政策提案型の広聴事業等を実施するとともに、機構整備としては、平成3年、庶務課にまちづくり企画係を設置し、平成6年、まちづくり企画推進課（平成11年～まちづくり企画課、平成16年～企画課）を新設した。

3-5 区役所の機能強化の取り組み（平成8年～）

地域の身近な総合行政機関としての区役所の機能強化については、「福岡市行財政改革大綱」（平成8年）において大きく位置づけられ、区役所が地域ニーズに的確に対応するとともに、区の裁量を発揮した個性ある区づくりを推進するため、一層の充実、強化に努めている。

〈取り組み内容〉

| 実施年度 | 機構改革・施設整備等 | 区事業の主体性・機動性の強化 |
|------|---|--|
| 8年度 | 1. 区次長制の導入 2. 地区担当者の設置 | 3. 地域づくり推進事業の実施 |
| 9年度 | 4. 助役による区分担制の導入 5. 区総務課経理係の設置 6. 保健所の区役所編入 7. 生活環境課の設置 | 8. 区振興費（目）の新設 |
| 10年度 | 9. 在宅ケア・ホットラインの区役所庁舎内（福祉課）への移設 | 10. 予算編成への区長要望の反映強化 |
| 11年度 | 11. 高齢保健福祉課及び保健・福祉総合相談窓口の設置 12. 博多南地域交流センターの開館（H12.1） | 13. 緊急対応の地域環境整備経費の一部を区振興費へ移管 |
| 12年度 | 14. 区政推進委員会の設置 16. 福岡市経営管理委員会 | 15. わがまち手づくり事業の実施 |
| 13年度 | 17. 市民センターの区役所編入 18. 各区保健福祉センターの設置 | |
| 14年度 | 19. 「福岡市区における総合行政の推進に関する規則」の制定 20. 区基本計画策定担当主査等の配置 21. コミュニティ推進員の配置 | 22. 郵便局諸証明交付事務の開始 |
| 15年度 | 20. 区基本計画の策定 23. 和白地域交流センターの開館（H15.8） | 24. 区予算要求システムの導入 13. 区振興事業費の拡大 (区振興費 700万円→1,000万円) |
| 16年度 | 25. 各区地域支援部の新設及び校区担当職員の配置 26. 公民館の区役所への移管 27. フロアマネージャーの配置 28. 区長の議会出席（当初議会のみ） | 29. 区政推進費とコミュニティ振興費の設置（目の再編） 30. 区直接予算要求事業の拡大と制度化 |
| 17年度 | 31. こども相談係の新設 32. 自転車対策推進課の新設（中央区のみ） | 13. 区振興事業費の拡大 (道路維持費 800万円→2,000万円) 33. 区予算制度の導入（区の枠配分予算「区裁量経費」の設置） ※平成18年度から |
| 18年度 | 34. 学校・地域連携係長の設置（中央区・南区のみ） | 35. 区の枠配分予算の流用手続きの簡素化 |

| 実施年度 | 機構改革・施設整備等 | 区事業の主体性・機動性の強化 |
|-------|---|---|
| 19年度 | 36. 市民課業務の一部委託化及び納税課証明書交付業務等への派遣労働者の導入 | 37. 区の枠配分予算の対象事業拡大 ※平成20年度から 38. 庁舎を活用した広告事業の実施 |
| 20年度 | 39. 税証明窓口の1階フロアへの移設（城南区） | 40. 区主体による区政推進会議の運営 |
| 21年度 | 41. 総務部、地域支援部を区政推進部、市民部に再編（博多区を除く） 42. 子育て支援課の設置 43. 地域交流センター指定管理者制度導入 | 44. 区振興事業費の土木局分（道路維持費）を区政推進費に統合 |
| 22年度 | 45. 西部地域交流センター開館、今宿出張所移転 | |
| 23年度 | 46. ウエルカメリネット 47. 博多駅証明サービスコーナー開設 | 48. 区枠予算の事業名称変更 |
| 24年度 | 49. コンビニ交付開始 (住基カード普及キャンペーン) | 50. 区の枠配分予算の対象事業に「まちかど文化ひろば事業」を新たに追加 |
| 25年度 | 51. 東区役所1階フロアレイアウト変更 52. 郵送請求事務の集約化・委託化（委託は平成26年度から） | 53. 地域参画予算（区振興事業費）の新設 |
| 26年度 | 54. 保健福祉センターのあり方見直し、7区執行体制の統一化 | |
| 27年度 | | 55. すべての区役所の全課にサービス介助士を設置 |
| 28年度 | 56. 千早証明サービスコーナー開設 | |
| 令和元年度 | 57. 中央区をモデル区とした区役所窓口ICT活用推進事業 58. 引っ越し手続きのオンライン予約サービスの実施 | |
| 2年度 | 59. 保健所の体制強化 | |
| 3年度 | 60. ご遺族サポート窓口の開設 61. 証明書のオンライン申請開始 62. マイナンバーカード交付センター開設 63. オンライン転出届の開始 64. 早良南地域交流センター開館(R3.11) | |
| 4年度 | 65. 博多区役所新庁舎開庁(R4.5) 66. 博多区役所証明発行コーナー土日・祝日開庁の開始(R4.6) | |
| 5年度 | 67. 離島の公民館などでリモート窓口のサービス開始 | |
| 6年度 | 68. 支援調整課の新設(博多区のみ) 69. 保健所の再編(R6.7) | 70. 地域参画予算の自治協議会共創補助金への統合 |

3-5-1 区次長制の導入（平成8年度～12年度）

縦割りの部長制に代わる区次長制を導入し、従来の総務・福祉・土木部門に限定せず、区長が区次長の担当所管を決定し、また、区次長は、地区担当者を地域別に統括することとした。

3-5-2 地区担当者の設置（平成8年度～15年度）

区役所課長を小学校区の地区担当者（兼務）に位置づけ、自主防災組織の設立支援「地域ふれあいネットワーク」事業・地域づくり推進事業等の支援を行うとともに、地域の実情、課題等の把握に努めた。

3-5-3 地域づくり推進事業の実施（平成8年度～11年度）

地方分権に対応する住民自らのまちづくりをめざして、区長が2,000万円の予算の範囲で地域が企画した事業計画案に基づき、区の特性や地域ニーズを反映した「地域づくり推進事業」
(平成12年度より、わがまち手づくり事業にリニューアル)

3-5-4 助役による区分担制の導入（平成9年度～14年度）

3助役が、7区をそれぞれ2～3区ずつ分担し、区行政を推進した。

3-5-5 区総務課経理係の設置（平成9年度）

局から縦割りで令達している区予算を区長のもとに統括し、地域の実情に応じた予算の執行をするため、平成9年度に区総務課に「経理係」を新設し、予算・経理事務の一元化を行った。
(平成14年度～財務係、16年度～財務・調査係（東区を除く）)

3-5-6 保健所の区役所編入（平成9年度）

市民ニーズにあった保健・医療・福祉サービスの提供を推進するため、平成9年度に保健所を区役所に編入し、福祉事務所との連携を強化した。

3-5-7 生活環境課の設置（平成9年度）

ごみ、し尿、不法投棄、ねずみ・害虫の駆除、放置自転車、屋外広告物等市民に身近な生活環境業務を総合的に所管する課として、平成9年度に「生活環境課」を設置した。

3-5-8 区振興費（目）の新設（平成9年度）

市民局の区役所関係予算を統合した区振興費（目）を新設し、一定の条件のもと、区役所の裁量による事業計画及び予算執行を行うこととした。（平成16年度に区政推進費に名称変更）

市民局区役所関連予算費目の状況

| 統合前（平成8年度） |
|------------|
| 区役所費 |
| 広報広聴費 |
| 交通安全対策推進費 |
| 青少年女性対策推進費 |
| 文化振興費 |
| スポーツ振興推進費 |
| 戸籍住民基本台帳費 |
| 災害対策費 |



統合後（平成9年度）

| 区振興費 |
|--------------------------------|
| 区役所費(庁舎管理・整備、町世話人、地縁団体、集会所等のみ) |
| スポーツ振興推進費(アビスパ支援のみ) |
| 戸籍住民基本台帳費 |
| 災害対策費 |

網かけは統合した費目

3-5-9 在宅ケア・ホットラインの区役所庁舎内(福祉課)への移設

(平成8年度～17年度)

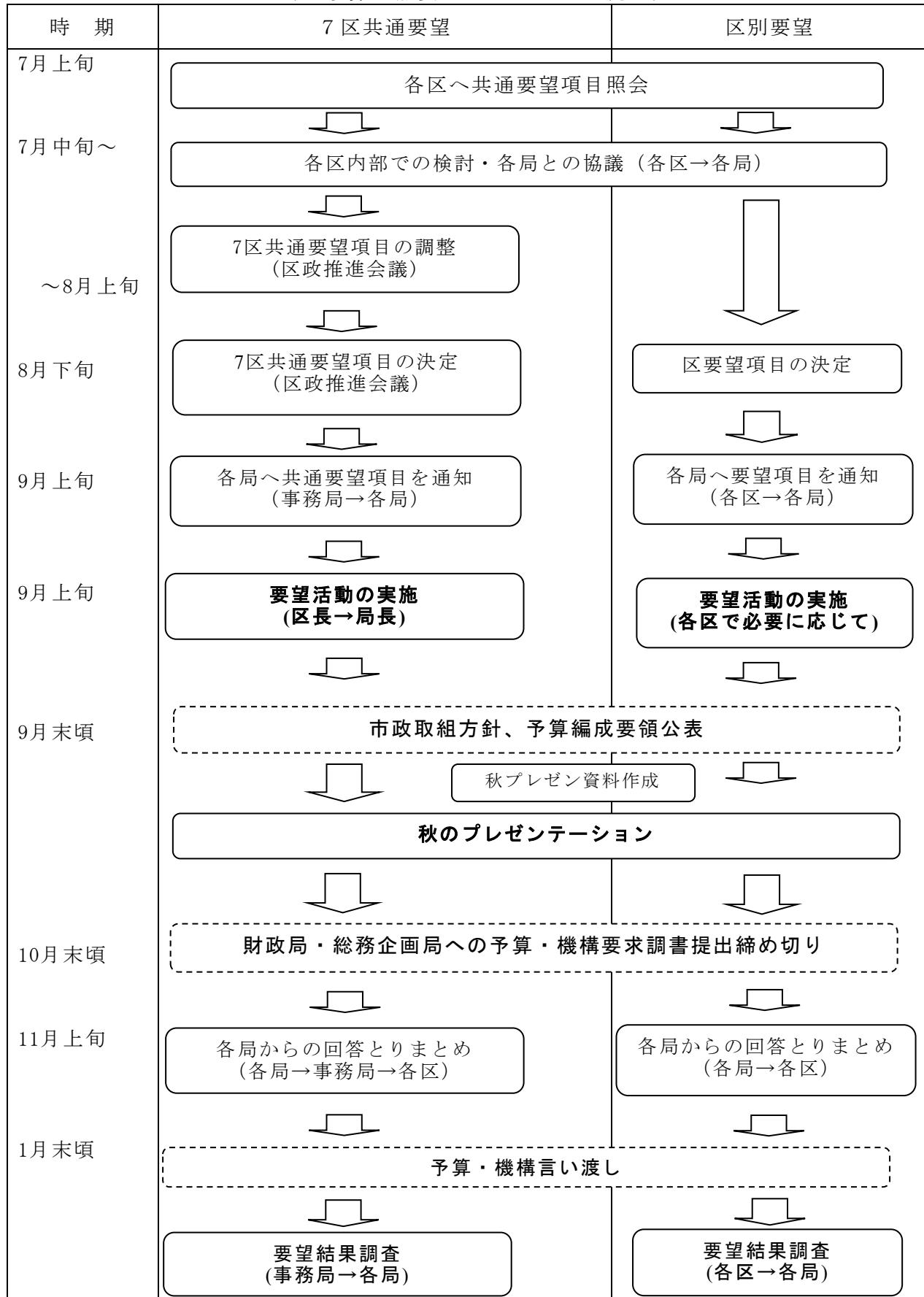
高齢者の在宅ケアに関する相談窓口である保健所の「在宅ケア・ホットライン」を平成10年度に区役所庁舎内へ移設し、福祉部門との連携を強化した。

(平成11年度から高齢保健福祉課へ移管、平成18年度から「地域包括支援センター」)

3-5-10 予算編成への区長要望の反映強化（平成10年度）

区の声を本庁の施策へ反映させるシステムとして、区長調整に基づく関係局への予算要望等を実施することとし、平成17年度予算要求からは、さらに市民ニーズを反映した区行政を推進するために、区長が秋のプレゼンテーションにおいて、予算の区重点要望事業や新年度の各区主要事業等について、市長等に対しプレゼンテーション等を行っている。

〈区予算重点要望 システムの流れ〉



3-5-11 高齢保健福祉課及び保健・福祉総合相談窓口の設置（平成11年度）

平成11年度に各区に「高齢保健福祉課」を新設し、介護保険をはじめ高齢保健福祉関係業務を行うとともに、保健師などの担当職員が、介護保険を含めた保健・福祉に関する相談を総合的に受けたり、専門の機関などを紹介したりする「保健・福祉総合相談窓口」を設置した。

平成13年度からは「福祉・介護保険課」と「地域保健福祉課」に再編し（博多区と南区は14年度から）地域保健福祉課が総合相談窓口となった。

3-5-12 博多南地域交流センターの開館（平成11年度）

第7次福岡市基本計画に準地域中心（新基本計画では「地域拠点」）と位置づけされた博多区雑餉隈地区に、区レベルのサービス機能を補完するため、平成12年1月、博多南地域交流センターを開館した。なお、本施設は、博多区役所の課相当の組織となっている。

3-5-13 緊急対応の地域環境整備経費の一部を区振興費へ移管（平成11年度）

平成11年度予算において、土木局所管の道路維持費として執行している緊急対応経費の一部を、市民局所管の区振興費として措置し、道路維持費とあわせて市民サービスや地域の環境整備に緊急かつ迅速に対応することとした。

なお、平成15年度からは「区振興事業」に名称変更し、対象事業及び予算額を拡大して実施している。

- ・区振興費(16年度より区政推進費) 1区あたり 7,000千円 (H15年度予算 10,000千円)
- ・道路維持費 1区あたり 8,000千円 (H17年度予算 20,000千円)

3-5-14 区政推進委員会の設置（平成12年度～13年度）

市民の視点に立った行政の実現と、市民との協働関係の構築に向け、市民生活に密着したサービス提供の拠点として、また地域の個性を生かしたまちづくりの拠点として区役所の機能強化を図るため、平成12年度に「区政推進委員会」を設置し、具体的な方策の検討を行った。

○構成メンバー

三助役、各区区長、総務企画局長、財政局長、市民局長、保健福祉局長、
都市整備局長、教育次長、市長室長

※会長 市民局担当助役

○検討期間

平成12年度から平成13年度

○強化すべき機能

- ・市民サービスの向上
- ・地域コミュニティ支援機能強化
- ・区役所の体制強化

○主な検討課題

- ・窓口サービスの向上
- ・情報受発信機能の充実
- ・公民館・市民センターとの連携強化
- ・地域支援のあり方
- ・地域コミュニティ関連3課及び市民センターの組織再編、事業見直し
- ・区の総合行政推進のための仕組みづくり
- ・区予算編成システムの充実
- ・市民生活に密着した事務事業の区役所移管

3-5-15 わがまち手づくり事業の実施（平成12年度～15年度）

「わがまち手づくり事業」は、地域における様々な自発的市民活動の支援をとおして市民の力を引き出すとともに、市民と行政がそれぞれに主体性を持ちながら相互理解と信頼のもとに結び合って活動を行う、パートナーシップにより魅力あるまちづくりを推進することを目的として、平成12年度から実施した。

この事業は、市民自らが地域課題の解決に向け企画・実施するまちづくり活動を支援する「まちづくり活動支援事業」、身近な地域の施設整備について市民と行政との共働により整備計画を策定する「市民手づくりモデル事業」、市民参加による区の個性を生かした区自主企画事業としての「区の魅力づくり事業」からなり、いずれも区役所が中心となり事業を進めた。

なお、15年度は「区の魅力づくり事業」を個別の事業として実施し、さらに、16年度には事業を再編し、「市民手づくりモデル事業」は「区の魅力づくり事業」に統合。また、「まちづくり活動支援事業」は「やる気応援事業」（コミュニティ振興費）に移行している。

3-5-16 福岡市経営管理委員会（平成12年度）

福岡市経営管理委員会の提言（“市長への提言：「行政経営」の確立を目指して”）において、「区役所の自律経営」「コミュニティの育成支援」「公民館の活用」「NPOの活用」「本庁、区役所、コミュニティ組織の自律連携ネットワークシステム」などが謠われており、これらの提言内容を踏まえて具体的な方策を推進している。

3-5-17 市民センターの区役所編入（平成13年度）

公民館の地域コミュニティ活動の拠点としての役割を向上させ、地域の実態や市民ニーズに適応した効果的な地域コミュニティ支援を推進するため、平成13年度に公民館を統括する市民センターを区役所に編入し、公民館・市民センターと区役所との連携強化を進めた。

3-5-18 各区保健福祉センターの設置（平成13年度）

保健所と福祉事務所を統合した「保健福祉センター」を平成13年度各区に設置し、保健・医療・福祉の連携を強化して、総合相談機能を高めるなど総合的・効率的な行政サービスを展開している。

3-5-19 「福岡市区における総合行政の推進に関する規則」の制定（平成14年度）

分権型社会を迎え、これから区役所はより一層市民の視点に立った行政の実現のため、市民生活に密着した行政サービスの拠点として、また地域の個性を生かしたまちづくりの拠点としてその機能を強化していく必要があり、区における総合行政の推進に関する基本的な方針を明確にするとともに、本庁との連携を強化するため、平成14年度に「福岡市区における総合行政の推進に関する規則」を制定した。

3-5-20 区基本計画担当主査等の配置及び同計画の策定（平成14年度）

市民の意識・ニーズ、区の現状を踏まえ、各区の個性を生かし暮らしやすい魅力ある地域づくりを推進するための長期計画として区基本計画を策定するため、担当主査等を配置し、平成15年度に同計画を策定した。

また、この計画づくりを市民と行政との共働や、住民主体の地域づくりの契機とした。

3-5-21 コミュニティ推進員の配置（平成14年度～16年度）

地域の特性を生かしたまちづくり活動を推進するため、地域コミュニティ活動の支援や状況調査、情報収集・提供などを行う「コミュニティ推進員」（嘱託職員）を各区に1名配置した。

3-5-22 郵便局諸証明交付事務の開始（平成14年度）

「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律」の施行に伴い、市内35カ所の郵便局において、住民票や納税証明書をはじめとする各種証明書の請求・受渡しサービスを行っている。これに伴い、平成15年3月末で連絡所制度を廃止した。

3-5-23 和白地域交流センターの開館（平成15年度）

第7次福岡市基本計画に準地域中心（新基本計画では「地域拠点」）と位置づけされた東区和白地区に、区レベルのサービス機能を補完するため、平成15年8月、和白地域交流センターを開館した。なお、本施設は、東区役所の課相当の組織となっている。

3-5-24 区予算要求システムの導入（平成16年度）

区基本計画に基づく施策を推進し、また「地域に最も身近な総合行政機関であり、住民ニーズの施策への反映の拠点」である区役所の機能強化という観点から、「区基本計画事業」及び「アイデア予算」については、平成16年度予算要求において、実質的に区から直接予算要求できるシステムを導入した。

3-5-25 各区地域支援部の新設及び校区担当職員の配置（平成16年度）

町世話人制度の廃止（平成15年度）及びコミュニティの自律経営を推進するため、行政が地域と向き合い、地域の自治協議会の設立・支援を行うための窓口として、区役所に「地域支援部」を新設し、校区（小学校）を担当する専任の職員（係長級）を配置した。

3-5-26 公民館の区役所への移管（平成16年度）

教育委員会が所管する公民館を区の地域支援部へ移管し、地域における生涯学習事業とコミュニティ支援を一体的に推進する体制を確立した。

3-5-27 フロアマネージャーの配置（平成16年度）

市民サービスの向上を図るため、各区役所の玄関に1名フロアマネージャーを配置し、区役所へ来庁された市民の方が、迷われることなく迅速に目的の窓口へ行かれるように、案内を行っている。

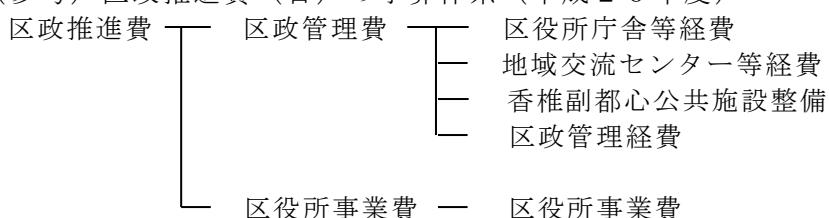
3-5-28 区長の議会出席（平成16年度）

新年度の市政運営方針や、それに対する議会の各会派の総合的な見解を把握し、区政運営の向上に役立てるため、平成17年3月から当初議会の代表質疑（2日間）にのみ全区長が出席することとした。

3-5-29 区政推進費とコミュニティ振興費の設置（目の再編）（平成17年度）

コミュニティの自律経営に向け、全市的な施策展開を実施していくため、また、区役所の機能強化を推進するため、区振興費と区役所費を再編し、地域施策に係る予算を「コミュニティ振興費」として新設するとともに、区政推進や区役所の管理等に係る予算を「区政推進費」として明確にした。

（参考）区政推進費（目）の予算体系（平成26年度）



3-5-30 区直接予算要求事業の拡大と制度化（平成17年度）

平成17年度予算要求において「区基本計画事業」及び「アイデア予算」に加え「区の魅力づくり事業」を区直接予算要求事業として位置づけし、拡大した。

また、区の直接予算要求事業については、区長が予算見積書を提出することとし、「福岡市予算及び決算規則」を改正し、制度化した。

3-5-31 こども相談係の新設（平成17年度）

子育て相談や児童虐待への対応等、区役所における子ども行政を推進するため、各区福祉・介護保険課に「こども相談係」を新設した。

3-5-32 自転車対策推進課の新設（中央区のみ）（平成17年度）

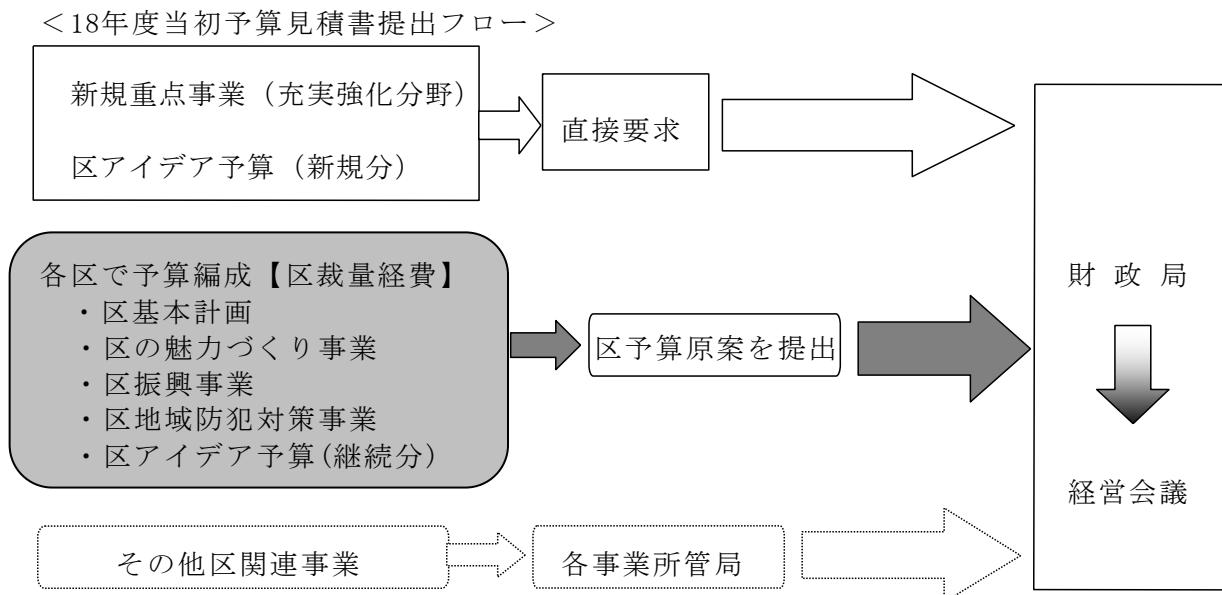
都心部（天神地区）の放置自転車対策を強化するため、中央区役所に「自転車対策推進課」を新設した。（平成21年度～博多区にも設置）

3-5-33 区予算制度の導入（平成17年度）

平成18年度予算編成において、「区裁量経費」を設置し、各区に予算の枠配分を行い、その予算の範囲で各区の特性を活かした予算編成を主体的に行うこととした。

区予算枠の対象となる事業は、「区基本計画事業」「区の魅力づくり事業」「区振興事業」「区地域防犯対策事業」及び「区アイデア予算（継続分）」で、平成17年度予算額をベースに約15%増額し、各区にそれぞれ配分した。

また、平成18年度に向けた充実・強化分野及びアイデア予算に係る新規事業については、区からの直接要求とした。



3-5-34 学校・地域連携係長の設置（平成18年度～平成21年度）

いじめや不登校の増加、青少年が被害者となる事件の多発など、子どもたちを巡る様々な問題に対し、家庭・地域・学校が連携して取り組むために、平成18年度からモデル的に中央区と南区に学校・地域連携係長（教育委員会職員）を配置した（平成20年度は東区と博多区に配置）。学校や公民館への訪問、警察署等関係機関との連絡調整など、「学校と地域とのパイプ役」「学校と区役所・教育委員会のパイプ役」としての役割を担った。

3-5-35 区の枠配分予算の流用手続きの簡素化（平成18年度）

区から財政局に対して直接予算要求できる事業の流用手続きをについて、一部簡素化し、財政局と直接協議できるようになった。

3-5-36 市民課業務の一部委託化及び納税課証明書交付業務等への派遣労働者の導入

（平成19年度）

平成19年度から、区役所市民課における電算入力業務、証明書等の交付及び手数料の収納業務を一部委託化し、民間の委託職員を配置したほか、一部の区役所の納税課における証明書の申請受付及び交付業務等に派遣労働者を配置した。

3-5-37 区の枠配分予算の対象事業拡大（平成19年度）

平成20年度予算要求において、「区基本計画事業」「区の魅力づくり事業」「区振興事業」「区地域防犯対策事業」に加え、これまで局枠事業であった「区交通安全対策推進事業」「区男女共同参画推進事業」「区スポーツレクリエーション事業」「情報コーナー」「その他経費」を新たに区の枠配分予算とした。

3-5-38 庁舎を活用した広告事業の実施（平成19年度）

区役所庁舎内や敷地の広告塔に民間事業者等の広告を掲示し、その広告料収入を庁舎の維持管理経費に充当することとし、新たな財源の確保と経費節減が可能となった。平成19年度は中央区役所前の広告塔で実施。平成20年度は城南区役所1階ロビーのディスプレイ、市民課窓口カウンターアンダーライフで実施。

3-5-39 税証明窓口の1階フロアへの移設（城南区）（平成20年度）

2階にある税証明窓口を1階に移設し、市民課・保険年金課・税証明窓口を同じフロアにすることにより、ほとんどの来庁者が1階フロアで用件をすませることが可能となった。

3-5-40 区の主体による区政推進会議の運営（平成20年度）

区政推進会議は、「区における総合行政の推進に関する規則」により区における総合行政の推進に必要な事項を調査審議するために設置された市民局区政課が庶務を行っていたが、審議する内容を見直すとともに、会議の庶務を座長の区において行うこととし、区が主体的に運営することとなった。

3-5-41 総務部、地域支援部を区政推進部、市民部に再編(博多区を除く)（平成21年度）

地域支援と総務企画部門を統合し区政推進部とすることにより、地域情報の一元化と地域施策の迅速化を図るとともに、窓口業務である市民課、税3課、保険年金課を統合し市民部とすることにより、収納率向上や窓口サービス向上など共通する目標に向かって情報の共有を図る体制に再編した。

3-5-42 子育て支援課の設置（平成21年度）

市民に身近な区役所で、子育てに関する相談・支援を行う専任の組織を設置し、子育て施策の充実強化を図った。

3-5-43 地域交流センター指定管理者制度導入（平成21年度）

和白地域交流センター、博多南地域交流センターに指定管理者を導入し、管理運営業務の効率化を図った。

3-5-44 区振興事業の土木局分（道路維持費）を区政推進費に統合（平成21年度）

市民局予算（区政推進費）、土木局予算（道路維持費）に分かれていた区振興事業を区政推進費に一本化することにより、緊急時などに迅速かつ柔軟に対応できるようになった。

3-5-45 西部地域交流センター開館、今宿出張所移転（平成22年度）

西部地区における行政サービス等の充実を図るため、JR九大学研都市駅前に、コミュニティ機能を主体とした複合的な機能を持つ西部地域交流センターを開館した。また、今宿出張所を同センター内に移転し、名称を「西部出張所」に変更した。

複合施設の名称は「さいとぴあ」。

3-5-46 ウェルカーメラネット（窓口待ち人数表示システム）サービス開始（平成23年度）

ウェルカーメラネットとは、各区役所窓口に設置されている「番号発券機」の裏側（事務室側）に表示される待ち人数の表示を、ネットワークカメラで撮影し、1分間隔でウェブ上に画像配信を行うシステムで、携帯電話やパソコン等から窓口の混雑状況（待ち人数）を事前に確認することで、市民が混雑時を避けて来所できることを可能とし、窓口での待ち時間の負担を軽減する事を目的としている。

このシステムは、職員の手作りにより低コストで構築したもので、早良区役所が先行して試行を行っていたものを全区に広げサービスを開始した。

3-5-47 博多駅証明サービスコーナー開設（平成23年度）

各区役所の窓口以外で時間外（午後8時まで）や土日における証明書交付サービスについては、市役所本庁舎1階の情報プラザ内に証明サービスコーナーを設置し対応していたが、天神と並ぶ本市の拠点である博多駅地区（地下鉄博多駅構内）にも証明サービスコーナーを設置し、市民サービスの向上を図った。

3-5-48 区枠予算の事業名称変更（平成23年度）

平成23年度予算要求において、区枠予算の事業名称を区の魅力づくり事業から区役所事業費へ名称を変更した。

3-5-49 コンビニ交付開始（平成24年度）

区役所や証明サービスコーナー等で行っている証明書交付のうち、「住民票の写し」等を平成24年8月1日から全国に先駆けてコンビニでも交付し、区役所での慢性的な待ち時間の削減、時間外や休日、身近な場所・旅行先・出張先での証明発行により市民サービスの向上を図った。

また、コンビニで証明書を取得するには、住基カードが必要となるため、住基カード普及促進に向けて、平成24年8月から平成25年1月までの半年間、住基カードの無料交付キャンペーンを行った。

3-5-50 区の枠配分予算の追加（平成24年度）

文化施設として造られたホールや美術館といった決められた場所にこだわらず、市民が気軽に立ち寄れる区役所等の公共施設や民間施設のロビーなどの様々な空間を「身近な場所で日頃の文化活動の成果を発表する場」として提供することにより市内各所に快適な空間を演出し、文化的刺激に満ちたまちづくりを行うことを目的として、平成6年度から行っている「区まちかど文化ひろば事業」を平成24年度から新たに区の枠配分予算とした。

3-5-51 東区役所 1階フロアのレイアウト変更（平成 25 年度）

現状、混雑が最も激しい東区役所の問題解決の方策の一つとして、市民課、保険年金課、福祉・介護保険課のある 1 階フロアのレイアウトを大幅に変更し、市民の待ち合いスペースを拡充するとともに、待ち時間の短縮や快適なサービスの提供を図った。

3-5-52 郵送請求事務の集約化・委託化（平成 25 年度）

各区役所市民課で行っている住民票の写し等の郵送請求及びその手続きに関する問い合わせ等にかかる事務を、平成26年 1月に「住民票等郵送請求センター」 1 カ所に集約化した後、4 月にはその大部分の業務を民間委託することで、行政運営を効率化するとともに市民サービスの向上を図った。

3-5-53 地域参画予算（区振興事業費）の新設（平成 25 年度）

地域で実施する区の事業について、区の意思決定に住民が参画し、事業内容に住民ニーズを適切に反映し、納得性を向上させることによって限られた予算を効果的に執行する仕組みを新設した。

具体的にはコミュニティの活性化・地域振興に向けて区役所が行う事業を各自治協議会が提案し、区役所と意見交換しながら、事業の優先順位を検討の上、実施する事業を区長が選定・実施することとなる。区役所事業費の中の「区振興事業費」を増額し、増額分を使途を定めない地域参画予算とした。（平成26年度からは、地域参画予算として分離）

3-5-54 保健福祉センターのあり方見直し、7 区執行体制の統一化（平成 26 年度）

保健福祉センターにおける保健・福祉両部門のさらなる連携を進めるため、福祉事務所長と保健所長の機能を統括するセンター所長を設置し、副所長を廃止する一方で、増加が続いている生活保護世帯に適切に対処するため、保護課を複数設置している東区・博多区・南区に生活保護担当部長を新設した。

また、部の編成が区ごとに異なっていたものを、「総務部」「市民部」「地域整備部」「保健福祉センター」体制に統一した。

3-5-55 すべての区役所の全課にサービス介助士を配置（平成 27 年度）

福岡市がまちづくりの目標としてかかげる、みんながやさしい、みんなにやさしいユニバーサル都市・福岡の取組のひとつとして、区役所や保健福祉センターに来庁された高齢者や障がいのある方に、必要とされる手伝いや介助ができるよう、すべての区役所の全課にサービス介助士の職員を配置した。

3-5-56 千早証明サービスコーナー開設（平成 28 年度）

各区役所の窓口以外で時間外（午後 8 時まで）や土日における証明書交付サービスについて、市役所本庁舎 1 階の情報プラザ内、博多駅地区（地下鉄博多駅構内）の証明サービスコーナーに続き、東区のなみきスクエア内に、市内 3 カ所目となる証明サービスコーナーを設置し、市民サービスの向上を図った。

3-5-57 中央区をモデル区とした区役所窓口 ICT 活用推進事業（令和元年度）

マイナンバーカードを活用し、引っ越しや出生などのライフイベントに応じて必要となる様々な申請書類を一括して自動作成する機器を導入したほか、タブレット端末等による案内を行うフロアマネージャーを配置し、区役所窓口の手続きの簡素化や市民サービスの向上を図った。

3-5-58 引っ越し手続きのオンライン予約サービスの実施（令和元年度）

スマートフォンなどにより来庁前に住所変更の情報を送信していただき、職員が事前確認することで、来庁時には申請書類への署名などだけで手続きが完了するオンラインサービスを実施し、窓口での手続きの簡素化や待ち時間の短縮を図るとともに、市内3カ所の証明サービスコーナーにおいて、土日でも引っ越し手続きの受付が可能となった。

3-5-59 保健所の体制強化（令和2年度）

各区の保健福祉センターに保健所業務専任の担当部長を新設し、感染症対策に専念できる体制を整備。

各区の保健所に感染症業務を担当する保健師等を増員。

3-5-60 ご遺族サポート窓口の開設（令和3年度）

身近なご親族が亡くなられた後の手続きについて案内し、スムーズに手続きを行えるようご遺族をサポートする「ご遺族サポート窓口」を全区役所に設置。

3-5-61 証明書のオンライン申請開始（令和3年度）

住民票の写しや税証明をスマートフォンで申請し、郵便で受け取るオンライン申請を開始した。

3-5-62 マイナンバーカード交付センター開設（令和3年度）

平日夜間や土日・日曜にも、マイナンバーカードの受取りや申請のサポートを受けることができる「福岡市マイナンバーカード臨時交付センター」をアクロス福岡3階に設置。

3-5-63 オンライン転出届の開始（令和3年度）

引っ越し手続きのオンライン予約サービスをリニューアルし、オンラインでの転出届を開始した。

3-5-64 早良南地域交流センター開館（令和3年度）

早良区中南部において、地域住民の交流を促進する場を提供し、地域コミュニティの活性化、文化・スポーツの振興、地域福祉の向上に寄与するため、四箇田団地に、コミュニティ機能を主体とした複合的な機能を持つ早良南地域交流センターを開館した。

複合施設の名称は「ともてらす早良」。

3-5-65 博多区役所新庁舎開庁（令和4年度）

博多区役所旧庁舎は耐震性能が不足しており、建替えにより耐震対策を図る必要があったため、民間ビルに入居していた博多区保健福祉センターを合築し、令和4年5月に博多区役所新庁舎を開庁した。

3-5-66 博多区役所証明発行コーナー土日・祝日開庁（令和4年度）

博多区役所の新庁舎開庁を機に2階に独立した証明発行コーナーを設け、土日・祝日の開庁を開始した。

3-5-67 離島の公民館などでリモート窓口のサービス開始（令和5年度）

離島など区役所から遠い地域の公民館や出張所と区役所をビデオ通話で繋ぎ、区役所で取り扱う行政サービスに関する相談や申請書類の作成など手続きのサポートを受けることができる「リモート窓口」のサービスを開始した。

3-5-68 支援調整課の新設(博多区のみ)（令和6年度）

複合化・複雑化した福祉的な相談に対し、寄り添い、担当窓口や支援機関との連携や調整を行い包括的に支援する「福祉の総合相談窓口」を設置するため、博多区に「支援調整課」を新設した。

3-5-69 保健所の再編（令和6年度）

健康危機管理体制の強化を図るため、令和6年7月に、各区に設置している保健所を、地域保健に関する広域的・専門的拠点を担う福岡市保健所と、住民に身近な保健サービスを実施する各区保健センター（組織上は各区保健福祉センター健康課及び地域保健福祉課が該当）に再編した。

3-5-70 地域参画予算の自治協議会共創補助金への統合（令和6年度）

地域参画予算がより住民ニーズに応じた活動に役立つものとなるよう見直しを行い、地域参画予算を自治協議会共創補助金へ統合し、共創補助金を拡充した。

4. 区関係諸規程

4-1 福岡市区の設置等に関する条例

制定 昭和 47 年 1 月 6 日 条例第 1 号
最近改正 令和 5 年 3 月 20 日 条例第 5 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 20 の規定に基づき、区の設置並びに区の事務所及びその出張所の設置並びに区の事務所が分掌する事務について必要な事項を定めるものとする。

(区の設置)

第2条 本市の区域を分けて次の区を設ける。

東区
博多区
中央区
南区
城南区
早良区
西区

2 前項の区の区域は、別表第 1 のとおりとする。

(区の事務所)

第3条 前条の区に事務所を置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 | 所 管 区 域 |
|-------|---------------|---------|
| 東区役所 | 福岡市東区箱崎二丁目 | 東区の区域 |
| 博多区役所 | 福岡市博多区博多駅前二丁目 | 博多区の区域 |
| 中央区役所 | 福岡市中央区大名二丁目 | 中央区の区域 |
| 南区役所 | 福岡市南区塩原三丁目 | 南区の区域 |
| 城南区役所 | 福岡市城南区鳥飼六丁目 | 城南区の区域 |
| 早良区役所 | 福岡市早良区百道二丁目 | 早良区の区域 |
| 西区役所 | 福岡市西区内浜一丁目 | 西区の区域 |

(区の事務所の出張所)

第4条 早良区役所及び西区役所にそれぞれ出張所を置く。

2 前項の出張所の名称、位置及び所管区域は、別表第 2 のとおりとする。

(区の事務所の分掌事務)

第5条 第 3 条の区の事務所が分掌する事務は、次に掲げる事項に係る事務で区の事務所が所管することが適当であると認められるものその他規則で定める事務とする。

- (1) 広報及び広聴に関する事項
- (2) 税務に関する事項
- (3) 市民生活に関する事項
- (4) スポーツに関する事項
- (5) 子どもに関する事項
- (6) 社会福祉に関する事項
- (7) 社会保障に関する事項
- (8) 保健衛生に関する事項
- (9) 環境保全に関する事項
- (10) 廃棄物に関する事項
- (11) 文化に関する事項
- (12) 公園及び緑地に関する事項

- (13) 道路に関する事項
- (14) 河川に関する事項
- (15) 下水道に関する事項

2 前項の区の事務所の内部の事務分掌は、市長が定める。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1 (省略)

別表第2

| 名 称 | 位 置 | 所 管 区 域 |
|------------|--------------|---------|
| 早良区役所入部出張所 | 福岡市早良区東入部二丁目 | (省 略) |
| 西区役所西部出張所 | 福岡市西区西都二丁目 | (省 略) |

4-2 区長委任事務に関する規則等

4-2-1 福岡市区長事務委任規則

制定 昭和 47 年 4 月 1 日 規則第 62 号

最近改正 令和 6 年 3 月 14 日 規則第 15 号

(趣旨)

第1条 この規則は、市長の権限に属する事務の区長への委任に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の委任)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務のうち区役所が所掌する次に掲げるものを区長に委任する。ただし、重要又は異例な事項については、市長の指揮を受けなければならず、また、第21号の規定にかかわらず、同号に規定する徴収の事務については、市長は必要があると認めるときは、自らその権限を行使することができる。

- (1) 地域振興補助金及びこども育成事業補助金（こども未来局の所管に係るものを除く。）の交付の決定
その他の処分に関すること。
- (2) コミュニティ活動支援補助金（福岡市衛生連合会に交付するものを除く。）の交付の決定その他の処分に関すること。
- (3) 福岡市立火葬施設条例（昭和39年福岡市条例第71号）に基づく火葬施設の利用（人体の一部又は産汚物の火葬に係るもの、改葬に伴う火葬に係るもの及び待合室の利用を除く。）の許可に関すること。
- (4) 埋火葬の許可に関すること。
- (5) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく自動車の臨時運行許可に関すること。
- (6) 住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居番号の設定、廃止及び変更に関するこ
と。
- (7) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2の規定に基づく罹災証明書の交付に関するこ
と。
- (8) 福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年福岡市条例第26号）に基づくし尿処理の
申込の受理に関するこ
と。
- (9) 介護保険被保険者の資格に係る届出の受理及び認定に関するこ
と。
- (10) 介護保険に係る保険料その他の徴収金の賦課（保険料率、減免基準及び過料の決定並びに納期の変
更を除く。）及び徴収に関するこ
と。
- (11) 介護保険に係る給付（介護報酬請求に係る審査及び支払を除く。）に関するこ
と。
- (12) 介護保険利用者負担助成対象者又は社会福祉法人が利用者負担金を減免する場合の対象者の資格に
係る届出の受理及び認定に関するこ
と。
- (13) 介護保険資金貸付事業に関するこ
と。
- (14) 介護保険利用者負担助成金の支給に関するこ
と。
- (15) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の規定に基づく地域支援事業に係る給付の決定そ
の他の処分に関するこ
と。
- (16) 福岡市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例（平成28年福岡市条例第54号）第6条
に基づく事業対象者の判定に関するこ
と。
- (17) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高
齢者虐待防止法」という。）に基づく養護者による高齢者虐待に係る通報又は届出の受理及び事実確認
のための措置（立入調査証の発行に係る事務を除く。）に関するこ
と。
- (18) 高齢者虐待防止法に基づく養護者による高齢者虐待を受けた高齢者に対する支援の実施に関するこ
と。
- (19) 高齢者虐待防止法に基づく養護者に対する支援の実施に関するこ
と。
- (20) 国民健康保険被保険者の資格に係る届出の受理及び認定に関するこ
と。
- (21) 国民健康保険に係る保険料その他の徴収金の賦課（保険料率、減免基準及び過料の決定並びに納期
の変更を除く。）及び徴収に関するこ
と。

- (22) 国民健康保険に係る給付に関すること（診療報酬請求に係る審査及び支払に係る事務を除く。）。
- (23) 国民健康保険に係るはりきゅう費の助成に関すること（指定開設者へのはりきゅう費の支給を除く。）。
- (24) 国民健康保険高額療養費貸付事業に関すること。
- (25) 国民健康保険に係る特定健診及び特定保健指導の実施に関すること。
- (26) 国民年金法（昭和34年法律第141号）、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）及び福祉年金支給規則（昭和34年厚生省令第17号）に基づく国民年金事業の実施（国民年金法施行規則に基づく保険料の納付方法の決定に関するることを除く。）に関すること。
- (27) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）に基づく特別障害給付金の請求及び届出の受理に関すること。
- (28) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく年金生活者支援給付金に係る請求、届出及び書類その他の物件の提出の受理に関すること。
- (29) 後期高齢者医療制度に係る保険料その他の徴収金の徴収に関すること。
- (30) 後期高齢者医療制度に係る資格、賦課及び給付に関する申請、届出等の受理及び被保険者証、通知書等の引渡しに関すること。
- (31) 福岡市後期高齢者はりきゅう費の助成に関する規則（平成20年福岡市規則第21号）に基づくはりきゅう費の助成に関すること（指定開設者へのはりきゅう費の支給を除く。）。
- (32) 子ども医療費助成対象者、重度障がい者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者の資格に係る届出の受理及び認定に関すること。
- (33) 子ども医療費助成金、重度障がい者医療費助成金及びひとり親家庭等医療費助成金（次に掲げるものを除く。）の支給に関すること。
 - ア 医療取扱機関等に支払うもの
 - イ アに掲げるもののほか、あん摩マッサージ、はり及びきゅう（国民健康保険に係るもの）を除く。）並びに柔道整復に係るもの
- (34) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条の規定による介護給付費又は訓練等給付費の支給に関すること。
- (35) 障害者総合支援法第30条の規定による特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給に関すること。
- (36) 障害者総合支援法第34条の規定による特定障がい者特別給付費の支給に関すること。
- (37) 障害者総合支援法第35条の規定による特例特定障がい者特別給付費の支給に関すること。
- (38) 障害者総合支援法第51条の14の規定による地域相談支援給付費の支給に関すること。
- (39) 障害者総合支援法第51条の15の規定による特例地域相談支援給付費の支給に関すること。
- (40) 障害者総合支援法第51条の17の規定による計画相談支援給付費の支給に関すること。
- (41) 障害者総合支援法第51条の18の規定による特例計画相談支援給付費の支給に関すること。
- (42) 障害者総合支援法第58条の規定による自立支援医療費（更生医療に係るものに限る。）の支給に関すること。
- (43) 障害者総合支援法第70条の規定による療養介護医療費の支給に関すること。
- (44) 障害者総合支援法第71条の規定による基準該当療養介護医療費の支給に関すること。
- (45) 障害者総合支援法第76条の規定による補装具費の支給に関すること。
- (46) 障害者総合支援法第76条の2の規定による高額障がい福祉サービス等給付費の支給に関すること。
- (47) 障害者総合支援法第77条の規定による地域生活支援事業に関すること。
- (48) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）に基づく養護者による障がい者虐待（18歳未満の障がい者について行われるもの）を除く。次号において同じ。）に係る通報又は届出の受理及び事実確認のための措置（立入調査を除く。）に関すること。
- (49) 障害者虐待防止法に基づく養護者による障がい者虐待を受けた障がい者に対する支援の実施に関すること。

- (50) 障害者虐待防止法に基づく養護者に対する支援の実施に関すること。
- (51) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の7の規定による通所給付決定（満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童に係るものを除く。以下「通所給付決定」という。）等に関すること。
- (52) 児童福祉法第21条の5の8の規定による通所給付決定の変更の決定等に関すること。
- (53) 児童福祉法第21条の5の9の規定による通所給付決定の取消し等に関すること。
- (54) 児童福祉法第21条の5の12の規定による高額障害児通所給付費の支給に関する事務（申請の受理及び審査に係る事務に限る。）。
- (55) 福岡市公園条例（昭和33年福岡市条例第18号）に基づく許可、承認及び監督処分並びに占用料及び使用料の徴収に関する事務。ただし、霊園、舞鶴公園、小戸公園、東平尾公園、西部運動公園、友泉亭公園、花畠園芸公園、今津運動公園、桧原運動公園、楽水園、月隈北緑地、生の松原海岸森林公園、アイランドシティ中央公園、青葉公園、松風園、西南杜の湖畔公園、かなたけの里公園及び南公園（以下「大規模公園等」という。）に係るもの並びにスポーツに係る有料公園施設（大規模公園等を除く。）の使用に係るものに関する事務。
- (56) 道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路の占用許可及び占用料の徴収に関する事務。
- (57) 道路法に基づく道路管理者以外の者の行う工事の承認に関する事務。
- (58) 道路法に基づく監督処分に関する事務。
- (59) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）に基づく道路の占用許可に関する事務。
- (60) 河川法（昭和39年法律第167号）第100条の規定により指定した河川（以下「準用河川」という。）に係る同法に基づく流水の占用等の許可及び流水占用料等の徴収に関する事務。
- (61) 準用河川に係る河川法に基づく河川管理者以外の者の行う工事の承認に関する事務。
- (62) 準用河川に係る河川法に基づく監督処分に関する事務。
- (63) 福岡市普通河川管理条例（平成17年福岡市条例第2号）に基づく流水の占用等の許可、流水占用料等の徴収、市長以外の者の行う工事の承認及び監督処分に関する事務。
- (64) 水路の使用許可及び使用料の徴収に関する事務。
- (65) 福岡市下水道条例（昭和37年福岡市条例第44号）に基づく下水道敷地等の占用許可及び占用料の徴収に関する事務。
- (66) 福岡市自転車の放置防止に関する条例（昭和60年福岡市条例第28号）に基づく自転車の移動及び保管に要した費用の徴収に関する事務。
- (67) 収入命令及び支出命令に関する事務。
- (68) 区役所において収入した歳入金の過納又は誤納金の戻出に関する事務。
- (69) 区役所において支払った歳出金の過払又は誤払金の戻入に関する事務。
- (70) 区役所において収入した歳計外現金の支払に関する事務。
- (71) 前各号に掲げるもののほか、区役所所掌事務に属する手数料、使用料、延滞金等の徴収、諸証明及び公簿閲覧に関する事務。

4-2-2 福岡市事務分掌規則（一部抜粋）

制定 平成 17 年 3 月 31 日 規則第 14 号
最近改正 令和 6 年 3 月 28 日 規則第 48 号

第 3 章 区役所

（補助執行の特例）

第 154 条 区長は、その権限に属する事務のうち、戸籍事務に係る電子計算機の管理及び運用に関する事務、民事処分及び刑事処分の通知整理に関する事務並びに次項第 3 号、第 4 号、第 6 号から第 9 号まで及び第 12 号に掲げる事務を、市民局総務部戸籍住民課の職員に補助執行させることができる。

2 区長は、その権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務を、他の区役所の職員に補助執行させることができる。

- (1) 住民基本台帳に係る届出に関すること。
- (2) し尿処理の申出事項の変更等の申出の受理に関すること。
- (3) 戸籍関係諸証明書の交付
- (4) 住民基本台帳関係諸証明書の交付
- (5) 印鑑登録証明書の交付
- (6) 身分証明書の交付
- (7) 住居表示変更証明書の交付
- (8) 公的個人認証に係る電子証明書の交付事務に関すること。
- (9) 個人番号カードの交付事務に関すること。
- (10) 中長期在留者及び特別永住者に係る事務
- (11) 学齢児童生徒に係る就学事務
- (12) その他区長が別に定める証明書の交付

4-2-3 福岡市市税条例施行規則（一部抜粋）

制定 昭和 37 年 3 月 31 日 規則第 29 号
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日 規則第 80 号

（目的）

第 1 条 この規則は、福岡市市税条例（昭和 36 年福岡市条例第 53 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（区長への委任）

第 1 条の 2 市長は、条例第 1 条の 2 及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 153 条第 1 項の規定により次に掲げる事務を区長に委任する。ただし、次項に掲げる事務については、この限りでない。

- (1) 市民税（個人市民税の普通徴収及び年金所得に係る特別徴収に係るものに限る。）、固定資産税（償却資産に係るものを除く。）、特別土地保有税及び都市計画税に係る徴収金の賦課に関すること。
- (2) 市民税（個人市民税の普通徴収及び年金所得に係る特別徴収に係るものに限る。）、固定資産税、軽自動車税の種別割、特別土地保有税及び都市計画税（以下「区所管市税」という。）に係る徴収金の徴収に関すること。
- (3) 市税に関する諸証明及び公簿の閲覧に関すること。
- (4) 区所管市税に係る徴収の嘱託を受けた他の地方団体の徴収金の徴収に関すること。
- (5) 区所管市税に係る過料の徴収に関すること。

2 前項ただし書に規定する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第 7 条第 1 項に規定する期限の延長に関すること。
- (2) 条例第 25 条第 2 項及び第 47 条第 2 項に規定する納期の変更に関すること。
- (3) 第 11 条及び第 11 条の 2 に規定する市税の減免で決定事例のないもの並びにその他特に重要な市税の減免に関すること。
- (4) 区所管市税に係る徴収金の収納に関すること。
- (5) 区所管市税に係る徴収金及び徴収の嘱託を受けた他の地方団体の徴収金の滞納処分及び納税の猶予に関すること。
- (6) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 410 条に規定する固定資産の価格等の決定に関すること。
- (7) その他市長が特に必要と認める事務に関すること。

3 第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、市税に関する諸証明及び固定資産課税台帳の閲覧に関する事務については、市長も自ら取り扱うことができる。

4-2-4 協議に基づく委任及び補助執行〔教育委員会〕（一部抜粋）

市長と教育委員会との地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 180 条の 2 及び第 180 条の 7 の規定に基づく協議について

（昭和 50 年 4 月 25 日）
（総人第 2016 号）

地方自治法第 180 条の 2 及び第 180 条の 7 の規定に基づき、市長と教育委員会（以下「委員会」という。）との間の事務の委任及び補助執行に関して、下記のとおり協議します。

記

（区長の補助執行事項）

第 7 条 委員会は、次に掲げる委員会の権限に属する事務のうち、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項各号に掲げる事務を除き、区長に補助執行させる。

（1）学齢児童生徒に係る就学事務のうち次の事項に関すること。

ア 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条、第 23 条及び第 24 条に基づく転入、転居若しくは転出の届出の受理又は学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 8 条により指定学校を変更した場合の指定学校変更期間の満了その他住所異動以外の事由による学齢児童又は学齢生徒に関する転入学通知書又は転出学通知書の作成並びに当該通知書の保護者及び校長への交付に関する事。

イ 学齢児童及び学齢生徒に係る学齢簿の編成に関する事。

ウ 学齢児童又は学齢生徒の改姓届及びこれらの保護者の住所の確認その他就学事務についての資料の提供に関する事。

エ 住民基本台帳による就学予定者の調査及び就学通知書の作成等に関する事。

オ 学校教育法施行令第 8 条に基づく指定学校変更及び第 9 条に基づく区域外就学に関する事。

カ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 34 条に基づく就学義務の猶予又は免除の願い出の受付に関する事。

キ 外国人就学及び仮入学に関する事。

（2）公民館等の運営及び連絡調整等に関する事。ただし、社会教育に係る専門的技術的な助言及び指導に関する事を除く。

（3）公民館等の利用許可に関する事。

（4）公民館等に係る物品の管理に関する事。

（5）社会教育関係団体等の育成に関する事。ただし、社会教育に係る専門的技術的な助言及び指導に関する事を除く。

2 住民基本台帳法第 24 条に基づき学齢児童又は学齢生徒に関する転出の届出があつた場合の事務処理については、学校教育法施行令第 4 条に準じた取扱いをするものとする。

4-2-5 福岡市区における総合行政の推進に関する規則

制定 平成 14 年 3 月 28 日 規則第 62 号
最近改正 平成 26 年 3 月 31 日 規則第 89 号

(目的)

第1条 この規則は、本市が実施する事務事業に関し、区役所並びに局及び事業所等の相互の連絡調整を円滑にし、あわせて区役所の企画調整に関する機能を強化することにより、区における総合行政の推進を図り、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。

(基本原則)

第2条 区における総合行政の推進は、区役所が、次に掲げる役割を担うことを基本原則として行うものとする。

- (1) 市民生活に密着したサービス提供の拠点であること。
- (2) 地域の個性を生かしたまちづくりの拠点であること。
- (3) 住民ニーズの施策への反映の拠点であること。
- (4) 情報の受発信の拠点であること。

(定義)

第3条 この規則において「局長」とは、福岡市事務分掌条例（昭和33年福岡市条例第39号）第1条に規定する局及び室、会計室並びに消防局の長並びに水道事業管理者、交通事業管理者及び教育長をいう。

- 2 この規則において「事業所等」とは、次に掲げる事業所、消防署及び教育機関をいう。
- (1) 福岡市事務分掌規則（平成17年福岡市規則第14号）第4章に規定する事業所（区役所に所属するものを除く。）
 - (2) 福岡市消防本部及び消防署設置条例（昭和39年福岡市条例第79号）別表に掲げる消防署
 - (3) 福岡市教育委員会事務局組織規則（昭和47年福岡市教育委員会規則第3号）別表に掲げる教育機関

(区長等の責務)

第4条 区長は、区における行政の責任者として、その総合行政の推進を図るため、必要な調整を行わなければならない。

- 2 局長及び事業所等の長は、区長との連絡調整を緊密に行い、区における総合行政の推進に協力しなければならない。

(局長への施策の要望)

第5条 区長は、区における地域的な課題に対応するため必要な施策について、局長に要望することができる。

- 2 局長は、前項の規定による要望を受けたときは、当該要望の内容に十分留意し、その施策の実現に努めるものとする。

(事業所等の長への措置の要請)

第6条 区長は、事業所等の業務に関して、その長に対し、市民の利便の向上を図るために必要と認められる措置を講じるよう要請することができる。

- 2 事業所等の長は、前項の規定による要請を受けたときは、当該要請の内容が十分反映されるよう配慮するものとする。

(協議等)

第7条 局長は、その所管する事務事業に係る計画を策定し、及びこれを実施する場合においては、当該事務事業に係る区域を所管する区長（以下「関係区長」という。）に対し、協議、意見の聴取又は説明（以下「協議等」という。）を行い、関係区長の意見が十分反映されるよう努めなければならない。

2 前項の規定により局長が関係区長に対して行う協議等の基本的事項は、概ね次に掲げるとおりとし、その細目は、各局長及び関係区長と協議の上、市民局長が定める。

- (1) 主要な事務事業に係る計画の策定に関すること。
- (2) 公共施設の設置、変更及び廃止に関すること。
- (3) 新規の事務事業のうち区役所に關係があること。
- (4) その他区役所と密接な關係がある事項

3 局長は、第1項の規定により協議等を行うに当たっては、関係区長に対し、必要な資料及び情報を提供するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、区長は、区において実施される事務事業について、必要があると認めるときは、局長に対し、協議等を行うよう要請し、又は資料及び情報の提供を求めることができる。

(情報の提供)

第8条 局長は、その所管する事務事業に係る計画について、関係区長に対し、毎年度当初に説明するとともに、その進捗状況を周知するものとする。

2 区長は、区において実施される事務事業に係る市民の意見及び要望その他の地域に関する情報（以下「地域に関する情報」という。）を局長に提供するものとする。

(情報の収集及び共有)

第9条 区長は、広聴事業を積極的に行うことにより、あらゆる機会を通して、地域に関する情報を収集するよう努めなければならない。

2 区長は、区役所の組織内において、地域に関する情報を共有するよう努めなければならない。
(区政推進会議)

第10条 区における総合行政の推進について調査審議するため、区政推進会議を置く。

2 区政推進会議は、区長及び市民局長をもって組織する。
3 区政推進会議に座長を置き、区長の互選によってこれを定める。
4 座長は、区政推進会議を主宰し、会務を総理する。
5 前3項に定めるもののほか、区政推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市民局長が定める。

(区政運営会議)

第11条 区における事務事業の総合的な企画及び調整を行う機関として、区役所に区政運営会議を置く。

2 区政運営会議は、区長、区の部長及び保健福祉センター所長その他区長が必要と認める者をもって組織する。
3 区長は、区政運営会議を主宰し、会務を総理する。
4 前2項に定めるもののほか、区政運営会議の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が定める。

(委任)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。

区局間の協議等項目(規則第7条第2項に基づく細目)

注:区役所関係課が複数あるものについては、下線の課を窓口課とする。

なお、※を記載している場合は、各事業所管課を窓口課とする。

- 「協議」は、局が所管する事務事業の計画・実施段階でその内容を説明し、区・局の相互間がそれぞれ対等の立場で打ち合わせを行うこと。
- 「意見聴取」は、局が所管する事務事業の計画・実施段階でその内容を説明し区の意見を聞き取ること。
- 「説明」は、局が所管する事務事業の計画・実施段階でその内容を区にわかるように述べること。

令和6年4月改正

| 局名 | 項目 | 局の担当課 | 区分 | 区役所の関係課 | | | | | | |
|-------|---|---------------------|------|------------------|------------------|----------------|----------------|------------------|------------------|------------------|
| | | | | 東区 | 博多区 | 中央区 | 南区 | 城南区 | 早良区 | 西区 |
| 各局共通 | 1 区役所が実施する事務事業 | | 協議 | | | | | | | |
| | 2 各局所管事業に係る土地の取得、転用又は処分 | | | | | | | | | |
| | すでに協議等を行った事務事業計画に属する工事等の施工計画及び進捗状況 | | 説明 | | | | | | | |
| | 4 各局が行う業務で、市民生活に密接に関連する事項及び地域を対象とした事業計画・実施に関する事項(本表において別に定めるものを除く。) | | | | | | | | | |
| | 5 請願、陳情、議員要望に関する事項 | | 説明 | | | | | | | |
| | 6 その他区役所と密接な関係がある事項 | | | | | | | | | |
| | 7 指定管理者制度適用に関する事項 | | 協議 | | | | | | | |
| 市長室 | 1 広報・広聴活動の企画に関する事項 | 広聴課 広報戦略課 広報課 | 意見聴取 | 企画振興課 | 総務課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画課 入部出張所 | 企画振興課 西部出張所 |
| 総務企画局 | 1 総合計画に関する事項 | 企画課 | 協議 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画課 | 企画振興課 |
| | 2 福岡都市圏等広域行政に関する事項 | 企画課 | 協議 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画課 | 企画振興課 |
| | 3 国際化施策の企画に関する事項(本表において別に定めるものを除く。) | 国際政策課 | 協議 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画課 | 企画振興課 |
| | 4 外国人との共生に関する事項 | 国際政策課 | 協議 | 生涯学習推進課 地域支援課 | 企画振興課 地域支援課 | 企画振興課 地域支援課 | 企画振興課 地域支援課 | 企画振興課 地域支援課 | 企画課 地域支援課 | 企画振興課 地域支援課 |
| | 5 外国人への生活ガイダンスに関する事項 | 国際政策課 | 協議 | 総務課 | 総務課 | 市民課 | 総務課 | 市民課 | 生活環境課 | 市民課 西部出張所 |
| | 6 国勢調査の実施計画に関する事項 | 統計調査課 | 意見聴取 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 |
| 市民局 | 1 区役所庁舎の整備に関する事項 | 区庁舎担当 | 協議 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 |
| | 2 区政の推進に関する事項 | 区政推進課 | 協議 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画課 | 企画振興課 |
| | 3 コミュニティの支援施策に関する事項 | コミュニティ推進課 公民館支援課 | 協議 | 地域支援課 | 地域支援課 | 地域支援課 | 地域支援課 | 地域支援課 | 地域支援課 | 地域支援課 |
| | 4 NPO・ボランティア支援に関する事項 | 市民公益活動推進課 | 意見聴取 | 地域支援課 | 地域支援課 | 地域支援課 | 地域支援課 | 地域支援課 | 地域支援課 | 地域支援課 |
| | 5 地域防災計画に関する事項 | 防災企画課 | 意見聴取 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 防災・安全安心室 |
| | 6 国民保護計画に関する事項 | 防災企画課 | 意見聴取 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 防災・安全安心室 |
| | 7 地域強靭化計画に関する事項 | 防災企画課 | 意見聴取 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 防災・安全安心室 |
| | 8 交通安全対策に関する事項 | 防犯・交通安全課 | 協議 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 防災・安全安心室 |
| | 9 防犯対策に関する事項 | 防犯・交通安全課 | 協議 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 防災・安全安心室 |
| | 10 男女共同参画推進施策に関する事項 | 男女共同参画課 事業推進課 | 協議 | 生涯学習推進課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 地域支援課 | 企画振興課 |
| | 11 DV対策基本計画に係る事業計画及び実施に関する事項 | 男女共同参画課 | 協議 | 子育て支援課 | 子育て支援課 | 子育て支援課 | 子育て支援課 | 子育て支援課 | 子育て支援課 | 子育て支援課 |
| | 12 市民スポーツ・レクリエーションの振興に関する事項 | スポーツ推進課 | 協議 | 生涯学習推進課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 地域支援課 | 企画振興課 |
| | 13 人権施策の総合的企画に関する事項 | 人権推進課 | 意見聴取 | 生涯学習推進課 | 生涯学習推進課 | 生涯学習推進課 | 生涯学習推進課 | 生涯学習推進課 | 生涯学習推進課 | 生涯学習推進課 |
| | 14 公民館等の整備計画に関する事項 | コミュニティ施設整備課 | 意見聴取 | 生涯学習推進課 地域支援課 | 生涯学習推進課 地域支援課 | 地域支援課 | 地域支援課 | 生涯学習推進課 地域支援課 | 生涯学習推進課 地域支援課 | 生涯学習推進課 地域支援課 |
| | 15 地域交流広場等に関する事項 | コミュニティ推進課 | 協議 | 地域支援課 維持管理課 | 地域支援課 管理調整課 | 地域支援課 管理調整課 | 地域支援課 維持管理課 | 地域支援課 維持管理課 | 地域支援課 維持管理課 | 管理調整課 地域支援課 |

| 局名 | 項目 | 局の担当課 | 区分 | 役所の関係課 | | | | | | |
|---------|--|-----------------------------|------|---------------------------------------|---|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|---|----------------------------------|
| | | | | 東区 | 博多区 | 中央区 | 南区 | 城南区 | 早良区 | 西区 |
| こども未来局 | 1 子ども総合計画に係る事業計画及び実施に関する事項 | 各事業主管課 | 協議 | 生涯学習推進課 企画振興課 保健福祉センター(各課) ※ | 企画振興課 保健福祉センター(各課) ※ | 企画振興課 保健福祉センター(各課) ※ | 企画振興課 保健福祉センター(各課) ※ | 企画課 地域支援課 保健福祉センター(各課) ※ | 企画課 地域支援課 保健福祉センター(各課) ※ | 企画振興課 保健福祉センター(各課) ※ |
| | 2 社会福祉関係法に基づき市が計画整備する施設の設置、変更及び廃止並びに運営指導に関する事項 | こども家庭課 こども発達支援課 運営支援課 | 説明 | 保健福祉センター(各課) ※ | 保健福祉センター(各課) ※ | 保健福祉センター(各課) ※ | 保健福祉センター(各課) ※ | 保健福祉センター(各課) ※ | 保健福祉センター(各課) ※ | 保健福祉センター(各課) ※ |
| | 3 こども未来局所管の法律、条例等に基づく事業計画及び実施に関する事項 | 各事業所管課 | 意見聴取 | 生涯学習推進課 企画振興課 保健福祉センター(各課) ※ | 企画振興課 保健福祉センター(各課) ※ | 企画振興課 保健福祉センター(各課) ※ | 企画振興課 保健福祉センター(各課) ※ | 企画課 地域支援課 保健福祉センター(各課) ※ | 企画課 地域支援課 保健福祉センター(各課) ※ | 企画振興課 保健福祉センター(各課) ※ |
| 福祉局 | 1 保健・医療・福祉等の総合計画に係る事業計画及び実施に関する事項 | 政策推進課 高齢社会政策課 障がい企画課 | 協議 | 保健福祉センター(各課) ※ | 保健福祉センター(各課) ※ | 保健福祉センター(各課) ※ | 保健福祉センター(各課) ※ | 保健福祉センター(各課) 入部出張所 ※ | 保健福祉センター(各課) 西部出張所 ※ | 保健福祉センター(各課) 西部出張所 ※ |
| | 2 社会福祉関係法に基づき市が計画整備する施設の設置、変更及び廃止並びに運営指導に関する事項 | 介護保険課 障がい企画課 事業者指導課 | 説明 | 保健福祉センター(各課) ※ | 保健福祉センター(各課) ※ | 保健福祉センター(各課) ※ | 保健福祉センター(各課) ※ | 保健福祉センター(各課) ※ | 保健福祉センター(各課) ※ | 保健福祉センター(各課) ※ |
| | 3 福祉局所管の法律、条例等に基づく事業計画及び実施に関する事項 | 各事業所管課 | 意見聴取 | 保健福祉センター(各課) ※ | 保健福祉センター(各課) ※ | 保健福祉センター(各課) ※ | 保健福祉センター(各課) ※ | 保健福祉センター(各課) 入部出張所 ※ | 保健福祉センター(各課) 西部出張所 ※ | 保健福祉センター(各課) 西部出張所 ※ |
| 保健医療局 | 1 保健・医療・福祉等の総合計画に係る事業計画及び実施に関する事項 | 地域保健課 保健医療政策課 | 協議 | 保険年金課 保健福祉センター(各課) ※ | 保険年金課 保健福祉センター(各課) ※ | 保険年金課 保健福祉センター(各課) ※ | 保険年金課 保健福祉センター(各課) ※ | 保険年金課 保健福祉センター(各課) ※ | 保険年金課 保健福祉センター(各課) ※ | 保険年金課 保健福祉センター(各課) ※ |
| | 2 保健医療局所管の法律、条例等に基づく事業計画及び実施に関する事項 | 各事業所管課 | 意見聴取 | 保険年金課 保健福祉センター(各課) ※ | 保険年金課 保健福祉センター(各課) 自転車対策、 生活環境課 ※ | 保険年金課 保健福祉センター(各課) ※ | 保険年金課 保健福祉センター(各課) ※ | 保険年金課 保健福祉センター(各課) ※ | 保険年金課 保健福祉センター(各課) ※ | 保険年金課 保健福祉センター(各課) ※ |
| 環境局 | 1 一般廃棄物処理計画に関する事項(施設整備計画含む) | 計画課 | 意見聴取 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 西部出張所 |
| | 2 家庭系廃棄物の発生抑制、再使用、再利用推進並びに清掃意識の普及向上に関する事項 | ごみ減量推進課 | 意見聴取 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 西部出張所 |
| | 3 環境の保全及び創造に係る総合的な企画、調整及び普及に関する事項 | 環境政策課 環境経営推進担当 | 意見聴取 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 |
| | 4 一般廃棄物の処理に関する事項 | 収集管理課 事業推進課 | 意見聴取 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 西部出張所 |
| | 5 公害苦情相談に関する事項 | 環境保全課 | 意見聴取 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 |
| | 6 事業系ごみの減量及びリサイクルに係る総合的な企画、調査及び推進に関する事項 | 計画課 ごみ減量推進課 | 意見聴取 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 |
| | 7 道路の工事に関する事項 | 施設課 | 協議 | 維持管理課 地域整備課 | - | - | - | - | - | - |
| 経済観光文化局 | 1 商店街の振興に係る事業の計画及び実施に関する事項 | 地域産業支援課 | 意見聴取 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画課 | 企画振興課 | |
| | 2 商店街と地域団体等との連携・調整 | 地域産業支援課 | 意見聴取 | 地域支援課 | 地域支援課 | 地域支援課 | 地域支援課 | 地域支援課 | 地域支援課 | |
| 農林水産局 | 1 農業土木事業の計画及び実施に関する事項 | 農業施設課 | 意見聴取 | 維持管理課 | 管理調整課 | - | 維持管理課 | 維持管理課 | 維持管理課 | 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 2 イノシシ被害対策事業に関する事項 | イノシシ等地域當農対策担当 | 協議 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 入部出張所 | 防災・安全室 西部出張所 |
| 住宅都市局 | 1 都市計画決定に関する事項 | 都市計画課 | 意見聴取 | 企画振興課 地域整備課 維持管理課 | 企画振興課 地域整備課 管理調整課 | 企画振興課 地域整備課 管理調整課 | 企画振興課 地域整備課 維持管理課 | 企画課 地域整備課 維持管理課 | 企画課 地域整備課 維持管理課 | 企画振興課 地域整備課 維持管理課 |
| | 2 都市計画道路の計画・見直しに関する事項 | 交通計画課 | 意見聴取 | 地域整備課 維持管理課 企画振興課 | 地域整備課 管理調整課 企画振興課 | 地域整備課 管理調整課 企画振興課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 3 都市交通対策に関する事項 | 交通計画課 都心交通課 | 協議 | 地域整備課 維持管理課 企画振興課 地域支援課 | 地域整備課 管理調整課 企画振興課 地域支援課 | 地域整備課 管理調整課 企画振興課 地域支援課 | 地域整備課 維持管理課 企画振興課 地域支援課 | 地域整備課 維持管理課 企画振興課 地域支援課 | 地域整備課 維持管理課 企画振興課 地域支援課 入部出張所 | 企画振興課 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 4 都市交通計画の長期計画に関する事項 | 交通計画課 | 意見聴取 | 地域整備課 維持管理課 企画振興課 | 地域整備課 管理調整課 企画振興課 | 地域整備課 管理調整課 企画振興課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 5 生活交通支援に関する事項 | 交通計画課 | 意見聴取 | 企画振興課 地域整備課 維持管理課 地域支援課 | 企画振興課 地域整備課 管理調整課 地域支援課 | 企画振興課 地域整備課 管理調整課 地域支援課 | 企画振興課 地域整備課 維持管理課 地域支援課 | 企画課 地域整備課 維持管理課 地域支援課 | 企画課 地域整備課 維持管理課 地域支援課 | 企画振興課 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 6 地域整備に係る調査及び計画に関する事項 | 地域計画課 都心創生課 都心事業推進課 | 意見聴取 | 地域整備課 維持管理課 企画振興課 | 地域整備課 管理調整課 企画振興課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 企画振興課 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |

| 局名 | 項目 | 局の担当課 | 区分 | 役所の関係課 | | | | | | |
|--------|---|--|------|---------------------------------------|----------------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------|----------------------------------|
| | | | | 東区 | 博多区 | 中央区 | 南区 | 城南区 | 早良区 | 西区 |
| 住宅都市局 | 7 市街地再開発事業に係る調査及び計画に関する事項 | 地域計画課 都心事業推進課 | 意見聴取 | 企画振興課 地域整備課 維持管理課 | 企画振興課 地域整備課 管理調整課 | 企画振興課 地域整備課 管理調整課 | 企画振興課 地域整備課 維持管理課 | 企画振興課 地域整備課 維持管理課 | 企画課 地域整備課 維持管理課 | 企画振興課 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 8 市街地再開発事業に係る実施に関する事項 | 地域計画課 都心事業推進課 | 協議 | 企画振興課 地域整備課 維持管理課 | 企画振興課 地域整備課 管理調整課 | 企画振興課 地域整備課 管理調整課 | 企画振興課 地域整備課 維持管理課 | 企画振興課 地域整備課 維持管理課 | 企画課 地域整備課 維持管理課 | 企画振興課 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 9 地域住民のまちづくり活動支援に関する事項 | 地域計画課 | 意見聴取 | 地域支援課 企画振興課 | 地域支援課 | 地域支援課 企画振興課 | 地域支援課 企画振興課 | 地域支援課 企画振興課 | 地域支援課 | 地域支援課 企画振興課 |
| | 10 市街地調整区域における定住化対策に関する事項 | 地域計画課 | 意見聴取 | 企画振興課 地域支援課 | - | - | - | - | 企画課 地域支援課 | 企画振興課 地域支援課 |
| | 11 土地区画整理事業の調査及び計画に関する事項 | 地域計画課 都心事業推進課 | 意見聴取 | 企画振興課 地域整備課 維持管理課 | 企画振興課 地域整備課 管理調整課 | 企画振興課 地域整備課 管理調整課 | 企画振興課 地域整備課 維持管理課 | 企画振興課 地域整備課 維持管理課 | 企画課 地域整備課 維持管理課 | 企画振興課 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 12 地域住民の緑化活動支援 | 一人一花推進課 | 協議 | 維持管理課 企画振興課 | 管理調整課 企画振興課 | 管理調整課 企画振興課 | 維持管理課 企画振興課 | 維持管理課 企画振興課 | 維持管理課 企画課 | 管理調整課 土木第1課 土木第2課 企画振興課 |
| | 13 公園、緑地等の計画に関する事項 | 政策課 | 意見聴取 | 維持管理課 | 管理調整課 | 管理調整課 | 維持管理課 | 維持管理課 | 維持管理課 | 管理調整課 |
| | 14 公園・緑地等の建設及び引継に関する事項 | 整備課 運営課 | 協議 | 維持管理課 | 管理調整課 | 管理調整課 | 維持管理課 | 維持管理課 | 維持管理課 | 管理調整課 |
| | 15 一人一花運動に関する事項 | 一人一花推進課 | 協議 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画課 | 企画振興課 |
| | 16 組合等施行土地区画整理事業の実施に関する事項 | 地域計画課 都心事業推進課 | 説明 | 企画振興課 地域整備課 維持管理課 | 企画振興課 地域整備課 管理調整課 | 企画振興課 地域整備課 管理調整課 | 企画振興課 地域整備課 維持管理課 | 企画振興課 地域整備課 維持管理課 | 企画課 地域整備課 維持管理課 | 企画振興課 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 17 都市景観形成建築物等の指定に関する事項 | 都市景観室 | 説明 | 企画振興課 地域整備課 維持管理課 | 企画振興課 地域整備課 管理調整課 | 企画振興課 地域整備課 管理調整課 | 企画振興課 地域整備課 維持管理課 | 企画振興課 地域整備課 維持管理課 | 企画課 地域整備課 維持管理課 | 企画振興課 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 18 景観づくり地域団体の認定に関する事項 | 都市景観室 | 説明 | 企画振興課 地域整備課 維持管理課 | 企画振興課 地域整備課 管理調整課 | 企画振興課 地域整備課 管理調整課 | 企画振興課 地域整備課 維持管理課 | 企画振興課 地域整備課 維持管理課 | 企画課 地域整備課 維持管理課 | 企画振興課 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 19 都市景観形成地区の指定に関する事項 | 都市景観室 | 説明 | 企画振興課 維持管理課 | 企画振興課 管理調整課 地域整備課 | 企画振興課 管理調整課 | 企画振興課 維持管理課 | 企画振興課 維持管理課 | 企画課 維持管理課 | 企画振興課 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 20 景観重要公共施設の指定に関する事項 | 都市景観室 | 協議 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 21 市営住宅等の建設及び建替えに関する事項 | 住宅計画課 建替・改善課 | 意見聴取 | 地域整備課 維持管理課 企画振興課 | 地域整備課 管理調整課 企画振興課 地域支援課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 22 住環境整備事業の計画及び実施に関する事項 | 企画課 | 意見聴取 | 地域整備課 維持管理課 企画振興課 | 地域整備課 管理調整課 企画振興課 地域支援課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 23 狹い道路拡幅整備事業に関する事項 | 建築指導課 | 協議 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 24 まちなみのルールづくり(建築協定)支援事業 | 開発・建築調整課 | 協議 | 地域支援課 | 地域支援課 | 地域支援課 | 地域支援課 | 地域支援課 | 地域支援課 | 地域支援課 |
| | 25 九大箱崎キャンパス跡地のまちづくりに関する事項 | 計画調整課 課長(イノベーション推進・SmartEAST担当) SmartEAST基盤計画課 SmartEAST基盤整備課 | 協議 | 企画振興課 地域支援課 地域整備課 維持管理課 ※ | - | - | - | - | - | - |
| | 26 コミュニティパーク事業に関する事項 | 活用課 | 協議 | 維持管理課 地域支援課 | 管理調整課 地域支援課 | 管理調整課 地域支援課 | 維持管理課 地域支援課 | 維持管理課 地域支援課 | 維持管理課 地域支援課 | 管理調整課 地域支援課 |
| 道路下水道局 | 1 道路及び街路の整備計画に関する事項 | 道路計画課 | 意見聴取 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 2 交通安全施設等整備事業(都市サイン事業及び踏切道を含む)の整備計画に関する事項 | 道路計画課 | 意見聴取 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 3 自転車駐車場の整備計画に関する事項 | 自転車課 | 意見聴取 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 4 自転車通行空間の整備計画に関する事項 | 自転車課 | 意見聴取 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 5 博多バイパス等の整備に伴う施設の引継に関する事項 | 高速道路推進課 | 意見聴取 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 管理調整課 | - | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 管理調整課 土木第1課 |
| | 6 道路及び街路の工事に関する事項 | 東部道路課 西部道路課 | 協議 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |

| 局名 | 項目 | 局の担当課 | 区分 | 役所の関係課 | | | | | | |
|--------|---|--|----|----------------------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------|-------------------------|
| | | | | 東区 | 博多区 | 中央区 | 南区 | 城南区 | 早良区 | 西区 |
| 道路下水道局 | 7 交通安全施設等の工事に関する事項 | 東部道路課 西部道路課 | 協議 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 8 自動車駐車場及び自転車駐車場の工事に関する事項 | 東部道路課 西部道路課 | 協議 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 9 西鉄天神大牟田線連続立体交差事業(雑餉隈駅付近)に関する事項 | 東部道路課 | 協議 | — | 地域整備課 管理調整課 | — | — | — | — | — |
| | 10 道路維持管理に関する事項 | 路政課 道路維持課 | 協議 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 11 下水道事業の基本計画に関する事項 | 下水道計画課 | 説明 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 12 河川(治水池を含む。)の改修計画に関する事項 | 河川計画課 | 説明 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 13 下水道事業の実施計画に関する事項 | 下水道企画課 東部下水道課 中部下水道課 西部下水道課 施設調整課 下水道管理課 | 説明 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 14 河川(治水池を含む。)の改修工事・維持管理に関する事項 | 河川課 | 協議 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 15 下水道事業の工事に関する事項 | 東部下水道課 中部下水道課 西部下水道課 施設整備課 | 協議 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 16 駐輪場の管理運営、放置自転車対策に関する事項 | 自転車課 | 協議 | 維持管理課 | 管理調整課 | 管理調整課 | 維持管理課 | 維持管理課 | 生活環境課 | 管理調整課 |
| | 17 屋台の適正化に関する事項 | 路政課 | 協議 | 維持管理課 | 管理調整課 | 管理調整課 | — | — | — | — |
| | 18 下水道施設の維持管理に関する事項 | 下水道管理課 | 協議 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| 港湾空港局 | 1 港湾計画に関する事項 | 計画課 | 説明 | 地域整備課 維持管理課 企画振興課 | 地域整備課 管理調整課 企画振興課 | 地域整備課 管理調整課 | — | — | 地域整備課 維持管理課 | 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 2 港湾及び海岸の整備計画に関する事項 | 計画課 | 説明 | 地域整備課 維持管理課 企画振興課 | 地域整備課 管理調整課 企画振興課 | 地域整備課 管理調整課 | — | — | 地域整備課 維持管理課 | 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| | 3 港湾(中央・博多ふ頭)の再整備に係る企画、施設計画、調整等に関する事項 | 再整備計画課 | 説明 | — | 地域整備課 管理調整課 企画振興課 | — | — | — | — | — |
| | 4 港湾整備事業に係る環境対策に関する事項 | みなど環境政策課 | 説明 | 生活環境課 | 生活環境課 企画振興課 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 | 生活環境課 |
| | 5 アイランドシティ整備事業に係る土地利用計画及び基盤計画等に関する事項 | 計画調整課 | 説明 | 企画振興課 地域整備課 維持管理課 地域支援課 | — | — | — | — | — | — |
| | 6 港湾の広報に関する事項 | 総務課 事業管理課 | 説明 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 企画課 | 企画振興課 |
| 消防局 | 1 警防、救急及び火災等予防対策の実施に関する事項 | 警防課 消防団課 救急課 予防課 | 説明 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 防災・安全安心室 |
| 水道局 | 1 災害対策及び渴水対策に関する事項 | 総務課 | 説明 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 総務課 | 防災・安全安心室 |
| | 2 水道、工業用水道及び簡易水道の施設整備に係る基本計画並びに実施計画に関する事項 | 東部管整備課 中部管整備課 西部管整備課 整備推進課 計画課 浄水調整課 浄水施設課 | 説明 | 維持管理課 | 管理調整課 | 管理調整課 | 維持管理課 | 維持管理課 | 維持管理課 | 管理調整課 |
| 交通局 | 1 大規模な鉄道施設の計画、設計及び工事の施工に関する事項 | 施設部各課 | 説明 | 地域整備課 維持管理課 企画振興課 | 地域整備課 管理調整課 企画振興課 | 地域整備課 管理調整課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 地域整備課 維持管理課 | 管理調整課 土木第1課 土木第2課 |
| 教育委員会 | 1 学校の設置及び廃止に関する事項 | 学校計画課 | 説明 | 企画振興課 地域支援課 | 企画振興課 地域支援課 | 総務課 企画振興課 地域支援課 | 総務課 企画振興課 地域支援課 | 総務課 地域支援課 | 総務課 地域支援課 | 地域支援課 |
| | 2 通学区域の設定及び変更に関する事項 | 学校計画課 | 説明 | 企画振興課 地域支援課 | 企画振興課 地域支援課 | 企画振興課 地域支援課 | 企画振興課 地域支援課 | 総務課 企画振興課 地域支援課 | 総務課 地域支援課 | 防災・安全安心室 地域支援課 |
| | 3 学校施設の整備計画に関する事項 | 施設課 | 説明 | 地域支援課 | 企画振興課 地域支援課 | 企画振興課 地域支援課 | 企画振興課 | 企画振興課 | 総務課 | 地域支援課 |
| | 4 PTA関連事業に関する事項 | 人権・同和教育課 | 協議 | 生涯学習推進課 | 生涯学習推進課 | 生涯学習推進課 | 生涯学習推進課 | 生涯学習推進課 | 生涯学習推進課 | 生涯学習推進課 |
| | 5 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業に関する事項 | 安全・安心推進課 | 説明 | 地域支援課 | 企画振興課 地域支援課 | 総務課 地域支援課 | 企画振興課 地域支援課 | 総務課 地域支援課 | 企画課 地域支援課 | 防災・安全安心室 地域支援課 |

4-2-6 区政推進会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、区における総合行政の推進に関する規則(平成14年福岡市規則第62号。以下「規則」という。)第10条第1項の規定に基づき、区における総合行政の推進について必要な事項を調査審議する区政推進会議の組織及び運営について定めるものとする。

(会議)

第2条 区政推進会議は(以下「会議」という。)区長、市民局長で構成し、毎月定例日に開催する。ただし、必要により、臨時に開催することができる。

2 会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 規則第7条に基づく協議等事項のうち各区に共通する重要な事項

(2) その他の区政に関する重要な事項

3 会議に座長を置く。座長は、区長の互選により決定し、会議を主宰し、会務を総理する。

4 座長は、必要と認めるときは、会議に局長等の出席を要請し、意見、資料の提出等を求めることができる。

(部会の設置)

第3条 座長は、必要があると認めるときは、部会を設置することができる。

2 部会は、座長が選任する者で組織する。

3 部会は、部会における審議の経過及び結果を区政推進会議に報告しなければならない。

(庶務)

第4条 区政推進会議の庶務は、座長の区において行う。

(施行の細目)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、座長が会議に諮ったうえで市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

4-2-7 福岡市自治協議会共創補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治協議会共創補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、自治協議会が、主体的に行うまちづくり活動を支援し、住民自治及び市民と行政との共働によるまちづくりを推進することを目的として交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において「自治協議会」とは、福岡市自治協議会に関する要綱に規定する自治協議会をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自治協議会が実施する事業であって、次の各号に掲げるものとする。

(1) 安全・安心に関する次に掲げる事業

- イ 交通安全に関する事業
- ロ 防災に関する事業
- ハ 防犯に関する事業

(2) 子どもに関する次に掲げる事業

- イ 子どもの健全育成・非行防止に関する事業

(3) 環境に関する次に掲げる事業

- イ 環境美化に関する事業
- ロ ごみ減量・リサイクル推進に関する事業

(4) 健康に関する次に掲げる事業

- イ 健康づくりに関する事業
- ロ 集団献血に関する事業

(5) スポーツに関する次に掲げる事業

- イ スポーツ・レクリエーションに関する事業

(6) 男女共同参画に関する事業

(7) その他地域の活性化や課題解決につながる事業

2 補助金の交付を受ける自治協議会は、前項第1号から第6号までに定める事業については、まちづくりの基本となる事業（まちづくり基本事業）として、住みよいまちをつくるために実施するよう努めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、自治協議会が行う事業のうち次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 市の他の補助金の交付を受けている事業又は補助対象となる事業。ただし、別事業とみなしうる場合は、この限りでない。
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

(補助対象経費)

第5条 補助金を交付する対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費(以下「事業費」という。)及び自治協議会の運営に要する経費(以下「運営費」という。)とし、その区分及び内容等については、別表第1及び別表第2に定めるところによる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額の範囲内において別表第3に定める額を限度(以下「補助金限度額」という。)とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする自治協議会は、自治協議会共創補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 規約
- (4) 役員名簿
- (5) その他区長が必要と認める書類

(暴力団の排除)

第7条の2 区長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 区長は、申請団体の代表者(以下「代表者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
 - (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - (2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 区長は、代表者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 区長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、代表者に対し、氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定)

第8条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに、補助金の交付を決定し、自治協議会共創補助金交付決定通知書(様式第2号)を当該補助金の申請を行った自治協議会に交付するものとする。

- 2 区長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(補助事業の変更)

第9条 補助金の交付を受けた自治協議会(以下「補助金交付自治協議会」という。)は、補助金交付の決定の通知を受けた後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ、自治協議会共創補助金交付変更申請書(様式第3号)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金限度額内で、補助金を増額するとき。
- (2) 補助事業を追加するとき。
- (3) 補助事業が年度内に完了しないとき。

(関係書類の整備)

第10条 補助金交付自治協議会は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、

当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

- 2 区長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(実績報告)

第 11 条 補助金交付自治協議会は、事業が完了したときは、速やかに、共創自治協議会事業実績報告書（様式第 4 号）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に報告しなければならない。

- (1) 事業収支計算書
(2) 事業の経過又は成果を証する書類等区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 12 条 区長は、前条の報告を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを共創自治協議会事業実績調査確認書（様式第 5 号）をもって調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該自治協議会に自治協議会共創補助金確定通知書（様式第 6 号）をもって通知しなければならない。

(財産処分の制限)

第 12 条の 2 補助金交付自治協議会は、補助により取得又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、かつ補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

- 2 取得財産等のうち福岡市補助金交付規則第 22 条第 2 号の規定により区長が定める処分を制限する財産は、購入又は製作する機械装置、器具、工具で、取得価格及び効用の増加価格が 1 個 50 万円以上のものとする。
- 3 補助金交付自治協議会は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第 7 号）を区長に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めたときは、財産処分の承認を決定し、当該自治協議会に財産処分承認通知書（様式第 8 号）を交付するものとする。
- 5 区長は、第 3 項の規定により、補助金交付自治協議会が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 7 月 28 日改正）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 8 月 1 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日改正）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 31 日改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱の有効期限は、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

但し、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱の有効期限は、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

但し、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱の有効期限は、平成 33 年 3 月 31 日までとする。

但し、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

附 則（平成 31 年 3 月 31 日改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱の有効期限は、平成 33 年 3 月 31 日までとする。

但し、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

附 則（令和 2 年 6 月 1 日改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 この要綱の有効期限は、令和 3 年 3 月 31 日までとする。

但し、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱の有効期限は、令和 7 年 3 月 31 日までとする。

但し、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱の有効期限は、令和 7 年 3 月 31 日までとする。

但し、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

附 則（令和 6 年 3 月 31 日改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱の有効期限は、令和 7 年 3 月 31 日までとする。

但し、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

別表第1 事業費補助対象外経費（第5条関係）

| 経費区分 | 内容等 |
|------|--|
| 人件費 | 自治協議会の役員等の手当 |
| 食糧費 | ただし、酒類代を除く事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代、懇談費等は、必要最小限の範囲で補助対象とする。 |
| その他 | その他補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費 |

別表第2 運営費補助対象経費（第5条関係）

| 経費区分 | 内容等 |
|-----------|---|
| 事務職員雇用等経費 | 自治協議会の会計、文書の作成等の事務に主として従事する者の雇用等に係る経費 |
| 印刷費 | 資料等の印刷代等 |
| 消耗品費 | 文房具等事務用品、書籍代等 |
| 通信・運搬費 | 郵便料金等 |
| 備品購入費 | 書庫（キャビネット等）、パソコン、机、椅子、テーブル、印刷機等。ただし、事務処理に直接関連しないもの（テレビ、冷蔵庫等）は、対象外とする。 |
| 借上費 | 会場借上、備品借上経費 |
| 活動費 | 自治協議会の役員等の活動に要する経費 |
| 会議費 | 自治協議会の運営会議等に係る経費 |
| その他の経費 | その他運営に必要な経費として区長が認めるもの |

別表第3 補助金限度額（第6条関係）

| 自治協議会の区域に係る人口 | 限度額 |
|--------------------|---------|
| 2,000人以下 | 2,630千円 |
| 2,001人以上5,000人以下 | 3,050千円 |
| 5,001人以上10,000人以下 | 3,470千円 |
| 10,001人以上15,000人以下 | 3,790千円 |
| 15,001人以上 | 4,110千円 |

(注1) 人口は、交付申請に係る年度の初日の属する年の前年の9月30日現在において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき住民基本台帳に記載されている者の数とする。

(注2) 運営費の額は、各自治協議会の補助金限度額のおおむね2分の1に相当する額を限度とする。

5. 政令指定都市所在地・各担当課

5-1 政令指定都市の概要・区役所所在地等

(令和6年4月1日現在)

| 都市名 (区の数、人口等) | 市役所、区役所 出張所等の名称 | 指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1 | 所在地 | 〒 | 電話番号 | |
|---|--|------------------------|-------------------|---------------|---------------|---------------|
| 札幌市 (10区・ 2出張所) (人口: 1,965,305人) ※2 | 札幌市役所 | 昭和47年4月1日 | 中央区北1条西2丁目1番地 | 060-8611 | (011)211-2111 | |
| | 中央区役所 | 昭和47年4月1日 | 中央区大通西2丁目9番地 | 060-8612 | 231-2400 | |
| | 北区役所 | 昭和47年4月1日 | 北区北24条西6丁目1番1号 | 001-8612 | 757-2400 | |
| | 篠路出張所 | - | 北区篠路4条7丁目2番40号 | 002-8024 | 771-2231 | |
| | 東区役所 | 昭和47年4月1日 | 東区北11条東7丁目1番1号 | 065-8612 | 741-2400 | |
| | 白石区役所 | 昭和47年4月1日 | 白石区南郷通1丁目南8番1号 | 003-8612 | 861-2400 | |
| | 厚別区役所 | 平成元年11月6日 | 厚別区厚別中央1条5丁目3番2号 | 004-8612 | 895-2400 | |
| | 豊平区役所 | 昭和47年4月1日 | 豊平区平岸6条10丁目1番1号 | 062-8612 | 822-2400 | |
| | 清田区役所 | 平成9年11月4日 | 清田区平岡1条1丁目2番1号 | 004-8613 | 889-2400 | |
| | 南区役所 | 昭和47年4月1日 | 南区真駒内幸町2丁目2番1号 | 005-8612 | 582-2400 | |
| | 定山渓出張所 | - | 南区定山渓温泉東4丁目315番地4 | 061-2302 | 598-2191 | |
| | 西区役所 | 昭和47年4月1日 | 西区琴似2条7丁目1番1号 | 063-8612 | 641-2400 | |
| | 手稲区役所 | 平成元年11月6日 | 手稲区前田1条11丁目1番10号 | 006-8612 | 681-2400 | |
| | 仙台市 (5区・ 2総合支所) (人口: 1,092,708人) ※2 | 仙台市役所 | 平成元年4月1日 | 青葉区国分町三丁目7番1号 | 980-8671 | (022)261-1111 |
| | 青葉区役所 | 平成元年4月1日 | 青葉区上杉一丁目5番1号 | 980-8701 | 225-7211 | |
| | 宮城総合支所 | - | 青葉区下愛子字観音堂5番地 | 989-3125 | 392-2111 | |
| | 宮城野区役所 | 平成元年4月1日 | 宮城野区五輪二丁目12番35号 | 983-8601 | 291-2111 | |
| | 若林区役所 | 平成元年4月1日 | 若林区保春院前丁3番地の1 | 984-8601 | 282-1111 | |
| | 太白区役所 | 平成元年4月1日 | 太白区長町南三丁目1番15号 | 982-8601 | 247-1111 | |
| | 秋保総合支所 | - | 太白区秋保町長袋字大原45番地の1 | 982-0243 | 399-2111 | |
| | 泉区役所 | 平成元年4月1日 | 泉区泉中央二丁目1番地の1 | 981-3189 | 372-3111 | |
| さいたま市 (10区) (人口: 1,347,547人) ※2 | さいたま市役所 | 平成15年4月1日 | 浦和区常盤六丁目4番4号 | 330-9588 | (048)829-1111 | |
| | 西区役所 | 平成15年4月1日 | 西区西大宮三丁目4番地2 | 331-8587 | 622-1111 | |
| | 北区役所 | 平成15年4月1日 | 北区宮原町一丁目852番地1 | 331-8586 | 653-1111 | |
| | 大宮区役所 | 平成15年4月1日 | 大宮区吉敷町一丁目124番地1 | 330-8501 | 657-0111 | |
| | 見沼区役所 | 平成15年4月1日 | 見沼区堀崎町12番地36 | 337-8586 | 687-1111 | |
| | 中央区役所 | 平成15年4月1日 | 中央区下落合五丁目7番10号 | 338-8686 | 856-1111 | |
| | 桜区役所 | 平成15年4月1日 | 桜区道場四丁目3番1号 | 338-8586 | 858-1111 | |
| | 浦和区役所 | 平成15年4月1日 | 浦和区常盤六丁目4番4号 | 330-9586 | 825-1111 | |
| | 南区役所 | 平成15年4月1日 | 南区別所七丁目20番1号 | 336-8586 | 838-1111 | |
| | 緑区役所 | 平成15年4月1日 | 緑区中尾975番地1 | 336-8587 | 874-1111 | |
| | 岩槻区役所 | 平成17年4月1日 | 岩槻区本町三丁目2番5号 | 339-8585 | 790-0111 | |
| 千葉市 (6区) (人口: 981,909人) ※2 | 千葉市役所 | 平成4年4月1日 | 中央区千葉港1番1号 | 260-8722 | (043)245-5111 | |
| | 中央区役所 | 平成4年4月1日 | 中央区中央4丁目5番1号 | 260-8733 | 221-2111 | |
| | 花見川区役所 | 平成4年4月1日 | 花見川区瑞穂1丁目1番地 | 262-8733 | 275-6111 | |
| | 稻毛区役所 | 平成4年4月1日 | 稻毛区穴川4丁目12番1号 | 263-8733 | 284-6111 | |
| | 若葉区役所 | 平成4年4月1日 | 若葉区桜木北2丁目1番1号 | 264-8733 | 233-8111 | |
| | 緑区役所 | 平成4年4月1日 | 緑区おゆみ野3丁目15番地3 | 266-8733 | 292-8111 | |
| | 美浜区役所 | 平成4年4月1日 | 美浜区真砂5丁目15番1号 | 261-8733 | 270-3111 | |
| 川崎市 (7区・2支所 ・4出張所) (人口: 1,548,254人) ※2 | 川崎市役所 | 昭和47年4月1日 | 川崎市宮本町1番地 | 210-8577 | (044)200-2111 | |
| | 川崎区役所 | 昭和47年4月1日 | 川崎区東田町8番地 | 210-8570 | 201-3113 | |
| | 大師支所 | - | 川崎区東門前2丁目1番1号 | 210-0812 | 271-0130 | |
| | 田島支所 | - | 川崎区鋼管通2丁目3番7号 | 210-0852 | 322-1960 | |
| | 幸区役所 | 昭和47年4月1日 | 幸区戸手本町1丁目11番地1 | 212-8570 | 556-6666 | |
| | 日吉出張所 | - | 幸区南加瀬1丁目7番17号 | 212-0055 | 599-1121 | |
| | 中原区役所 | 昭和47年4月1日 | 中原区小杉町3丁目245番地 | 211-8570 | 744-3113 | |
| | 高津区役所 | 昭和47年4月1日 | 高津区下作延2丁目8番1号 | 213-8570 | 861-3113 | |
| | 橘出張所 | - | 高津区千年1362番地1 | 213-0022 | 777-2355 | |
| | 宮前区役所 | 昭和57年7月1日 | 宮前区宮前平2丁目20番地5 | 216-8570 | 856-3113 | |
| | 向丘出張所 | - | 宮前区平1丁目1番10号 | 216-0022 | 866-6461 | |
| | 多摩区役所 | 昭和47年4月1日 | 多摩区登戸1775番地1 | 214-8570 | 935-3113 | |
| | 生田出張所 | - | 多摩区生田7丁目16番1号 | 214-0038 | 933-7111 | |
| | 麻生区役所 | 昭和57年7月1日 | 麻生区万福寺1丁目5番1号 | 215-8570 | 965-5100 | |

| 都市名 (区の数、人口等) | 市役所、区役所 出張所等の名称 | 指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1 | 所在地 | 〒 | 電話番号 |
|--|--------------------|------------------------|------------------|----------|---------------|
| 横浜市 (18区) (人口: 3,767,635人) ※2 | 横浜市役所 | 昭和31年9月1日 | 中区本町6丁目50番地の10 | 231-0005 | (045)671-2121 |
| | 鶴見区役所 | 昭和2年10月1日 | 鶴見区鶴見中央三丁目20番1号 | 230-0051 | 510-1818 |
| | 神奈川区役所 | 昭和2年10月1日 | 神奈川区広台太田町3番地8 | 221-0824 | 411-7171 |
| | 西区役所 | 昭和19年4月1日 | 西区中央一丁目5番10号 | 220-0051 | 320-8484 |
| | 中区役所 | 昭和2年10月1日 | 中区日本大通35番地 | 231-0021 | 224-8181 |
| | 南区役所 | 昭和18年12月1日 | 南区浦舟町二丁目33番地 | 232-0024 | 341-1212 |
| | 港南区役所 | 昭和44年10月1日 | 港南区港南四丁目2番10号 | 233-0003 | 847-8484 |
| | 保土ヶ谷区役所 | 昭和2年10月1日 | 保土ヶ谷区川辺町2番地9 | 240-0001 | 334-6262 |
| | 旭区役所 | 昭和44年10月1日 | 旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12 | 241-0022 | 954-6161 |
| | 磯子区役所 | 昭和2年10月1日 | 磯子区磯子三丁目5番1号 | 235-0016 | 750-2323 |
| | 金沢区役所 | 昭和23年5月15日 | 金沢区泥亀二丁目9番1号 | 236-0021 | 788-7878 |
| | 港北区役所 | 昭和14年4月1日 | 港北区大豆戸町26番地1 | 222-0032 | 540-2323 |
| | 緑区役所 | 昭和44年10月1日 | 緑区寺山町118番地 | 226-0013 | 930-2323 |
| | 青葉区役所 | 平成6年11月6日 | 青葉区市ヶ尾町31番地4 | 225-0024 | 978-2323 |
| | 都筑区役所 | 平成6年11月6日 | 都筑区茅ヶ崎中央32番1号 | 224-0032 | 948-2323 |
| | 戸塚区役所 | 昭和14年4月1日 | 戸塚区戸塚町16番地17 | 244-0003 | 866-8484 |
| | 栄区役所 | 昭和61年11月3日 | 栄区桂町303番地19 | 247-0005 | 894-8181 |
| | 泉区役所 | 昭和61年11月3日 | 泉区和泉中央北五丁目1番1号 | 245-0024 | 800-2323 |
| | 瀬谷区役所 | 昭和44年10月1日 | 瀬谷区二ツ橋町190番地 | 246-0021 | 367-5656 |
| 相模原市 (3区) (人口:723,435人) ※2 | 相模原市役所 | 平成22年4月1日 | 中央区中央二丁目11番15号 | 252-5277 | (042)754-1111 |
| | 緑区役所 | 平成22年4月1日 | 緑区西橋本五丁目3番21号 | 252-5177 | 775-8802 |
| | 中央区役所 | 平成22年4月1日 | 中央区中央二丁目11番15号 | 252-5277 | 769-9802 |
| | 南区役所 | 平成22年4月1日 | 南区相模大野五丁目31番1号 | 252-0377 | 749-2134 |
| 新潟市 (8区・14出張所) (人口: 767,713人) ※2 | 新潟市役所 | 平成19年4月1日 | 中央区学校町通1番町602番地1 | 951-8550 | (025)228-1000 |
| | 北区役所 | 平成19年4月1日 | 北区東榮町1丁目1番14号 | 950-3393 | 387-1000 |
| | 北出張所 | - | 北区松浜1丁目7番地9 | 950-3126 | 387-1705 |
| | 東区役所 | 平成19年4月1日 | 東区下木戸1丁目4番1号 | 950-8709 | 272-1000 |
| | 石山出張所 | - | 東区石山1丁目1番12号 | 950-0852 | 250-2820 |
| | 中央区役所 | 平成19年4月1日 | 中央区西堀通6番町866番地 | 951-8553 | 223-1000 |
| | 東出張所 | - | 中央区蒲原町7番1号 | 950-0083 | 241-4111 |
| | 南出張所 | - | 中央区新和3丁目3番1号 | 950-0972 | 283-0406 |
| | 江南区役所 | 平成19年4月1日 | 江南区泉町3丁目4番5号 | 950-0195 | 383-1000 |
| | 横越出張所 | - | 横越中央1丁目1番1号 | 950-0292 | 385-2111 |
| | 秋葉区役所 | 平成19年4月1日 | 秋葉区程島2009番地 | 956-8601 | (0250)23-1000 |
| | 小須戸出張所 | - | 秋葉区小須戸120番地5 | 956-0192 | 25-5720 |
| | 南区役所 | 平成19年4月1日 | 南区白根1235番地 | 950-1292 | (025)373-1000 |
| | 味方出張所 | - | 南区味方1544番地 | 950-1294 | 372-6805 |
| | 月潟出張所 | - | 南区月潟535番地 | 950-1304 | 372-6905 |
| | 西区役所 | 平成19年4月1日 | 西区寺尾東3丁目14番41号 | 950-2097 | 268-1000 |
| | 西出張所 | - | 西区内野町413番地 | 950-2112 | 262-3111 |
| | 黒埼出張所 | - | 西区大野町2843番地1 | 950-1196 | 377-3101 |
| | 西蒲区役所 | 平成19年4月1日 | 西蒲区巻甲2690番地1 | 953-8666 | (0256)73-1000 |
| | 岩室出張所 | - | 西蒲区西中860番地 | 953-0192 | 82-4111 |
| | 西川出張所 | - | 西蒲区旗屋585番地1 | 959-0492 | 88-3111 |
| | 潟東出張所 | - | 西蒲区三方1番地 | 959-0592 | 86-3111 |
| | 中之口出張所 | - | 西蒲区中之口626番地 | 950-1327 | (025)375-2712 |
| 静岡市 (3区・3支所) (人口: 673,804人) ※2 | 静岡市役所 | 平成17年4月1日 | 葵区追手町5番1号 | 420-8602 | (054)254-2111 |
| | 葵区役所 | 平成17年4月1日 | 葵区追手町5番1号 | 420-8602 | 254-2115 |
| | 井川支所 | - | 葵区井川656番地の2 | 428-0504 | 260-2211 |
| | 駿河区役所 | 平成17年4月1日 | 駿河区南八幡町10番40号 | 422-8550 | 202-5811 |
| | 長田支所 | - | 駿河区上川原13番1号 | 421-0132 | 259-5522 |
| | 清水区役所 | 平成17年4月1日 | 清水区旭町6番8号 | 424-8701 | 354-2111 |
| | 蒲原支所 | - | 清水区蒲原新田一丁目21番1号 | 421-3211 | 385-3111 |
| 浜松市 (3区) (人口:776,750人) ※2 | 浜松市役所 | 平成19年4月1日 | 中央区元城町103番地の2 | 430-8652 | (053)457-2111 |
| | 中央区役所 | 令和6年1月1日 | 中央区元城町103番地の2 | 430-8652 | 457-2111 |
| | 浜名区役所 | 令和6年1月1日 | 浜名区貴布祢3000番地 | 434-8550 | 587-3111 |
| | 天竜区役所 | 令和6年1月1日 | 天竜区二俣町二俣481番地 | 431-3392 | 926-1111 |

| 都市名 (区の数、人口等) | 市役所、区役所 出張所等の名称 | 指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1 | 所在地 | 〒 | 電話番号 |
|--|--------------------|------------------------|--------------------------|----------|---------------|
| 名古屋市 (16区・6支所) (人口: 2,322,143人) ※2 | 名古屋市役所 | 昭和31年9月1日 | 中区三の丸三丁目1番1号 | 460-8508 | (052)961-1111 |
| | 千種区役所(仮設庁舎) | 昭和12年10月1日 | 千種区星が丘山手103番地 | 464-8644 | 762-3111 |
| | 東区役所 | 明治41年4月1日 | 東区筒井一丁目7番74号 | 461-8640 | 935-2271 |
| | 北区役所 | 昭和19年2月11日 | 北区清水四丁目17番1号 | 462-8511 | 911-3131 |
| | 楠支所 | - | 北区楠二丁目974番地 | 462-0012 | 901-2261 |
| | 西区役所 | 明治41年4月1日 | 西区花の木二丁目18番1号 | 451-8508 | 521-5311 |
| | 山田支所 | - | 西区八筋町358番地の2 | 452-0815 | 501-1311 |
| | 中村区役所 | 昭和12年10月1日 | 中村区松原町1丁目23番地の1 | 453-8501 | 483-8161 |
| | 中区役所 | 明治41年4月1日 | 中区栄四丁目1番8号 | 460-8447 | 241-3601 |
| | 昭和区役所 | 昭和12年10月1日 | 昭和区阿由知通3丁目19番地 | 466-8585 | 731-1511 |
| | 瑞穂区役所 | 昭和19年2月11日 | 瑞穂区瑞穂通3丁目32番地 | 467-8531 | 841-1521 |
| | 熱田区役所 | 昭和12年10月1日 | 熱田区神宮三丁目1番15号 | 456-8501 | 681-1431 |
| | 中川区役所 | 昭和12年10月1日 | 中川区高畠一丁目223番地 | 454-8501 | 362-1111 |
| | 富田支所 | - | 中川区春田三丁目215番地 | 454-0985 | 301-8141 |
| | 港区役所 | 昭和12年10月1日 | 港区港明一丁目12番20号 | 455-8520 | 651-3251 |
| | 南陽支所 | - | 港区春田野三丁目1801番地 | 455-0873 | 301-8118 |
| | 南区役所 | 明治41年4月1日 | 南区前浜通3丁目10番地 | 457-8508 | 811-5161 |
| | 守山区役所 | 昭和38年2月15日 | 守山区小幡一丁目3番1号 | 463-8510 | 793-3434 |
| | 志段味支所 | - | 守山区下志段味一丁目1401番地 | 463-0003 | 736-2000 |
| | 緑区役所 | 昭和38年4月1日 | 緑区青山二丁目15番地 | 458-8585 | 621-2111 |
| | 徳重支所 | - | 緑区元徳重一丁目401番地 | 458-0852 | 875-2202 |
| | 名東区役所 | 昭和50年2月1日 | 名東区上社二丁目50番地 | 465-8508 | 773-1111 |
| | 天白区役所 | 昭和50年2月1日 | 天白区島田二丁目201番地 | 468-8510 | 803-1111 |
| 京都市 (11区・3支所) (人口: 1,436,247人) ※2 | 京都市役所 | 昭和31年9月1日 | 中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 | 604-8571 | (075)222-3111 |
| | 北区役所 | 昭和30年9月1日 | 北区紫野東御所田町33番地の1 | 603-8511 | 432-1181 |
| | 上京区役所 | 明治12年4月10日 | 上京区今出川通室町西入堀出シ町285 | 602-8511 | 441-0111 |
| | 左京区役所 | 昭和4年4月1日 | 左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 | 606-8511 | 702-1000 |
| | 中京区役所 | 昭和4年4月1日 | 中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地 | 604-8588 | 812-0061 |
| | 東山区役所 | 昭和4年4月1日 | 東山区清水五丁目130番地の6 | 605-8511 | 561-1191 |
| | 山科区役所 | 昭和51年10月1日 | 山科区柳辻池尻町14番地の2 | 607-8511 | 592-3050 |
| | 下京区役所 | 明治12年4月10日 | 下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地の8 | 600-8588 | 371-7101 |
| | 南区役所 | 昭和30年9月1日 | 南区西九条南田町1番地の3 | 601-8511 | 681-3111 |
| | 右京区役所 | 昭和6年4月1日 | 右京区太秦下刑部町12番地 | 616-8511 | 861-1101 |
| | 西京区役所 | 昭和51年10月1日 | 西京区上桂森下町25番地の1 | 615-8522 | 381-7121 |
| | 洛西支所 | - | 西京区大原野東境谷町二丁目1番地の2 | 610-1198 | 332-8111 |
| | 伏見区役所 | 昭和6年4月1日 | 伏見区鷹匠町39番地の2 | 612-8511 | 611-1101 |
| | 深草支所 | - | 伏見区深草向畠町93番地の1 | 612-0861 | 642-3101 |
| | 醍醐支所 | - | 伏見区醍醐大構町28番地 | 601-1366 | 571-0003 |

| 都市名 (区の数、人口等) | 市役所、区役所 出張所等の名称 | 指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1 | 所在地 | 〒 | 電話番号 |
|---|--------------------|------------------------|--------------------|----------|---------------|
| 大阪市 (24区) (人口: 2,777,328人) ※2 | 大 阪 市 役 所 | 昭和31年9月1日 | 北区中之島一丁目3番20号 | 530-8201 | (06)6208-8181 |
| | 北 区 役 所 | 平成元年2月13日 | 北区扇町二丁目1番27号 | 530-8401 | 6313-9625 |
| | 都 島 区 役 所 | 昭和18年4月1日 | 都島区中野町二丁目16番20号 | 534-8501 | 6882-9625 |
| | 福 島 区 役 所 | 昭和18年4月1日 | 福島区大開一丁目8番1号 | 553-8501 | 6464-9625 |
| | 此 花 区 役 所 | 大正14年4月1日 | 此花区春日出北一丁目8番4号 | 554-8501 | 6466-9625 |
| | 中 央 区 役 所 | 平成元年2月13日 | 中央区久太郎町一丁目2番27号 | 541-8518 | 6267-9625 |
| | 西 区 役 所 | 明治22年4月1日 | 西区新町四丁目5番14号 | 550-8501 | 6532-9625 |
| | 港 区 役 所 | 大正14年4月1日 | 港区市岡一丁目15番25号 | 552-8510 | 6576-9625 |
| | 大 正 区 役 所 | 昭和7年10月1日 | 大正区千島二丁目7番95号 | 551-8501 | 4394-9625 |
| | 天 王 寺 区 役 所 | 大正14年4月1日 | 天王寺区真法院町20番33号 | 543-8501 | 6774-9625 |
| | 浪 速 区 役 所 | 大正14年4月1日 | 浪速区敷津東一丁目4番20号 | 556-8501 | 6647-9625 |
| | 西 淀 川 区 役 所 | 大正14年4月1日 | 西淀川区御幣島一丁目2番10号 | 555-8501 | 6478-9625 |
| | 淀 川 区 役 所 | 昭和49年7月22日 | 淀川区十三東二丁目3番3号 | 532-8501 | 6308-9625 |
| | 東 淀 川 区 役 所 | 大正14年4月1日 | 東淀川区豊新二丁目1番4号 | 533-8501 | 4809-9625 |
| | 東 成 区 役 所 | 大正14年4月1日 | 東成区大今里西二丁目8番4号 | 537-8501 | 6977-9625 |
| | 生 野 区 役 所 | 昭和18年4月1日 | 生野区勝山南三丁目1番19号 | 544-8501 | 6715-9625 |
| | 旭 区 役 所 | 昭和7年10月1日 | 旭区大宮一丁目1番17号 | 535-8501 | 6957-9625 |
| | 城 東 区 役 所 | 昭和18年4月1日 | 城東区中央三丁目5番45号 | 536-8510 | 6930-9625 |
| | 鶴 見 区 役 所 | 昭和49年7月22日 | 鶴見区横堤五丁目4番19号 | 538-8510 | 6915-9625 |
| | 阿 倍 野 区 役 所 | 昭和18年4月1日 | 阿倍野区文の里一丁目1番40号 | 545-8501 | 6622-9625 |
| | 住 之 江 区 役 所 | 昭和49年7月22日 | 住之江区御崎三丁目1番17号 | 559-8601 | 6682-9625 |
| | 住 吉 区 役 所 | 大正14年4月1日 | 住吉区南住吉三丁目15番55号 | 558-8501 | 6694-9625 |
| | 東 住 吉 区 役 所 | 昭和18年4月1日 | 東住吉区東田辺一丁目13番4号 | 546-8501 | 4399-9625 |
| | 平 野 区 役 所 | 昭和49年7月22日 | 平野区背戸口三丁目8番19号 | 547-8580 | 4302-9625 |
| | 西 成 区 役 所 | 大正14年4月1日 | 西成区岸里一丁目5番20号 | 557-8501 | 6659-9625 |
| 堺市 (7区) (人口: 808,404人) ※2 | 堺 市 役 所 | 平成18年4月1日 | 堺区南瓦町3番1号 | 590-0078 | (072)233-1101 |
| | 堺 区 役 所 | 平成18年4月1日 | 堺区南瓦町3番1号 | 590-0078 | 228-7403 |
| | 中 区 役 所 | 平成18年4月1日 | 中区深井沢町2470番地7 | 599-8236 | 270-8181 |
| | 東 区 役 所 | 平成18年4月1日 | 東区日置荘原寺町195番地1 | 599-8112 | 287-8100 |
| | 西 区 役 所 | 平成18年4月1日 | 西区鳳東町6丁600番地 | 593-8324 | 275-1901 |
| | 南 区 役 所 | 平成18年4月1日 | 南区桃山台1丁1番1号 | 590-0141 | 290-1800 |
| | 北 区 役 所 | 平成18年4月1日 | 北区新金岡町5丁1番4号 | 591-8021 | 258-6706 |
| 神戸市 (10区・2支所・ 13出張所) (人口: 1,492,953人) ※2 | 美 原 区 役 所 | 平成18年4月1日 | 美原区黒山167番地1 | 587-8585 | 363-9311 |
| | 神 戸 市 役 所 | 昭和31年9月1日 | 中央区加納町6丁目5番1号 | 650-8570 | (078)331-8181 |
| | 東 瀬 区 役 所 | 昭和25年4月1日 | 東瀬区住吉東町5丁目2番1号 | 658-8570 | 841-4131 |
| | 灘 区 役 所 | 昭和6年9月1日 | 灘区桜口町4丁目2番1号 | 657-8570 | 843-7001 |
| | 中 央 区 役 所 | 昭和55年12月1日 | 中央区東町115番地 | 651-8570 | 335-7511 |
| | 兵 庫 区 役 所 | 昭和6年9月1日 | 兵庫区荒田町1丁目21番1号 | 652-8570 | 511-2111 |
| | 北 区 役 所 | 昭和48年8月1日 | 北区鈴蘭台北町1丁目9番1号 | 651-1195 | 593-1111 |
| | 山 田 出 張 所 | - | 北区松が枝町2丁目1番地の4 | 651-1232 | 581-1001 |
| | 北 神 区 役 所 | 平成31年4月1日 | 北区藤原台中町1丁目2番1号 | 651-1302 | 981-5377 |
| | 有 馬 出 張 所 | - | 北区有馬町字中ノ畑241番地の1 | 651-1401 | 904-0081 |
| | 道 場 出 張 所 | - | 北区道場町塩田字下溝尻1418番地 | 651-1502 | 985-2381 |
| | 八 多 出 張 所 | - | 北区八多町附物字杉脇782番地の7 | 651-1343 | 982-0002 |
| | 大 沢 出 張 所 | - | 北区大沢町中大沢字泓1000番地の1 | 651-1524 | 954-0301 |
| | 長 尾 出 張 所 | - | 北区長尾町宅原319番地の2 | 651-1511 | 986-2581 |
| | 淡 河 出 張 所 | - | 北区淡河町木津字尾通54番地 | 651-1614 | 959-0131 |
| | 長 田 区 役 所 | 昭和20年5月1日 | 長田区北町3丁目4番地の3 | 653-8570 | 579-2311 |
| | 須 磨 区 役 所 | 昭和6年9月1日 | 須磨区大黒町4丁目1番1号 | 654-8570 | 731-4341 |
| | 北 須 磨 支 所 | - | 須磨区中落合2丁目2番5号 | 654-0195 | 793-1212 |
| | 垂 水 区 役 所 | 昭和21年11月1日 | 垂水区日向1丁目5番1号 | 655-8570 | 708-5151 |
| | 西 区 役 所 | 昭和57年8月1日 | 西区糀台5丁目4-1 | 651-2295 | 940-9501 |
| | 玉 津 支 所 | - | 西区玉津町小山180番地の3 | 651-2195 | 965-6400 |
| | 伊 川 谷 出 張 所 | - | 西区池上4丁目15番地の2 | 651-2111 | 974-0001 |
| | 櫛 谷 出 張 所 | - | 西区櫛谷町長谷字光松71番地の1 | 651-2235 | 991-1001 |
| | 押 部 谷 出 張 所 | - | 西区押部谷町西盛字老之本313番地 | 651-2202 | 994-1001 |
| | 平 野 出 張 所 | - | 西区平野町宮前字上松148番地 | 651-2265 | 961-2001 |
| | 神 出 出 張 所 | - | 西区神出町田井字蔵垣内50番地 | 651-2313 | 965-1001 |
| | 岩 岡 出 張 所 | - | 西区岩岡町岩岡字西場922番地の1 | 651-2401 | 967-1001 |

| 都市名 (区の数、人口等) | 市役所、区役所 出張所等の名称 | 指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1 | 所在地 | 〒 | 電話番号 |
|--|--------------------|------------------------|---------------------|----------|---------------|
| 岡山市 (4区) (人口: 712,940人) ※2 | 岡山市役所 | 平成21年4月1日 | 北区大供一丁目1番1号 | 700-8544 | (086)803-1000 |
| | 北区役所 | 平成21年4月1日 | 北区大供一丁目1番1号 | 700-8544 | |
| | 御津支所 | - | 北区御津金川1020番地 | 709-2133 | |
| | 建部支所 | - | 北区建部町福渡489番地 | 709-3198 | |
| | 一宮地域センター | - | 北区一宮638番地1 | 701-1211 | |
| | 津高地域センター | - | 北区栢谷1682番地 | 701-1144 | |
| | 高松地域センター | - | 北区高松原古才247番地 | 701-1334 | |
| | 吉備地域センター | - | 北区庭瀬416番地 | 701-0153 | |
| | 足守地域センター | - | 北区足守718番地 | 701-1463 | |
| | 中区役所 | 平成21年4月1日 | 中区浜三丁目7番15号 | 703-8544 | |
| | 富山地域センター | - | 中区円山115番地1 | 703-8271 | |
| | 東区役所 | 平成21年4月1日 | 東区西大寺南一丁目2番4号 | 704-8555 | |
| | 瀬戸支所 | - | 東区瀬戸町瀬戸45番地 | 709-0897 | |
| | 上道地域センター | - | 東区東平島191番地 | 709-0631 | |
| | 南区役所 | 平成21年4月1日 | 南区浦安南町495番地5 | 702-8544 | |
| | 灘崎支所 | - | 南区片岡207番地 | 709-1215 | |
| | 妹尾地域センター | - | 南区箕島1024番地8 | 701-0206 | |
| | 福田地域センター | - | 南区古新田1186番地 | 701-0203 | |
| | 興除地域センター | - | 南区中畦593番地 | 701-0213 | |
| | 藤田地域センター | - | 南区藤田508番地 | 701-0221 | |
| | 児島地域センター | - | 南区北浦716番地 | 702-8012 | |
| | 福浜地域センター | - | 南区福富中一丁目16番22号 | 702-8032 | |
| 広島市 (8区) (人口: 1,180,822人) ※2 | 広島市役所 | 昭和55年4月1日 | 中区国泰寺町一丁目6番34号 | 730-8586 | (082)245-2111 |
| | 中区役所 | 昭和55年4月1日 | 中区国泰寺町一丁目4番21号 | 730-8587 | |
| | 東区役所 | 昭和55年4月1日 | 東区東蟹屋町9番38号 | 732-8510 | |
| | 温品出張所 | - | 東区温品五丁目1番18号 | 732-0033 | |
| | 南区役所 | 昭和55年4月1日 | 南区皆実町一丁目5番44号 | 734-8522 | |
| | 似島出張所 | - | 南区似島町字家下752番地の74 | 734-0017 | |
| | 西区役所 | 昭和55年4月1日 | 西区福島町二丁目2番1号 | 733-8530 | |
| | 安佐南区役所 | 昭和55年4月1日 | 安佐南区古市一丁目33番14号 | 731-0193 | |
| | 佐東出張所 | - | 安佐南区緑井六丁目29番28号 | 731-0103 | |
| | 祇園出張所 | - | 安佐南区祇園二丁目48番7号 | 731-0138 | |
| | 沼田出張所 | - | 安佐南区伴東七丁目64番8号 | 731-3164 | |
| | 安佐北区役所 | 昭和55年4月1日 | 安佐北区可部四丁目13番13号 | 731-0292 | |
| | 白木出張所 | - | 安佐北区白木町大字秋山2391番地の4 | 739-1414 | |
| | 高陽出張所 | - | 安佐北区深川五丁目13番7号 | 739-1751 | |
| | 安佐出張所 | - | 安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1 | 731-1142 | |
| | 安芸区役所 | 昭和55年4月1日 | 安芸区船越南三丁目4番36号 | 736-8501 | |
| | 中野出張所 | - | 安芸区中野三丁目20番9号 | 739-0321 | |
| | 阿戸出張所 | - | 安芸区阿戸町6257番地の2 | 731-4231 | |
| | 矢野出張所 | - | 安芸区矢野東五丁目7番18号 | 736-0083 | |
| | 佐伯区役所 | 昭和60年3月20日 | 佐伯区海老園二丁目5番28号 | 731-5195 | |
| | 湯来出張所 | - | 佐伯区湯来町大字和田166番地 | 738-0601 | |
| 北九州市 (7区・9出張所) (人口: 909,579人) ※2 | 北九州市役所 | 昭和38年4月1日 | 小倉北区城内1番1号 | 803-8501 | (093)582-2525 |
| | 門司区役所 | 昭和38年4月1日 | 門司区清滝一丁目1番1号 | 801-8510 | |
| | 松ヶ江出張所 | - | 門司区吉志新町二丁目1番1号 | 800-0118 | |
| | 大里出張所 | - | 門司区大里原町12番12号 | 800-0038 | |
| | 小倉北区役所 | 昭和49年4月1日 | 小倉北区大手町1番1号 | 803-8510 | |
| | 小倉南区役所 | 昭和49年4月1日 | 小倉南区若園五丁目1番2号 | 802-8510 | |
| | 曾根出張所 | - | 小倉南区下曾根四丁目22番1号 | 800-0217 | |
| | 両谷出張所 | - | 小倉南区徳吉西三丁目7番1号 | 803-0278 | |
| | 東谷出張所 | - | 小倉南区大字木下704番地の1 | 803-0184 | |
| | 若松区役所 | 昭和38年4月1日 | 若松区浜町一丁目1番1号 | 808-8510 | |
| | 島郷出張所 | - | 若松区鴨生田二丁目1番1号 | 808-0105 | |
| | 八幡東区役所 | 昭和49年4月1日 | 八幡東区中央一丁目1番1号 | 805-8510 | |
| | 八幡西区役所 | 昭和49年4月1日 | 八幡西区黒崎三丁目15番3号 | 806-8510 | |
| | 折尾出張所 | - | 八幡西区光明一丁目9番22号 | 807-0824 | |
| | 上津役出張所 | - | 八幡西区下上津役四丁目8番1号 | 807-0075 | |
| | 八幡南出張所 | - | 八幡西区茶屋の原一丁目6番1号 | 807-1134 | |
| | 戸畠区役所 | 昭和38年4月1日 | 戸畠区千防一丁目1番1号 | 804-8510 | |

| 都市名 (区の数、人口等) | 市役所、区役所 出張所等の名称 | 指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1 | 所在地 | 〒 | 電話番号 |
|---|--------------------|------------------------|----------------|----------|---------------|
| 福岡市 (7区) (人口: 1,645,863人) ※2 | 福岡市役所 | 昭和47年4月1日 | 中央区天神1丁目8番1号 | 810-8620 | (092)711-4111 |
| | 東区役所 | 昭和47年4月1日 | 東区箱崎二丁目54番1号 | 812-8653 | 631-2131 |
| | 博多区役所 | 昭和47年4月1日 | 博多区博多駅前二丁目8番1号 | 812-8512 | 441-2131 |
| | 中央区役所 | 昭和47年4月1日 | 中央区大名二丁目5番31号 | 810-8622 | 714-2131 |
| | 南区役所 | 昭和47年4月1日 | 南区塩原三丁目25番1号 | 815-8501 | 561-2131 |
| | 城南区役所 | 昭和57年5月10日 | 城南区鳥飼六丁目1番1号 | 814-0192 | 822-2131 |
| | 早良区役所 | 昭和57年5月10日 | 早良区百道二丁目1番1号 | 814-8501 | 841-2131 |
| | 入部出張所 | - | 早良区東入部二丁目14番8号 | 811-1102 | 804-2011 |
| | 西区役所 | 昭和57年5月10日 | 西区内浜一丁目4番1号 | 819-8501 | 881-2131 |
| | 西部出張所 | - | 西区西都二丁目1番1号 | 819-0367 | 806-0004 |
| 熊本市 (5区・ 7総合出張所・ 1分室) (人口: 735,675人) ※2 | 熊本市役所 | 平成24年4月1日 | 中央区手取本町1番1号 | 860-8601 | (096)328-2111 |
| | 中央区役所 | 平成24年4月1日 | 中央区手取本町1番1号 | 860-8618 | 328-2555 |
| | 東区役所 | 平成24年4月1日 | 東区東本町16番30号 | 862-8555 | 367-9111 |
| | 託麻総合出張所 | - | 東区長嶺東7丁目11番15号 | 861-8038 | 380-3111 |
| | 西区役所 | 平成24年4月1日 | 西区小島2丁目7番1号 | 861-5292 | 329-1111 |
| | 河内総合出張所 | - | 西区河内町船津2069番地5 | 861-5347 | 276-1111 |
| | 芳野分室 | - | 西区河内町野出1410番地 | 861-5343 | 277-2001 |
| | 南区役所 | 平成24年4月1日 | 南区富合町清藤405番地3 | 861-4189 | 357-4111 |
| | 天明総合出張所 | - | 南区奥古閑町2035番地 | 861-4125 | 223-1111 |
| | 城南総合出張所 | - | 南区城南町宮地1050番地 | 861-4202 | (0964)28-3111 |
| | 幸田総合出張所 | - | 南区幸田2丁目4番1号 | 861-4108 | (096)378-0172 |
| | 北区役所 | 平成24年4月1日 | 北区植木町岩野238番地1 | 861-0195 | 272-1111 |
| | 清水総合出張所 | - | 北区清水亀井町14番7号 | 861-8066 | 343-9161 |
| | 龍田総合出張所 | - | 北区龍田弓削1丁目1番10号 | 861-8007 | 338-2231 |

※1…政令指定都市移行年月日は各都市の「市役所」の欄に、区設置年月日は各「区役所」の欄に記載

※2…令和6年4月1日現在の推計人口

5-2 政令指定都市区政担当課

(令和6年4月1日現在)

| 都 市 名 | 区政担当課名・所在地・メールアドレス | 電話・FAX番号 |
|-----------|---|--|
| 札 幌 市 | 市民文化局 地域振興部 区政課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目1番地 kusei@city.sapporo.jp | (代表) (011)211-2111 (直通) 211-2252 (FAX) 218-5156 |
| 仙 台 市 | 市民局 区政部 区政課 〒980-0802 仙台市青葉区二日町1番23号 アーバンネット勾当台ビル9階 sim004010@city.sendai.jp | (代表) (022)261-1111 (直通) 214-6125 (FAX) 211-1916 |
| さ い た ま 市 | 市民局 区政推進部 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 kusei-suishin@city.saitama.lg.jp | (代表) (048)829-1111 (直通) 829-1834 (FAX) 829-1992 |
| 千 葉 市 | 市民局 市民自治推進部 区政推進課 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 kusei.CIC@city.chiba.lg.jp | (代表) (043)245-5111 (直通) 245-5133 (FAX) 245-5155 |
| 川 崎 市 | 市民文化局 コミュニティ推進部 区政推進課 〒210-0007 川崎市川崎区宮本町1番地 21階 25kusei@city.kawasaki.jp | (代表) (044)200-2111 (直通) 200-2357・58 (FAX) 200-3800 |
| 横 浜 市 | 市民局 区政支援部 区連絡調整課 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 sh-kuren@city.yokohama.lg.jp | (代表) (045)671-2121 (直通) 671-2067 (FAX) 664-5295 |
| 相 模 原 市 | 市民局 区政推進課 〒252-5277 相模原市中央区中央二丁目11番15号 kuseisuishin@city.sagamihara.lg.jp | (代表) (042)754-1111 (直通) 769-9812 (FAX) 754-7990 |
| 新 関 市 | 市民生活部 市民協働課 〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 shiminkyodo@city.niigata.lg.jp | (代表) (025)228-1000 (直通) 226-1102 (FAX) 228-2230 |
| 静 岡 市 | 総務局 総務課 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 soumu@city.shizuoka.lg.jp | (代表) (054)254-2111 (直通) 221-1004 (FAX) 205-1377 |
| 浜 松 市 | 市民部 市民協働・地域政策課 〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2 shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp | (代表) (053)457-2111 (直通) 457-2094 (FAX) 457-2750 |
| 名 古 屋 市 | スポーツ市民局 地域振興部 区政課 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 a3112@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp | (代表) (052)961-1111 (直通) 972-3112 (FAX) 972-4458 |
| 京 都 市 | 文化市民局 地域自治推進室(区政推進担当) 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地 kusei@city.kyoto.lg.jp | (代表) (075)222-3111 (直通) 222-3048 (FAX) 222-3042 |
| 大 阪 市 | 市民局 区政支援室 区行政制度担当 〒530-8201 大阪市北区中之島一丁目3番20号 ca0003@city.osaka.lg.jp | (代表) (06)6208-8181 (直通) 6208-7321 (FAX) 6202-7073 |

| 都 市 名 | 区政担当課名・所在地・メールアドレス | 電話・FAX番号 |
|---------|--|---|
| 堺 市 | 市民人権局 市民生活部 区政推進課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 kusui@city.sakai.lg.jp | (代表) (072)233-1101 (直通) 228-7579 (FAX) 228-0371 |
| 神 戸 市 | 地域協働局 区役所課 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 kuyakusho@office.city.kobe.lg.jp | (代表) (078)331-8181 (直通) 322-5071 (FAX) 322-6010 |
| 岡 山 市 | 市民生活局 市民生活部 区政推進課 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 kuseisuishin@city.okayama.lg.jp | (代表) (086)803-1000 (直通) 803-1033 (FAX) 803-1875 |
| 広 島 市 | 企画総務局 区政課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 soumu-kusei@city.hiroshima.lg.jp | (代表) (082)245-2111 (直通) 504-2888 (FAX) 504-2069 |
| 北 九 州 市 | 総務市民局 市民部 区政推進課 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 sou-suishin@city.kitakyushu.lg.jp | (代表) — (直通) (093)582-2107 (FAX) 562-1307 |
| 福 岡 市 | 市民局 総務部 区政推進課 〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 kuseisuishin.CAB@city.fukuoka.lg.jp | (代表) (092)711-4111 (直通) 707-3864 (FAX) 733-5595 |
| 熊 本 市 | 文化市民局 市民生活部 地域政策課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 chiikiseisaku@city.kumamoto.lg.jp | (代表) (096)328-2111 (直通) 328-2031 (FAX) 351-2030 |

令和 6 年度 区政概要

令和 6 年 7 月発行

発行 福岡市市民局総務部区政推進課
福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
TEL (092) 707-3864
FAX (092) 733-5595